

なきを怒り、其の翌年源國光を奥州なる平泉に使はし、基衡に謂はしめて曰く例年貢する所の黄金、段布及び馬、鷲羽の員甚だ少なし、宜しく之れを増加すべしと。基衡曰く前の領主は先例に異議なかりき、今之を増すの理なしと、峻拒して容れず、國光已むを得ずして京に歸りしかば、頼長更に藤原延貞を遣はして之を責めしめたり、基衡も飽くまで拒むの不利なるを悟りしか、久安六年には少しく其の員數を増し之を延貞に附して歸京せしめたるに、頼長は之を卻けて受けず、藤原成佐之を聞き頼長を諫めて曰く昔は匈奴、南越、漢威に服せずして動もすれば中國の地を侵せり、文帝の時、徳を以て之を懐けし故匈奴親し南越も亦臣と稱せり、今君、只管に威權を以て基衡の貢を増さしめんと欲するも、基衡の勢ひ強大なり、君の求めに應せざるべし、禍ひ必らずや生せん、少しく増したるに満足し給ふを利とすべしと藤原成隆、源俊通等曰く基衡は夷狄なれども君の威を畏れて少しく其の貢物の員を加へたり、今之を受け給はずんば、更に又之を増すべし、君和親し給ふ勿れと成佐之を聞き大に畏れて曰く貢物を卻けて増加を命じ給ふとも基衡若し之を拒まんか、朝廷は却つて威を東國に失ひ、嘲りを後世に貽さん、君よく之を考慮し給へと、頼長之を肯かず、更に又延貞を遣はして増貢を催促せしめたるに、仁平三年の秋に至り、基衡又少しく其の員數を加へて貢進せしかば、頼長大に喜びて曰く予成隆、俊基等が言により志を遂げ、利を得たりとて厚く延貞を賞したりといへり。

左大臣の威を以てして法定の貢物を基衡に命ずる能はず、再三催促して僅に之を増さしめ、以て之を誇りとせり、而も其の叛逆を恐れて切諫せしものあるを見ても、如何に京官の怯懦にして基衡の權威の大なりしかを知るに足るべし。基衡亦清衡と同じく深く佛を信じ、毛越寺を平泉館の西南丘山に憑りたる地に建設せり、此寺元と嘉祥三年慈覺大師の開基にして醫王山毛越寺と稱し、貞觀十一年北門鎮護の御願寺たりしと傳ふるも眞僞は詳らかならず、又清衡の時堀河帝の勅命を奉じ經始せりといふも、東鑑によれば基衡の造立たり、東鑑文治五年九月の註文に

一毛越寺の事

堂塔四十餘宇、禪房五百餘宇なり、基衡之を建立す、金堂を圓隆寺と號し金銀を鑲め紫檀赤木等を繼ぎ萬寶を盡し幾色を交へ、本佛は藥師丈六同じく神將を安す（雲慶之を作る、佛菩薩像玉を以て眼に入る、こゝ此時始まれる例なり）講堂、常行堂、二階惣門、鐘樓、經藏等之あり、九條關白家御自筆を染め、額を下さる、參議長教卿堂中色紙形を書す云々

九條關白は藤原忠通にして前關白忠實の男、參議教長は、宇治左大臣の男なり、續世繼には仁和寺の僧某、扁額を關白忠通公に請ひしかば、公聽て書き與へしが後にいたりその額は奥州藤原基衡が請へる所なりと聞き、公大に怒りて曰く基衡は夷人なり、わが筆蹟を與ふべきものにあらずと、舍人に命じて之を取返さしめんとす、舍人陸奥に至り額を取返さんとしたるも基衡肯かず、舍人大に苦しめり、基衡の妻夫を諫めていふやう、返納せざれば憚りなきにあらざらん、基衡已むを得ず之を舍人に返したるに、舍人其の額板を摧きて歸洛せりとあり、然るに東鑑によれば文治の頃まで關白の額尙存せしなり、基衡返納を肯せざりし爲め、舍人歸洛して之を碎けりと詐りしか、或ひは基衡、關白の筆蹟に擬したる額を舍人に附して碎かしめたるなるべし。

基衡圓隆寺の本尊薬師及び十二神將を作らん爲め京師の佛師雲慶に注文せしに雲慶上中下三等の品を示し、何れか欲すると問ふ、基衡中品を注文し其の功料として黄金百兩、鷲羽百尻、七間々中徑の水豹の皮六十餘枚、安達絹千疋、希婦細布二千端、糠部の駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端を贈り、此の外に山海の珍物を添へたり、功を終るまで三ヶ年の間、是等の品を平泉より京師まで駄走する人馬は、山道も海道も絶え間なく、又副祿と稱して生美絹を船三艘に積みて送れり、雲慶拵躍して喜びつゝ、戯れて曰く贈物の多き、喜悅極まりなけれど、猶練絹を缺けるぞ憾みなると、使者走り歸つて其の由を語りしに基衡悔い驚き更に練絹を船三艘に積みて雲慶が許に贈りしといふ。

水豹は我國にては北海道に産するのみ、其の皮は刀の後鞘、馬具等に用ゐたり、平泉に此の皮を多く貯へたるは、當時北海道の夷族に課して貢せしめたるならん、安達絹は安達郡より産する絹、希婦細布は古への狭布なり、後世には陸中の鹿角陸奥の津輕邊より出でしのみ、木皮を絲として織れるものなり、糠部は今の青森縣北郡及び三戸郡、岩手縣二戸郡及び九戸郡、秋田縣鹿角郡等の總稱にて糠部の馬といへるは、この五郡地方より出でたるなり（北郡に尾駸の牧あり、又奥の牧とのみいへるは陸奥の牧のすべてをいへるなるべし）信夫毛地摺はもじ摺にて、この頃までも摺衣の製は残りしなり。

基衡斯く國中の珍を盡して雲慶が許に運べる由を鳥羽法皇聞し召し、雲慶が造れる佛像を見んとの仰せにて、やがて宮中に召して拜せられけるに、比類なき出來榮えなりければ、これは國の寶

ぞ、洛外に出すべからずと仰せられし由を基衡聞きて驚きの餘り心神度を失ひ、持佛堂に閉籠り、七ヶ日夜水漿を絶ちて祈請し事の仔細を九條關白に愁へ申しけるにぞ、關白より天氣を伺ひ辛ふじて勅許を得、遂に奉安するに至りしといふ、次に吉祥堂の本佛は洛陽補陀洛寺の本尊（觀音）に擬したるものにて小身の由託語ありしたため、更に丈六の觀音像を作り之を其内に奉安せり、次に千手堂には金銀を鏤めたる木像廿八部衆を本佛とし、次に嘉祥寺には丈六の薬師を本佛として四壁竝に三面の扉には法華經廿八堂の大意を彩畫したり、かくて二月には常樂會、三月には千部會一切經會、四月には舍利會、六月には新熊野會祇園會、八月には放生會、九月には仁王會を修し、講談師請僧三十人より千人に至り、舞人樂人各三十六人ありしといへり。

かくて基衡は嘉勝寺の發修未だ終らざるに保元二年三月十九日に歿せり、平泉を治すること三十二年

遺骸は金色堂の左壇に納む、寛永中に改めし記録には「基衡の死骸は白絹を以て之を包み白衣を襯にし錦袍を表にす」とあり、又元祿中の記録には「基衡が棺は朱漆なり云々基衡棺中に太刀小道具種々あり」と記せり。

基衡が妻も亦深く佛敎を信じ大阿彌陀堂及び小阿彌陀堂を建設せり、大阿彌陀堂は觀自在王院と稱し、圓隆寺常行堂の東北にあり銀の丈五の佛壇に雲慶作の彌陀像を安置し、磨金の勾欄を繞らせり、内陣の天井は金の昆多打とす、四壁の繪は八幡の放生會、賀茂祭、鞍馬、醍醐の櫻會、宇治平等院、嵯峨、清水等洛陽の名所を繪かしめたりといふ。

小阿彌陀堂は、大阿彌陀堂の東に並び建てたり、是れ亦運慶作の阿彌陀像を安置し、障子の色紙形は參議藤原長教之を書きしといへり。

この境内に音頭佛といへるがあり、兩阿彌陀堂建立の時、夫役を督せしもの之を造立せし故音頭佛といふぞ

基衡が妻は仁平二年四月二十日歿すといふ、さらば基衡に先たつこと五年なり、但し此の歿年月は小阿彌陀堂址の後ろに存する墓碑によるものにて、墓碑は享保十五年九月十三日村上治兵衛照信といへるもの、建立に係れり、其の文に曰く

前鎮守府將軍基衡室安倍宗任女墓、仁平二壬申四月廿日

此の碑文は何によりて刻したるか不明なれども、基衡の鎮守府將軍たりしこと史に見えず、特に其の歿する五年前に記したりとすれば前鎮守府將軍といふと如何あるべきか、信じ難き文なり、安倍宗任の女とせるは東鑑によりたるべしと思はるれど、年月日に至りては出所の推すべきなし、相原氏の舊蹟志には『宗任は清衡の母方の叔父にして清衡二歳の時、賴義朝臣の囚人となる、是を以て見るごきは其の女子基衡の室となること能はず、但し宗任赦免を得て後、老年に生みし少女を都より下し嫁せしにや』云々とあり、按ずるに東鑑に基衡妻として其の下に宗任女を註しあるが故に、一般には爾く信せられ居れど、相原氏のいへる如く、宗任の女を基衡の妻とするは年齒太く違へるに似たり、さるは康平五年、厨川次郎貞任の誅せられしは四十四歳の時なり、宗任は三郎にて男女八人の兄弟なれば、齡の差はさまで多からざるべし、五歳劣りとするも宗任三十八九歳なるべし、さらば基衡の父清衡が二十歳前後の時、宗任は已に六十歳前後なり、伊豫の國

に放たれ晚年僧となりて筑紫に移りたれば(松浦黨の祖なり)老後に子を擧げたるべしとも思はれず、されば宗任の女は清衡の妻にして、清衡の母ならんといふ相原氏の説、當れるに似たり、されど東鑑の記載を打消すに足るべき證憑の存するにもあらざるを以て、東鑑に従ふの外なれど村上治兵衛が建てたる仁平二壬申云々の墓は(年月に據るところありとすれば)清衡の室にして基衡の母たる人の古墳なるべし。

基衡歿して長子秀衡、陸奥出羽押領使となれり、秀衡は沈毅にして度量あり、父祖の業を繼ぎ兩國の富を併有し、近江の佐々木秀義の姨女を娶りて妻とし嫡男國衡(西木戸太郎)を生めり、平治元年、反逆の首謀者藤原信賴誅せられ、其の兄前民部少輔基成陸奥に流され、平泉に來るや之を御館の北なる柳御所に置き、大に優遇し、其の女を娶りて妻とし伊達次郎泰衡及び泉三郎忠衡、本吉冠者隆衡、出羽冠者通衡(二説に仙北五郎利衡とあり)を産めり。

西木戸太郎國衡は庶兄の故を以て家を繼かずと記せるもあれど、國衡を父太郎、泰衡を母太郎と喚びしといへば何れも正腹なれど、泰衡は前民部少輔基成が女の腹に生れたる貴種なる故、之を家督としなるべし。

藤原基成は叛逆の連累なれども、關白道隆八世の孫にして、弟信賴(正三位權中納言)と共に、後白河上皇の寵を受け一世の才人藤原通憲(信西)と寵を争へるものなり、故に京師縉紳の情偽に通じ秀衡を助け朝廷に運動するに於て、屈竟の參謀たりしなるべし、秀衡が嘉應二年五月廿五日、鎮守府將軍に任せられたるも基成等の陰に幫けて朝廷に運動したる結果なるべし、さらば秀衡が

平泉と源氏

基成の女の腹に生れし泰衡を嫡子としたる理由も解し得らるべきなり。
 秀衡の鎮守府將軍に任せらるゝや、右大臣藤原兼實、其の著玉葉に記して曰く「奥州夷狄秀平、鎮守府將軍に任ず、亂世の基なり」云々、之によりて見れば秀衡密かに平氏に通じて、清盛が妻の弟たる平時忠(當時參議にして最も權勢あり平關白と稱せらる)等に憑りて運動せしならんか。
 承安四年、源義經平泉に來りて秀衡に憑りぬ、秀衡元と源氏と快からず、されど其の妻は佐々木氏なり、佐々木氏は宇多天皇の裔、源成頼より出づ、成頼、近江國佐々木の莊に住して佐々木氏と稱す、其の玄孫秀義の姨は秀衡の妻たり、秀義十三歳にして近江より京師に出で源爲義の猶子たり、保元平治の間、秀義、義朝に従ひて戰ひしが、義朝の破れて死するや、自らその家屋を燒き從者數輩と共に京師を逃れ、平泉に至りて姨の夫たる秀衡に頼らんとして行く／＼相撲に至りしが、同國澁谷の莊司平重國なるもの慰勸之を引止めしかば秀義は遂に澁谷に止まりしも、密に誼を秀衡に通じたり、是等のことより秀衡は義朝の黨與と密かに親善の關係を結ぶに至りたるもの如し、義朝黨たる基成の陰に陽に慫慂したるは勿論なるべし。
 義經の奥州に來るや先づ信夫莊司佐藤元治に頼れり。

佐藤氏の館は今の福島縣信夫郡上飯坂村の西、天王寺と中野村の間にあり、大鳥の城(丸山城ともいふ)と號せり、藤原秀郷の裔公脩、其子公清、左衛門尉となりしより佐藤と稱したり、元治は公脩の曾孫にして秀衡の臣となり、陸奥國にありて信夫の莊を領し信夫の莊司と稱せり妻は藤原清衡の季子互理十郎清綱の女なり、元治、義經を厚遇し、其子三郎繼信、四郎忠信を附す、已に

平泉之源
氏

して義經平泉に至り、吉次によりて秀衡と相見ゆ、秀衡これを遇すること甚だ篤かりき、されど秀衡は源氏に對して宿怨こそあれ些の恩遇をも受けたることなし、秀衡の曾祖父經清は頼義、義家等の爲めに誅せられ、高祖父安倍頼時及び其の一族も頼義、義家の爲めに亡ぼされたり、祖父清衡の繼父たる清原武貞の父武則は源家の庇蔭にて鎮守府將軍を拜せしも、其一族亦義家の爲めに亡ぼされたり、而して秀衡の鎮守府將軍を拜せしは一に平家の力にして、夷族としては實に武則以來未曾有のことなり、故に義經を優遇せしは源家に好意を表するが爲めにあらず、唯之を哀れみたるなり、其の俊秀にして敏捷なるを愛し、之に恩眷を加へて、平家の監視の達せざる奥羽の別天地に羽翼を伸さしめ、由て以て一族將來の基礎を鞏固にせんと圖りたるに過ぎず。

この故に治承四年頼朝の東國に蹶起し、義經の之に赴かんとするや、秀衡之を喜ばず、表面には之を諫止し、裏面にて強て之を抑留したり。

治承四年八月、義經秀衡に請ふて曰く

今度兄兵衛佐、平家追討の院宣を蒙り義兵を關東に擧げたりと承はり候、依ては兄を援けて一戰に及び父の讎を報い度き存念故、三百騎の勢を貸し給へ、直にも出立候はん云々

秀衡が之に對する答へは

思し立はさるこゝながら今平家は萬乘の君の御外戚として四海を掌に握り武威天下を掩へり、佐殿の勢ひ少々つきたりとて相國入道世にあらん程は、平家を滅さんこゝ難くこそ覺え候らへ、さり乍ら入道が齡も六十餘歳、此の後いくばくの命か候ふべき、小松内府世を去り、一門には諸國の武士を一手に統ぶべき器量のものも見えずと申し候へば、時運を待たせ給ふべし、天の時至りぬれば御身自ら總大將となりて平家を亡ぼし故左典厩殿の讎を復して天下を握り給はんこゝ敢て難からざる

べし此の度は枉て思ひ止ませ給ふべし。

秀衡は頑として肯かず、嘗に兵を借さるのみならず、強て抑留せんとする形勢なるが故に義經は夜に乘じ單身平泉を去りて信夫郡に至り、杉目城（今の福島なり）に入り杉目太郎行信に志しを告げ、更に飯坂なる大鳥城に至り佐藤莊司元治に告げたり、兩人亦秀衡が許さるるを強て出陣するは不可なるべしとの意見なりしも、義經意已に決し抑留すべからざるを見、使を馳せて之を秀衡に報じたるを以て秀衡亦如何ともする能はず、莊司が子、繼信、忠信等を附して出發せしめたり。

秀衡もと平氏と善く、源家に含めるあるも、而も平氏の爲めに奥羽の兵を動かし源氏を討たんの意あるにあらず、此の年（治承四年）十月平氏の軍、源氏を討て富士川に破るゝや、平宗盛議して曰く、東國は源氏累代の武士多し、必ず頼朝の招ぎに應せん、而も奥州の秀衡は源家に屬するものにあらず、累代二州の富を貯へ、兵最も強し、彼をして山海二道より頼朝及び義仲を襲はしめ、我兵亦日を期して東下せんか、源氏は腹背に敵を受け、潰走覆滅するや必せりと、よりて旨を秀衡に通じ、法皇に奏し請ひ、秀衡を陸奥守に任せんとす、朝廷以爲く、陸奥守に任せずとも秀衡元より陸奥出羽を奄有せり、公然叙目をなすも事に於て増損する所なしと、越えて養和元年に至り、平氏各所に破れ、清盛亦薨す、宗盛後白河法皇に奏し萬機の御親裁を請ひ、陸奥國藤原秀衡、越後國城資茂を國司に任じ、頼朝追討の院宣を賜はらんことを請へり、同年八月十三日、法皇の院宣秀衡に下れり。

院宣に對する秀衡の報狀に曰く、籌策を魚麗の陣を廻ぐらし賊徒を鳥塞の邊に拂はん云々、同月二十五日、陸奥守に任じ従五位上に叙せらる、夷族にして鎮守府將軍兼國司に任せられたるは振古未曾有の異例とす。

院宣のことは源平盛衰記に四月廿八日とし、東鑑には八月十三日とし、大日本史には叙任及び院宣を八月十五日とす、今秀衡譜による

秀衡は院宣を奉したれども容易に兵を出さんとせず、是れ蓋し秀衡深意の存する所なり、思ふに平泉三代奥羽を占領して殆ど半獨立國の形勢を保ち得たるは、王權の衰へて朝臣の文弱其の極に達せると源平二氏が中央に争ひたる結果なり、保元平治の騷亂に源家大に衰へ、平氏獨り權を秉るに至れりと雖、平氏は元來西南を根據とするものにて東北は之を度外に措きたるが故に、平泉は安じて其の富強を保つを得たりしなり、然れども若し源氏起りて東北に勢威を振ふに至らんか、事を平泉に構ふるに至ること、賴義義家の先例に徴して明かなり、故に平氏を助けて源家の再興を妨ぐるは平泉にとりては上策なれども、若し平氏を助けて勝たざらんか、平泉は全く源家の讎敵となり、存亡を賭して戦はざるべからざるに至らん、是れ好んで自から危道を蹈むものなり、平泉をして永久に半獨立國たる形勢を保たしめんとすれば、源平兩氏をして中央に對抗せしめ、復奥羽を顧るの暇なからしむるに如かず、斯くて平泉が上國の治亂興廢に關係なく超然として二州を治むるを得ば此上なしと思惟せしならん、是れ秀衡が頼朝を討つて院宣を奉じ乍ら平家を助けず、さりとして源氏にも味方せず、靜かに中央の形勢を傍觀したる所以にして、此の一事に

徴しても秀衡が思慮に富み、策略に長じたる人物なりしことを想見するに足る。

頼朝亦秀衡の人物と其の勢力とを知り、平氏を恐れずして只管秀衡を憚りたり、是を以て平氏を討するにも諸弟を西下せしめ、其身は鎌倉を去らずして秀衡に備へたり、斯くても尙安する能はず、僧文覺が辨才天を江の島に勧請して頼朝の武運を祈ると聞き、特に華表を寄進し且つ曰く、子の福を祈らんよりは秀衡の死を祈れど、東鑑壽永元年四月五日の條に

武衛(頼朝)腰越邊の江の島に出でしめ給ひ、足利冠者、北條殿、新田冠者、畠山次郎、下河邊庄司、同四郎、結城七郎、上總權介、足立右馬允、土肥次郎、宇佐美平次、佐々木太郎、同三郎、和田小太郎、三浦十郎、佐野太郎等御供、是れ高雄の文覺上人、武衛の御願を祈らん爲め大辨才天を此島に勧請し奉つり始めて供養法を行ふの間、故を以て監臨せしめ給ふ、密に議す、此事鎮守府將軍藤原秀衡を調伏せんが爲めなり云々今日即ち鳥居を立てられ其後遷らしめ給ふ

又同月廿六日の條に

文覺上人請により營中に參す、去る五日より江の島に參籠し三七ヶ日を歴て昨日退出、其の間斷食して懇祈、肝膽を碎くの由申す云々

頼朝が如何に秀衡を恐れたるかを知るべし、思ふに頼朝が舍弟義經に對し始終不快の感を懷きたるも、義經が秀衡に鞠育せられ、秀衡の郎等を家人としたるが爲めなるべし。

文治元年四月十五日、東國の武士にして頼朝の推舉を待たず、京師にて任官したるものを咎め、本國に下向するを禁じ若し墨俣以東に來らば斬罪に處する旨を申し渡したるもの、中に兵衛尉忠信

秀衡の郎等にして衛尉を拜任せしむる事往昔より未だならず、涯分を計り坐せよかし、其氣にてやらん、是は馳になづる

といふも憎々しげに記されたり

壽永二年八月左史生中原泰定の鎌倉に至り頼朝に面會するや、頼朝曰く藤原秀衡は予に叛けるものなり、之を陸奥守に任じたるは其の意を得ず、よりて平長茂源秀義(秀衡が妻の甥)を討するの院宣を賜はらん、泰定京師に歸り之を奏せしも、院宣は下らざりき、又同十月頼朝使を馳せて奏して曰く臣入朝して木曾義仲を討ち京師を靜めんを欲するも藤原秀衡、佐竹隆義等、臣の背後にあり、臣若し鎌倉を出でんか二兎關東に入り來らん云々、法皇は秀衡等を討するの院宣は沙汰に及ばずて之を拒み給へり。

然れども頼朝、義仲を討つ急務なるを感じ大兵を催ふして遠江に到るや、秀衡兵を白河の關に出せりとの説あり頼朝又鎌倉に歸れり、此時、秀衡の兵頼朝の軍と伊達に戦ひ大に破れりとの説あり、但し正史に見えず。

十一月頼朝又中原泰定に就き奏して曰く聞く藤原秀衡に頼朝を討するの院宣を賜へり、然れども是れ叡慮に出でたるものにあらず、義仲等の僞作して秀衡に贈れるものならんと思ひしに、院宣の轉寫せしもの關東に來れり、之を寫して叡覽に供す、法皇大に驚き色を變じ給ひし。

兼實記によれば頼朝の義經を誅せんとして鎌倉を發するの報、京師に達するや東國の武士にして頼朝に恨みあるものは、志した義經行家に通ぜりとの説くものあり、又奥州の藤原秀衡は義經の爲めに援軍を發すべしとの説くものあり、法皇も亦頼朝の權威を思ひ義經に加擔するの意ありき、義經の爲めに秀衡の起たんを意あることは京師にても取沙汰せしなり。

か、れば秀衡に對する頼朝の悪感轉じて義經主従にも及びたるを見るべし(頼朝の義經を憎める動機は、義經が頼朝の奏請を待たずして任官せしこと、婚を平時忠に通せしこと等なれども、實は其俊敏にして膽氣に富み、而も讎敵秀衡と親善の關係あるを憚りたるなり)かの小人梶原景時の如きは常に頼朝に侍して此の消息を知るが故に西海より書を裁して義經の獨斷專行を訴へ、自立の志あることを告げたるを以て頼朝は益々之を疑ひ、人を遣はして之を誅せんとするに至れ

り、義經奏し請ひて頼朝追討の宣旨を得たりと聞き頼朝憤懣、京師に發向すべき豫定を變じて鎌倉に止まり、更に義經、行家を追討するの宣旨を請へり。

義經は十一月二日京師を發し同六日大物浦より上船、西海に赴かんとして果さず伊豆右衛門尉、堀彌太郎、武藏坊辨慶及び妾靜を伴ひ同十三日大和の吉野に至り靜を京師に還したるも、靜は同十七日同山中にて捕へられたり、義經は潜行して多武峯に至り十字坊の室に隠れ、同二十九日僧徒八名に送られて十津川に至り翌文治二年三月十五日伊勢に入り、太刀を奉納したりとのことは鎌倉にも聞えたれど、其の後の消息は不明となれり、而して頼朝は早くも秀衡に對して義經隠匿の疑ひを懷けり、こゝを以て先づ書狀を秀衡に送りて、窃かに其消息を探らんとせり、其の書に曰く

御館は奥六郡の主、予は東海道の惣官なり、尤も水魚の思ひをなすべきなり、但し行程を隔て信を通せん欲するに所なし又貢馬貢金の如き國土の印たり、争か管領せざらんや、當年より早く予に傳へ進むべし、且つは勅定の趣を守る所なり云々此書を送りたるは文治二年の二月頃なるべし、秀衡未だ鎮守府將軍、陸奥守を解官せられず（藤原業宗陸奥守に任せられたるも秀衡に解官を命じたるにあらず）而して頼朝は之に對し御館は奥六郡の主といふ、則ち秀衡の現地位を認めざるなり、且貢馬貢金は之を予の許に送れと命ず、一種の挑戦狀にも等しといふべし。

而して秀衡の返牒に曰く貢馬貢金は先づ鎌倉に沙汰して進むべく京都に傳へしむべし云々、天下の形勢の定まれるを見て慢りに頼朝の意に忤はざらんことに努めたるも、頼朝の己れに含むことの深きを知り、到底事を構ふるを免がれざるべき形勢は秀衡の早くも看取して覺悟する所たりしならん。

五月十日に至り秀衡は約の如く貢馬三匹竝に中持三棹等を鎌倉に送れり、頼朝は馬を一兩日飼勞したる後平泉の使を副へて京都に進むべき旨を右衛門尉朝家に命じたりと見ゆ。而も義經の行方は尙不明なり、頼朝は秀衡を疑へり、秀衡は同十月貢金四百五十兩を頼朝の許に送納して他意なきを示せり。

義經の奥羽に向ひて發途せしは文治二年の未なるべし、東鑑には單に

十日午前伊豫守義顯、日來所々に隠れ住み度々追捕使の害を免がれ遂に伊勢美濃等の國を経て奥州に赴く、是れ陸奥守秀衡入道の權勢を恃むに依るなり妻室男女を相具し皆山伏竝に兒童等に姿を假る云々

文治三年二月の條に繫けたれど、後の追記なり、爾思ふは同年四月四日の條に

豫州の在所未だ聞ず、今に於ては人力の草ぶ所にあらず、須らく神祇佛陀を祈らるべきの由人々計り申すにより鶴ヶ岡以下神社佛閣に於て日來御祈禱を修められる、而るに若宮別當、法眼夢想を蒙る曰く上野國金剛寺に於て豫州に逢ふべし云々仍て仔細を申すの間、彼等の僧侶等各御祈禱丹誠を抽んずべき旨相觸れらるゝの趣藤九郎盛長に仰せらる云々

奥州に赴きたるべしとのことは想像に過ぎず、何人も行方を知るものなかりしなり。

同年九月四日の條に

秀衡入道、前伊豫守を扶持し反逆を發するの由、二品訴へ申さしめ給ふの間去を頃廳の御下文を陸奥に下され畢んぬ其時關東も同く雜色を遣はさるゝの處、今日歸參す、秀衡に於て異心なきの由を謝し申すが如く既に用意のこゝあるか云々仍は彼雜色重れて京都に差さる奥州の形勢を言上せしめんが爲めなり。

と記せり、頼朝が秀衡を訴へたるは何月の事か不明なれども廳の御下文下されたるは、使者往復して九月四日鎌倉に歸著せしを見れば、六月頃に至り義經の奥州にありといふ噂鎌倉に聞えしなるべし、この遣使御下文も義經が平泉に隱匿せられ居ることを確かめてのことにあらず、單に頼朝の疑ひを以て偵察を試みたるに過ぎず、其の結果、雜色の見る所にては平泉には何等か用意する所あるらしき形勢を認むといふに過ぎず、義經の在否は尙不明なりしなり、其の證據は秀衡の歿後、文治四年正月廿日頼朝夫妻伊豆に向ひて出發するに先だち、同十八日の記事に

二所御進發近々の間、甲斐、伊豆、駿河等の國御家人等、山路を警衛すべき由、兼て仰せ付らるゝと雖も、今日重れて觸れ仰せらる、是れ豫州の在所未だ聞かざるの間、殊に用意を廻らさしめ給ふによるなり。

とあり、義經の平泉に居ること明らかならば斯る令を發するの理なし、この警戒は畢竟義經が尙甲斐伊豆駿河の邊に隠れ居り、頼朝夫妻の外出に乘じ害を加ふることあるべきを慮かりたる結果なり、要するに義經の平泉にあることは、秀衡歿後、文治四年正月頃までは單に疑ひのみにて、事實を確かむることを得ざりしなり。

義經の平泉に潜行せし道筋は正史に見えされど近江より越前を経て加賀に入り、越中に出で越後の直江津を経て三島郡出雲崎より船に乗り、出羽國西田川郡念珠が關に著し三瀬邑を経て今の鶴岡、即ち其の當時の大梵字に入り津川を経て陸奥に出で信夫郡杉目館(福島)に著せりといふ説事實に近かるべし、こゝより龜井重清を平泉に遣はし、秀衡の意嚮如何を探らしめたるに、秀衡は大に喜び、其の子泉三郎を遣はして之を平泉に迎へ、前民部少輔藤原基成が館に入らしめ、次で

高館を營んで之に移し押領使内大領高館殿と呼ばしめたり、義經の采地は玉造、志田、遠田、桃生、杜鹿の五郡とし侍臣にも食邑を頒てり。

思ふに秀衡が義經を歓迎して食邑を頒てるは、その窮迫を憐れみたるが爲めのみにあらず、頼朝已に平氏を亡ぼして天下を統一し多少の權力あるものは源族だも其の存在を許さず、況や讎敵たる秀衡をや、その必ず大舉討伐せられんこと明瞭なり、而して其の身は已に老い、諸子には將帥たるべき器量のものなし、奥羽を以て頼朝と對抗せんもの、義經の外あるべからずと思惟せしが爲ならん、況や頼朝討伐の院宣を有するもの、天下唯だ自己と義經とあるのみなるをや、既に院宣を奉戴す、頼朝と戦ふも決して無名の軍にあらず、是れ秀衡が平泉防衛の策として深く義經に傾倒せし所以なるべし。

是を以て文治三年の夏、朝廷より官吏生光國及び景弘並びに鎌倉の雜色横島權十郎等の來りて、廳の下文を秀衡に渡すや、秀衡曰く豫州殿若し當國に入り來らんか必ず生捕申して御謀叛の實否を糺し、鎌倉に伴ひ參らせんこと、御指揮を待つまでもなし、但し豫州殿に似たる人だも當國には入り來らず、それがし源家の御恩を忘れざればこそ、七ヶ年の間、豫州殿を扶持し參らせたれ、然るに今御仲違となりて豫州殿御謀叛のこと明らかなる上はいかでか庇ひ申さんや、況や院の廳の仰せあるをや、唯それがしの存する旨は豫州殿若し當國に入らんか、御謀叛の實否を糺し參らせ、若し讒者の構へたることにも候はんか、御和睦の議を申し進めんとこそは存じ候へ、それがしに少しも野心の企てなきことは、つまびらかに奏させ給へ云々、斯くて一行をば賓客の陣に招

請し晝夜丁寧に饗應し、何處へ行くにも多數の護衛を附し平泉の様子を探ること能はざらしめたり、御使と稱して其の實は密偵たることを疾く看破せしなり。

野乘に曰く、文治三年四月十五日、和田義盛、梶原景時、畠山重忠、千葉新助、佐竹六郎及宇都宮父子兵を率めて宇都宮に至り白河の左右を待つ、秀衡之を聞き義經を大将とし國衡泰衡忠衡等を派す、義經は國衡泰衡等を伊達に留め忠衡と共に兵を率めて白河に出づ、此時畠山重忠の軍白河に進出せしかば義經忠衡に謀を授け、潜かに重忠か陣の背後の山に上り、風に乘じて火を放てり、忠衡その火光を望み、急に宇都宮を襲ふ、重忠大に破れ、宇都宮も亦潰亂す云々、されど此の事、據るころなし、妄誕ならん、但し平泉にては鎌倉の進軍あらんことを計り、密かに戦備部置をなしたるは事實ならん、鎌倉より遣はしたる雑色が、平泉の様子を見て、内々其用意あるか云々を復命したるを見ても、當時の形勢の穩かならざりしことは明らかなり。

秀衡は此の頃より老病に惱みて醫療祈禱其の効なく、文治三年十月廿九日卒す、東鑑に曰く

今日秀衡入道奥陸國平泉籍に於て卒去す、日來軍病急なるに依る、其の時前伊豫守義顯を以て大將軍とし國務を行はしむべきの由男泰衡以下に遺言せしむ云々、『鎮守府將軍兼陸奥守從五位上藤原朝臣秀衡法師、出羽押領使基衡男、嘉應二年五月廿五日鎮守府將軍に任じ從五位下に叙し養和元年八月廿五日陸奥守に任じ同日從五位上に叙す』

秀衡の義經に遺言せしことは例の追記なり、此の時は唯秀衡卒去のを知り得しのみならん秀衡の病中、外國の醫師を招がんとしたることを平泉實記に記しあり、小松内府が宋の醫師を却けたることに擬したる作り話かとも思はるれど、平泉にて外國貿易をなしたるは清衡時代よりのことなれば、當時支那若くは朝鮮より醫師陰陽師巫覡の徒の奥羽に來り居りしことは事實なるべし、奥羽に一種の巫覡及び禁厭のあるも之が爲めなり、平泉實記に曰く

爰に靺鞨國の商船數の荷物を積みて南部の地に著し船中にあるもの百五十人中にも天浮羅といふもの天文、地理、算術に委しく軍陣の法に長ず、又見天勢といふもの醫師をよくす治療内外を兼ねて奇術を以て療、再生の治を施すこと屢あり云々靺鞨は古への肅慎にて、樺太、千島、北海道まで其の民族の占居する所なりしかども此の民族は獷猛にして、文化に乏しかりし故、學術に關して當時の奥羽人を驚嘆せしめたるものあるべしとは思はれず、必ずや支那又は朝鮮の商船に醫師學者僧侶などの乗り來りしものなるべし、その見天勢といへるもの、醫術は其の頃の評判なりしと見え、平泉實記には其の例を擧げて

第一南部五戸の看頭松任十郎盛俊の妻難産にて已に息の絶えたるを見天勢が診察し、鼻の穴に管を入れ藥液を吹き入れしに五時計りにて蘇生し次で分娩せり、見天勢その胎兒に龍乳を練りて哺ませ袋に包みて聲を發せしむ
第二田名部兵衛保國といふもの、子或る時海上にて惡魚に刺され全身紫斑を發して死したり、見天勢之を診て、此の子に代るべきものあらば助け得せんといふ、然るに其の附近に一老人あり惣身瘦せ衰へ陰囊大に膨れ、腹は蝦蟇の如くに張りて鳴る、自ら廢疾なるを知り、死したる子の命に代らんといふ、見天勢此の老人の口を死兒の鼻穴に管を連絡させ老人の背に藥をつけ灸をするたるに老人死して死兒は蘇生したり云々

斯る評判を聞き、南部右工門七郎武國といふもの平泉に至り秀衡を治療せしめんとしたるも肯かざりしといふ、又病中結城朝光が頼朝の命により平泉に來りて秀衡の病を問ひしこと、秀衡が其の答禮として由利八郎惟平を鎌倉に遣はしたることは、野史にのみありて正しき記録には見えざれど蓋し事實ならん、双互に偵察を試み、乗すべき機會を發見せんとしたるべければなり。

秀衡卒去の前月、法皇使者を遣はして沙金三萬兩を貢すべき旨を秀衡に命ず而も秀衡之に應ぜず、又往年法皇の近臣中原の基兼、奥州に謫せられて平泉にありしが、赦に遇ふも返らず、仔細を糺せしこと分明せり、よりにて法皇は

宣旨を頼朝に賜ひて曰く東大寺佛滅金料不足せるが故に秀衡に命じ黄金三萬兩を貢せしむべく且つ秀衡をして速かに其兼を京師に返さしむべしと、頼朝即ち書状を院使に附し秀衡を責めしめたるに秀衡報じて曰く貢金は先例千兩に過ぎず、然るに三萬兩の多きを命ぜらる、容易に調辨するを得ざるなり又其兼は殊に憐愍を加ふべきものなり、歸洛せしむるに忍びずと、頼朝報を得て奏して曰く秀衡邊鄙に居り叡慮に應せず、宜しく重ねて御使を遣はし之を責催せしめ給へ云々
其兼を拘留して歸洛せしめざるは、義經の潜伏し居ることを知らしめざらんが爲めなるべく、黄金貢進の命に應ぜざるは其の額の多きに過ぎたるを、軍備等の爲め、支出を差控ふるの必要ありしが爲めなるべし。

秀衡が如何にしても早晚討伐を免がれざることを覺悟し、病中も充分戦備を命じつゝありしことを知るに足るべし。

秀衡が死に臨みて、予死になば頼朝必らず大舉して押寄せ來らん、如何に和を請ふとも叶ふべからず、我が一門は勿論奥羽二州の將卒は頼朝の甘言に欺むかることなく、前伊豫守殿を大將とし念珠、白河の兩關を防ぎ國境を堅めて鎌倉と對抗すべし、平泉を萬一に存するの策は此の外にあるべからずと遺言し一門及び老臣連名の血判誓紙を徴し、義經の誓紙をも請ひたるは、朝廷及び鎌倉より使者の下りたる頃のことならん。

秀衡卒去の年月は義經記に文治四年十一月廿一日とし平泉實記に同年十月廿九日とし盛長日記には文治三年十月廿九日とす、されど文治四年には泰衡事を執りしこと明らかなれば、文治三年十月廿九日といふを正しとすべし、卒去の年齢も七十三歳といひ、九十二歳ともいふ、平泉實記の七十三歳説正しかるべし。

秀衡又父祖と同じく佛を信じて造營する所多し、高館の南、伽羅館の西に無量光院といふを建立せり、新御堂ともいふ、堂内の四壁には觀經の大意を圖し又狩獵の圖は秀衡自ら畫きしといへり、

本尊は丈六の彌陀佛にて院の莊嚴竝に地形に至るまで宇治の平等院を摸したりしといふ、外に三重の塔及び鐘樓、梵字池ありしといふ。

又高館の西南なる金鶏山は秀衡之を富士山に擬し高さ數十丈に築き上げ、黄金にて雌雄二鶏を作りて埋め之を平泉の鎮護となせりとの傳説あり。

慶應元年の頃栗原郡金成村字畑菅原喜三郎といふ人道路普請の時、五百多餘の黄金鶏を掘出せりといふ、金鶏の傳説に至る所の長者邸にあり、平泉の金鶏山に限りたるにあらざれど、金鶏山の名の残れるは何等かの理由あるべし。

又秀衡の持佛として人肌の大日金輪あり肉色の佛像なりしといふ。

秀衡の遺骸は金色堂の右の壇に埋めあり黒漆の棺に納めたりといふ、元文三年修補の爲め三代の棺を假屋に移し置きける中に、秀衡の棺破損して四隔離れ開けしが板の厚さ一寸計りにて内外共に漆にて塗り、上に金箔を貼せり、遺骸は皮肉骨乾固し、色薄黒くして白髪一寸計り、長は中人と見えたり云々

平泉三代富榮の跡、今残るもの幾くもなきは嘆すべきことなり、藤原時代の美術の粹と、外國文明の直接に影響せし形蹟とは、平泉の遺物に於いて審かに之を見るべかりし筈なるに、保存其の法を失し、兵火を免かれたるものも多く埋没或ひは紛失し了りしなり、延寶九年八月金色堂の附近なる薬師堂の址を掘りしに彌陀三尊を掘り出せり、當時伊達家へ報告せし文書に曰く

八月四日晝七つ下り中之坊平内薬師堂近所にて彌陀三尊、中尊は一尺四寸脇佛二體九寸八分掘出申候覺

一右佛、永根坊門前の長藏と申者同五日の朝五つ時三尊共に御佛も申候て參り候拜し申候へば言語に及ばず見事成る金色の

御佛に御座候間長藏に品々相尋申候へば藥師堂跡の竝に小社の跡御座候てわらびの根ほり申候處に右の御佛一體ほり出し候所に鐵の跡より五色の虹立申候故おそろしく存じ候てしばらくやすみ居申候、又くれ(土塊の方言)の下に大きな光り見え申候故又ほり申候へば右三體ほり出申候、右申す通りにちの様な物立ちひかりか、やき申候故おそろしく存じ堀り出し申す事あやまりに罷り成るか、存候て其夜は則ち堂跡に指置申候て兎角中の坊寺内の事に候て門前與五右工門に相談申すべく與五右工門に申し聞候へば品々中の坊へも申候て參るべき由に付きもり參り候と長藏申し候

一 五月四日に右之堂跡にて御佛有之候をほり出し申候夢に見申候も右長藏物語り仕つり候

一 仰り座置は木なり總は金色の金にて包み申候蓮花は四枚ならべ十二ながれに御座候脇立三座右同然に御座候座何れもこのごとく破申候以上

延寶九年九月二十三日

中之坊

近年も池の中より鐵塔の柱を堀り出したりといへり、平泉一體の地下には尙古史古美術の參考たるべきものを含み居るならんか。

秀衡は後妻民部卿基成が女の腹に出でたる泰衡を以て家嫡と定めたる爲め、先妻の子たる西木戸太郎國衡之を恨み泰衡と和せず秀衡之を愛ひ、自己の後妻たる泰衡の母を國衡に與へて其の妻となさしめ、互ひに和親せしめたり父の後妻にして己れが爲めには義母たるものを、父の生存中に己が妻として憚らざるは没倫の甚だしきものなれども、當時尙夷族が貴種の妻を得ることの困難なりしを證すべし、國衡がその義母を妻として以來、泰衡に對して隔意なく一致して事に當りしを見れば彼れは二州の領主たるべき平泉の家督相續權を放棄しても貴種の妻を得るを喜べるなり。

秀衡死して泰衡家を繼げり、而して平泉一家の事情を考ふるに秀衡の子には、

- 國 衡 西木戸太郎と稱す
- 泰 衡 家督相續前泉冠者と稱す

悖倫の家

- 高 衡 (又隆衡) 本吉冠者と稱す
- 通 衡 (又景衡) (出羽押領使)

あり、基衡の弟にて秀衡の叔父なる清綱は今の陸中國志波郡五郎沼の東北なる樋爪の城に居り(今は日詰といふ)俊衡、季衡及び一女を産めり。

俊衡は樋爪太郎入道蓮阿と號し、季衡は樋爪五郎と稱す、女子は信夫の莊司佐藤氏の妻となり繼信、忠信を産めり。

樋爪太郎入道が子に太田冠者師衡、樋爪次郎義衡(兼衡とも見ゆ)樋爪冠者(河北冠者ともいふ)忠衡あり、五郎季衡が子に新田冠者經衡あり、即ち平泉なる御館家と、樋爪なる樋爪家とに分れ居りしなり。

西木戸の館は錦戸とも八花形とも稱して平泉吉祥寺の北に其の古壘あり、忠衡が邸は東鑑によれば泉屋の東にありといへれば今の酒泉の邊なるべし、又中尊寺の西麓に泉ヶ城の址と稱する所あり、忠衡の居城なりしと傳ふ、觀跡聞老誌に之れを

土俗泉城と稱す、平地なり、中尊寺の北にあり、傳にいふ古昔安倍貞任の族兄成道が據る所の古壘なり、後冷泉帝康平中之を琵琶柵と號す、後鳥羽帝文治中秀衡の三男泉三郎忠衡之に居る、故に泉城と號す云々

本吉冠者高衡の館は本吉郡志津川にあり其の邸は國衡の邸と相竝べり。通衡のこと史に見るところなし。

鎌倉にては秀衡卒去の後も義經の平泉にあることを確かむる能はざりしが文治四年に至り權大納

言藤原兼房が出羽に遣はしたる僧昌尊なるもの、義經の從兵に掠められ、殆ど殺されんとして纒かに免がれ、直に鎌倉に來りて之を頼朝に訴へたる爲め頼朝始めて証蹟を得たり、頼朝は昌尊に對し汝の主兼房によりて之を法皇に奏すべしと告げたるを以て、昌尊京師に入り之を兼房に告げ、兼房之を攝政藤原兼實に告げたり、兼實驚きて法皇に奏し群卿と議し、宣旨を頼朝に賜ひ義經を討伐せしむべきに決せり、時に頼朝の使者野三刑部亟盛綱京師に至り藤原能保に就て奏して曰く義經の奥州に隠れ居るは事實なり、然れども頼朝は今年亡母追福の爲め五重塔を營むべく、且つ身も亦重き厄年に當れるが故に殺生を禁斷せり、故に討賊の宣旨を蒙むるも今年は之を辭せざるを得ず、但し彼れ若し來り襲はんか之を誅すること容易なり、請ふ先づ院宣を泰衡等に賜ひ、義經を捕へて進むべき旨を命せられよ、泰衡等朝命を奉ずれば義經に黨せざるなり、若し朝命を奉せざれば義經に黨するもの故、併せて之を討つべしと、兼實能保と之を議したる結果權中納言藤原兼光に詔し官史生國光、院廳官景弘を陸奥に下すに決して其の旨を頼朝に通知し、兩人は此年四年三月廿二日京師を發して奥州に向へり。

一説に頼朝は秀衡の卒去を聞くや甲問を名として佐原十郎義連及び足立右馬允幸光を平泉に遣はせり、泰衡其の好意を謝し客舎に止めて歡待せしが、佐原十郎は俄かに病起れり稱し足立右馬允のみを鎌倉に返し獨り客舎に止まれり、是れ義經の在否を確めんが爲めに其の身は客舎に臥し居れるも、耶黨の朝野七左工門といへるに旨を含めて密かに探らしめたり、七左工門は元出羽國山形の農民にて、其の友六郎といふものと共に、私かに武藝を嗜みしが或る日山形城士五郎助といへるもの亂醉して土民斬らんとするを見、六郎と協力して之を殺害し、六郎は平泉に逃げ行きて國衡の家來となり、松田六郎と稱し七左工門は鎌倉に奔りて佐原十郎に奉公せしなり、されば佐原が七左工門を伴ひ來れるは單にその奥羽人たるが爲めの

みならず、國衡の家來たる六郎と舊知なるを以て之を賺さんが爲めなりしなり、七左工門密かに舊友の六郎に面會して一別以來の事共を語り、豫州殿に潜伏せりとの説ある爲め、鎌倉殿は不日日本國中の兵を擧げて御征伐あるべし、然る時は平泉に味方のもの一人も残さず、縱令降参者といふことも悉く斬り殺すべしとの内意あり、但し前以て鎌倉に内密の功あるものは赦さるゝのみならず、莫大の恩賞あるべしとて、巧みに利を以て誘ひたれば、六郎遂に七左工門より金を受け、義經の潛匿しあることを詳細に告げ、其の證蹟を擧げて示せしかば、佐原十郎は聽て病癒えたりとて平泉を去り鎌倉に歸り是れによりて頼朝は、義經の平泉にあることを確かめたり云々、思ふに密偵はこの外にも入込みしならん。

又他の一説に曰く、安津美藤九郎といへるもの出羽に領地を有せしが凶年に際し百姓を誅求せし爲め、農民蜂起して大事に及ばんさせり、依て平泉にては之を奥地に移したるに奥夷桂呂仁といへるものを欺き其の寶物を奪ひし爲め、桂呂仁より之を平泉に訴へ、老臣高島兵衛の審問を受け、答へに窮して兵衛を切り鎌倉に亡命し梶原景時によりて平泉の状況を頼朝に告げ、義經が秀衡等と計り兵を起さんと企てつゝあることを訴へたり云々

鎌倉にては義經の平泉にあることを確かめられど、頼朝が直ちに自ら討伐の院宣を請はざるは亡母の供養殺生禁斷等の爲のみにあらざるべし、頼朝元と義經の慍悍驍勇にして士心を得るの深きを知れり故に義經の平氏を討つて歸るや、辭柄を設けて之れを鎌倉に入せず、又之を殺さんとするに當りても、關東武士を差向けて正面より戦はしむることを憚り、刺客をして密かに襲撃せしむるの計を取れり、然るに義經は遁れて奥州に入りぬ、老功の秀衡は已に卒去せるも、二州の富と勇兵とを以て義經の麾下に置かば、勝敗未だ知るべからず、是を以て先づ若輩の泰衡を威嚇し彼をして義經を殺さしむるか、或ひは義經をして泰衡を傾けしむるか、此の兩者を萬一に僥倖するの策に出でしなり、蓋し義經若し平泉に寄らずとするも、頼朝は早晚平泉を討ちてその覇業を覆へ

さんの素志を抛つものにあらず、平氏よりも恐れて其の死を祈りたる秀衡の遺業を其の儘看過する筈なければなり、而も朝廷は頼朝の心事を知らず、義経だに得たらんには、頼朝亦強て干戈を動かすに意なかるべしと推したるなり、故に宣旨も下文も其の趣旨に成り、頼朝亦之を是認して色に現はさざりしが如し、この故に義経誅せられて後、頼朝更に泰衡討伐の宣旨を請ふに至り、朝廷は大に之を意外とし、容易に許さざりしは、畢竟最初より頼朝の眞意のあるところを知らざりし爲にて迂といふの外なきなり。

東鑑四月九日の條に曰く

奥州に下向する官吏生國光院廳官景弘等去月二十二日京を出づ、是れ泰衡に仰せ豫州を搦め進すべきの由なり、彼兩人宣旨並に廳御下文等を帶し今日已に鎌倉に參著、宿次雜事等、官宛の文あり、仍て其の旨を守り、懈緩の儀なく沙汰を致すべきの由重成、重忠、重長等に仰せらる云々、宣旨狀等二品内々之を覽る云々

宣旨及び下文に對し泰衡が如何に奉答せしか、史に見えざれども、再度の宣旨及び頼朝の朝廷に申し出でたる様子によりて考ふれば、義経の陸奥に來り居ることは之を承認するも現在何處に潜めるかを知らず、よりにては勅命を奉じて國內に搜索し見當り次第之を討て進すべしといふにありしならん。

五月泰衡は馬、黄金及び蠶絲を貢進せり、その貢物六月十日大磯驛に著せり、三浦義澄頼朝に報じて曰く泰衡、豫州に同意して謀叛の聞えありて度々官使を遣はされたる程ゆる、件の貢物は之を召し留むべきかと、然れども頼朝は限りある公物は抑留すべきにあらずとて之を京師に傳達せしめたり。

しめたり。

泰衡は斯く一面に恭順の意を表すれども、義経討伐の實を擧げざるを以て頼朝は益々不安を感じ、八月九日に至り朝廷に對し

前民部少輔基成並びに泰衡、豫州を奥州に隱容すること、御沙汰頗る遲急速に申し達せしめ給へ
と迫り、同時に比叡山の僧徒中義経に同意して曩に數日間隱匿し、更に之を奥州に送り行きたるものあるを指摘し、之が所罰をも請求したり。

朝廷にては已むを得ず十月十二日に至り更に宣旨及び下文を發し、官吏生をして之を奥州に携帶せしめたり。

官使は奥州に赴きて未だ還らず、頼朝は朝廷の輒もすれば、義経及び其與黨並びに泰衡等に關して寛宥の傾きあるを憤ふり文治五年正月廿二日、雜色時澤を京師に遣はし伊豫守逐電の後、御沙汰頗る寛宥なる爲め、人猶凶惡を事とするの虞あり、急速の御沙汰ありたしとて左の數ヶ條を請へり。

一、奥州住人藤原泰衡、義顯を容隠せしむるの上、叛逆に與同すること疑ふところなき歟、御免しを蒙り誅罰を加へんことを欲する事

一、頼朝卿は義顯に同意するの臣なり解官追放せらるべきの由先度言上し畢然るに勅勅の號ありと雖も今に京にあり爵誅相貽す事

一、按察大納言(朝方卿)左少將宗長、出雲侍從朝經、出雲目代兵衛尉政綱、前兵衛尉爲孝、此輩義顯に同意するの咎により見任を解却せらるべき事

五、平泉の夷族藤原氏

一、山僧等兵具を横へ義顯に同意すること結構の至り御誠めらるべきの由先日言上の間其旨宣下畢んの趣き勅答ありと雖も、猶弓箭太刀刀山上に繁昌の由風聞する事

斯くても頼朝は尙安んせず、同月廿五日雜色黒長を平泉に遣はして泰衡の形態を伺はしめたり。宣旨及び院の廳の下文を携帶せる史生守康一行の平泉に著したるは文治五年正月申なるべし、泰衡謹んで勅命を奉すべきを誓ひ、義經の所在露顯次第速かに召進すべき旨の誓紙を奉呈せり。守康の一行は平泉を發して歸途二月廿六日鎌倉に著せるを以て頼朝は例の如く八田右衛門尉知家をして饗せしめたり、守康曰く豫州の在所露顯せば早く召し進すべき旨泰衡請文を載せたりと、頼朝曰く此の事泰衡の心中猶測り難し固より義顯に同意するを以て先日も勅定に背き本人を召進せず、而るに今一旦の害を免がれんが爲め其の趣きを載すといふとも、大略は謀言ならん云々、三月廿三日に至り同十三日附の書狀、京師より頼朝の許に達せり、其の趣きによれば去る九日奥州の基成朝臣並びに泰衡等の請文到來、義顯を尋ね進すべきの由之を載す、然るに法皇此間天王寺に御座し件の請文叡覽に備ふるの後早く召進すべきの由重ねて仰せらるべきの旨彼の寺より態と以つて殿下に申さる云々とあり。

されば重ねて平泉に義經を召進すべき旨朝廷より御督促ありしなり、世にいふ平泉一門の大評定は、この再度の督促によりて開かれしなり。

泰衡は勅命を畏み、義經を討て國を全うする意見にて、諸弟之に同意せしも獨り泉三郎忠衡は亡父秀衡の遺言と頼朝の人と爲りとに徴し其の不可なるを述べ、寧ろ義經と力を合せて鎌倉に抗す

べしと主張せり、而も泰衡等は、忠衡が義經の腹心の家來たりし佐藤忠信の妹を妻とするの緣故により只管義經に黨して平泉の安危を思はざるものと推し、却けて協議に参加せしめず、同四月三十日、遂に義經を襲ひ之を殺せり、東鑑四月卅日巳未

今日陸奥國に於て泰衡源豫州を襲ふ是れ且つは勅定に任せ且つは二品の仰せによるなり、豫州民部少輔基成朝臣の衣河館にあり、泰衡兵數百騎を率ゐ其の所に馳せ至り合戦す、豫州家人等相防ぐと雖も、悉く以て敗績、豫州持佛堂に入り、先づ妻

(二十二歳)子(四歳)を害し次に自殺す

前伊豫守從五位下源朝臣義經(義行と改め又義顯、年三十二)左馬頭義朝朝臣六男、母九條院雜仕常盤、壽永三年八月六日左衛門少尉に任じ使宣旨を蒙ふる、九月十八日叙留、十月十一日拜賀(六位尉時畏れを申さず)則ち院内昇殿を聽さる、廿五日大嘗會御禊行幸に供奉し元暦元年八月廿六日平氏追討使官符を賜はる二年四月廿五日賢所西海より還宮、御朝所に入る間供奉

廿七日院の御廐司に補す、八月十四日伊豫守に任す(使元の如し)文治元年十一月十八日解官

と記せり、義經を殺すことは、忠衡の不同意なりしのみならず、民部少輔基成も亦不同意なりし爲め、泰衡等は忠衡の泉ヶ城と高館との通路を遮斷し、基成を御館に留め其の館に歸らざらしめたり、蓋し基成と義經とは同じく高館にありければなり、東鑑に豫州は民部少輔基成の衣河館にありと記せれど、その所謂衣河館は阿倍頼時が居りし衣河館にはあらで後の高館の別名なり。

泰衡の義經を殺さんとするや、基成之を察し義經に告げて曰く、保元の役、御身の父左馬頭殿は、わが弟信頼の爲めに御命を失ひ給へるが故に、われは深く御身をいとしみ思ふなり、然るに此頃わが外孫泰衡等宣旨の急なるが爲に御身を圖らんとする模様も見ゆ、是故秀衡の志にはあらずと雖も樋爪の一家も同意と覺しければいと危うし、早く奥夷の方へ逃げさせ給ふべしと、され

義經は肯はむりやむ。

義經の襲はるゝや、家人鈴木三郎重家、龜井六郎清重、片岡八郎弘常、伊勢三郎義盛、熊井太郎忠基、常陸坊海尊、戒定坊俊章、同仲教、武藏坊辨慶、依田弘綱、鷲尾三郎義久、増尾十郎、備前平四郎、民部卿禪師頼然及び杉目行信等防ぎ戦ひ或ひは死し或ひは逃れたりといへり。

義經に従へるもの、名異同参差考定すべからず、就中辨慶に關する異論多し故文學博士重野安經氏も、辨慶は烏有の人物なりといひし由、又日本史にも伊勢義盛、佐藤繼信、同忠信等を義經の臣として傳記を附しあれど辨慶の傳なし、されど辨慶といへる僧の義經に隨從せしは明らかなり、東鑑文治元年十一月三日の條に辨慶法師云々、同六日の條に武藏坊辨慶云々あり、伊勢貞丈の安濟隨筆にも之を辨じあり、されど源平盛衰記、平家物語などに見ゆる如く勇力怪異の人物なりしや否や正史に見る所なし。

其の生國につきてもいろいろの説ありて一定せず、天野信景の鹽尻には紀州熊野の生れなりとあり、高田與清の棟梁集には伊勢の彌宜晴親が孫淨智が子とあり、又出雲の國に辨慶誕生の井ありとも記しあり、さて何故に武藏坊と稱せしかにつき、萩生徂徠の南留別志に『弁の字を片假名にて讀めるなるべし』と記せり、外辨慶の制札文、或ひは借用證文など傳ふるものもあれど悉く偽物なりといふ、衣川に立往生したりといふも附會の説に過ぎざるべし。

辨慶の勇武を盛に唱へ出せしは何時の頃か不明なれど、義經に關する物語の類及び高館落などいふ唄ひ物の出でし後なるべし、衣川にて辨慶が立往生したる時、立ちたりし石なりとて、元享の頃、京都へ運び行きたるものあり三條京極の巷にて人に見せけるが後之を京極寺に納めしといふ、(三條通り寺町西に入町を辨慶石町といふ、是れ京極寺の跡なり、其の石は後に誓願寺へ移せりともいひ、西七條水樂師境内にありともいふ)

又平泉金色堂の東、月見坂の上にある辨慶室は元と愛宕室なりしが、其の麓にある辨慶堂朽廢せし爲め、辨慶像を愛宕室に移し之を辨慶堂と改稱せし由辨慶堂及び辨慶像も後世の作なり、栗田日記に『衣川に武藏坊辨慶の肖像あり長さ六尺餘とい

ふ數百年の歳月を経て著色落ちければ近頃其邊の父老等之を仙臺の府に持行き新に彩色をなし都會の地に出して諸人に見するに著色の新なるに人信せず費のみして空しく本國に持歸る云々』新に著色したるも失策なるべけれど其の像を造りたるも、物語類にて辨慶の名高くなりし後のことなるべけれど、史實とは何の關係もなかるべし。

其の外義經辨慶自筆の畫、辨慶の長刀辨慶自作の像、辨慶の書、辨慶筆義經像、義經筆辨慶などいへるもの數多あれどみな論ずるに足らず。

平泉にては朝廷の命を奉じ鎌倉の催促に應じて、義經を誅しけれども鎌倉にては疑ひ最も深く屢次京師に御沙汰を請ひける故、四月九日法皇天王寺に座しながら藏人大輔定經奉行にて禁裡の御評定あり帥中納言の仰せにて教書を下され、同廿二日鎌倉に著せり。

奥州追討のこと朝の大事たる間、且つは人々に仰せ合され且つは其の間御祈事なりと沙汰の間今に遅れたれど左右なく官符を遣はさるべきの由仰せ遣はさんと欲するの所、遮つて言上尤も神妙なり、泰衡申條、前後相違返すも奇怪、官使出立の間、左右なく下されず且つ又發向は一定何の頃か、宣旨を成し儲け重けての申狀を待たるべし、次に役夫工米は八月の上棟定の事なり東大寺の大柱を引付くべき事、其外朝家の御大事等、指合事等、遠慮を廻らし事關かざるの様、沙汰あるべきか、且つは追討御祈りなり、神事佛閣を専らにせば何ぞ冥助ならんやの由殊に存す亦沙汰あるべきもの也云々

法皇は御祈りに事よせて討伐の宣旨を延引せさせ給へるを見るべし、然るに閏四月卅日に義經を誅したることを五月廿二日に至り鎌倉に注進せられたり、東鑑に

廿二日辛巳申刻奥州飛脚參著、申して云ふ、去月晦日民部少輔緒に於て奥州を誅す其の頸追て進する所云々、則ち事の由を奏達せられん爲め飛脚を京都に進せらる御消息に曰く

去閏四月晦日前民部少輔基成宿緒に於て(奥州)義經を誅し畢んの由泰衡申送り候所なり此事に由て來月九日塔供養延引せしむべく候此趣きを以て洩達せしめ給はるべく頼朝恐々謹言

鎌倉鶴ヶ岡の塔供養を六月九日に行はん爲め、導師願文施物等を整へ駿馬八匹を準備しありたるも之を延期せしなり。

泰衡頼朝を誅するの報京師に達するや、藤原兼實曰く是れ天下の大慶なり、頼朝の武運天意に應じたるか將た神助を假りたるか、人力の及ぶところにあらざるなりと、兼實は當時最も勢ひを見るに敏なる人なりき、然も此の人にして此の言あり義經存して泰衡と力を合せたらんには、天下の大禍亂たるべきを察し居りしなり頼朝が塔供養を延期せんといへるは、實弟の死によりて忌服あるが爲なれど延期の事を京師に申送ると行違に導師下向し院よりも御馬を下されたるが故に、延期せずして行ふに決す、蓋し義經の死より三十餘日を過ぎたるが故に差支へなからんとの議ありしが爲なり、されば義經の首は左右なく鎌倉に持参すべからず、途中に逗留せしむべき旨同日飛脚を以て奥州に申し遣はせり。

六月十三日に至り泰衡の使者新田冠者高平、義經の首を腰越の浦に持参し事の由を言上せるにより、實檢の爲め和田太郎義盛、梶原平三景時を遣はしたり、各々甲直垂を著け甲冑の郎黨二十騎を相具せり、義經の首は黒漆の櫃に納め美酒に浸し高平の僕從二人之を荷擔せり、東鑑に「昔蘇公は其の猴を擔ひ今高平は人をして、彼首を荷はしむ、觀るもの雙涙を拭ひ兩袵を濕ふす」云々實檢の結果はその首を義經と確定せしなり。然るに義經事實考に。

四月晦日に斬るころの首、六月十三日鎌倉へ参著甚だ延引なり、此は必定五月十三日なるべし傳寫誤りて六月と記する

が、それ杉目行信が面は義經と見紛ふ程に似たる由、此の故に身替りにも立ちけれども（義經勳功記に杉目行信、義經の身代りとなりしこと記せり）夏の日十四日を経て酒に浸したる首何者の首とも見分け難かるべし故に頼朝其の似せ首なることを疑ひ其の實否を知るべき爲めに泉三郎忠衡をも討て出すべしと責む云々

されど六月十三日腰越浦に著したるは東鑑傳寫の誤りにあらず、何となれば六月九日塔供養の事あり、義經誅に伏すとの報により最初は延期せんといへるも準備已に成れるを以て、その首級を左右なく持参すべからざる旨を命じたる程なれば、首の來れるは五月にあらざること明瞭なり、されば義經の首は、之を斬りてより四十餘日を経て到着せるなり、頼朝の之を疑ひたるか否かは據るべきところなきも、實檢者の一人は、義經と仇敵の關係ある梶原景時なり、景時亦義經の存生が自己の存亡に關するを知れり、いかでか疑はしきものをそれと承認せんや。

旁廂に、周防の國の人岩國三郎兼末といへるもの一條公に仕へし頃判官義經参候したりし時に兼末は配膳の役に能く見知りたり、未だ一向の小冠者にて木曾など、様替り、いと優に京馴れ年頃は二十許にて色白面長にて髭もなく折々は上の方を見上げる癖ある云々と見ゆ、義經の顔は一種の特徴ありしもの、如ければ見紛ふことなかりけんと思はる。

世には頼朝が泰衡征伐を思ひ立ちたるは義經の首が贖物なることを疑ひたる爲めなりと論ずるもあれど、頼朝がさる疑ひを生じたる形蹟なきのみか十三日に首を實檢せしめその廿日には鶴ヶ岡八幡に臨時祭ありたれど、忌服中なるを以て参宮もせず、奉幣の使者も發せざりき、實弟の死を確認したる證據なり、且つ頼朝の細心周到なる、種々の方法を以て間諜を平泉に入れ置きし様子

なるが故に、泰衡が義經を殺したることは、平泉よりの正式の報告を待たずして知り得たるなるべし、頼朝は首の眞贋を疑ひて突然大戦争を思ひ立つが如き淺慮突發的の人物にあらず、泰衡を征伐して平泉の根據を覆へし、秀衡以來の宿怨を霧らし且つ奥羽を統一せんことは初めより既定の計畫たりしなり、故に鎌倉に於ては六月廿四日、奥州征伐の準備を開始せり、其の征伐の口實は奥州の泰衡日來義經を隱容したる科、已に叛逆に軼ぎたりといふにあり、愈々大軍を發せん爲め絹旗一旒を調進すべき旨千葉常胤に命じ絹は小山朝政を召して獻せしめたり（常胤は舊式を知れるもの故、特に命せられ白旗を製して獻せり）然るに此日朝廷よりの御消息には

奥州追討の事御沙汰の趣内々之を申さる、其の趣連々沙汰を経らる、此事關東の鬱陶、默止難しと雖も、義顯已に誅せられ
訖んぬ、今年に造大神宮の上棟、大佛寺の造營彼是計會あり、追討の儀は猶豫あるべしてへれば其旨已に殿下の御教書を獻
せられんを欲す云々

朝廷にては、義經だに誅に伏するに於ては、泰衡が義經に與せざる事實を證すべく、最初隱容の嫌疑はありしにもせよ、兵を擧げて之を討つまでの大罪にあらずと思惟したるにて、之を理論より見ても從來の行懸りより見ても、表面上當然の考へなれど、頼朝は之によりて既定の計畫たる討伐の素志を抛つものにあらず、翌二十五日、是非泰衡追討の宣旨を下さるべき旨を京師に奏請せり。

尙頼朝が平泉に於て義經の殺されたることを信じ居りし證據には、泉三郎忠衡が義經を殺すことに同意せず、當日泉ヶ城にありて高館との交通を遮斷せられありしことを詳知しありしことは

なり、是れ頼朝が平泉に遣はし置きし謀者の報告に基くこと明らかなり、是によりて頼朝は更に人を平泉に遣はし、義經の與黨たる忠衡をも討つべき旨の宣下を與へたり泰衡之を拒むこと能はず、六月廿六日遂に忠衡を討て之を殺せり（歳二十三）而も忠衡の首は頼朝之を徵せず、若し義經の首の代りに忠衡の首を進じたるの疑ひある爲め、更に忠衡を殺すべき旨を命じたりとすれば、其の首を鎌倉に致さしむべき筈なるに、報告を受けたるのみにて檢視の沙汰もなく直ちに討伐の準備をなしたるを見れば、義經忠衡の誅戮に疑ひを挾さむの餘地なかりしを知るべし。

忠衡は火を泉ヶ城に放ち、密かに逃げて義經の後を慕ひ、蝦夷に赴けりといふ説あるも、忠衡の首桶は現に平泉金色堂にありといふ、即ち秀衡の棺の側らにありて桶の高さ二尺、方一尺絹一反斗りにて巻き包み置けり云々を見ゆ。

義經が平泉に死せずして、北海道に落ち行き靺鞨部より滿洲に入り、金の大將軍となれりとか、清朝の祖となれりとかいふ説の謬妄は先輩已に詳しく辯じあれど、其の説の出所と事の夷族に關する點につき少しく記述する所あるべし。

佐久間洞巖は、義經事實考附録に『世稱す、源州公往昔泰衡之を高館に攻め自殺し了ると其旨東史及び義經記等の書に見ゆ、或人疑ふ義經は乃ち海内の英雄天下古今顯名を専らにする所以のものなり、其從者亦皆武毅勇敢を以て一世に鳴る者、功名の徒なり、然も防戦一日を支へず、徒らに自盡戦死に終るもの尤も怪しむべし、想ふに夫れ須く別に處置の義あるべきなり、後來果して前太平記、勳功記等之を記して曰く、寇を蝦夷に避けて其地に之くと、且近來出る所の鎌倉實記の書中其事を載せて曰く、義經此時海を蹈み蝦夷に之き是より女真國に到て彼地に仕進し後榮を

得と、金史を引きて之を記す、尤以て之を證すべし云々、其の引くところの勳功記の妄は論ずるにも足らざれども、金史列將傳(金史別本)といふもの、文をも其の儘引きて考證を加へたり(文學士大森金五郎氏は高平眞藤翁の平泉志に金史別本の文ありとて歴史談その折々に乗せられたれど、此文は鎌倉實記より佐久間洞巖が引用し高平翁は更に之を平泉志に引用せるなり)而して其文は

範車國源光録義鎮者日東陸華仙權冠者義行子也、始入新羅鞆部、爲千戶邦判事、身長六尺七寸、溫和而勇猛、才思甲諸部、外夷多隨、拜入學館、辨禮義、後遷成京錄事、章宗詔轉光祿大夫、累任大將軍、久守範車城、押北方、往昔權冠者、東小洋藩君、章宗願厚賞定總軍曹事官、令入北嶺、不日破蘇敵、得印符、醜來屬幕下、築範車城護焉、頃徙北天、渡龍海、得一島、山河麗奇、而悉金玉也、民知煎靈草少食五穀、屠生肉甚嫌故無邪煩、老仙伊香保行辰、行本命法、儀相無異怪、德勝故人、義行歸趣尊敬、得長壽、後遊中華、隱顯更不定

之によれば義經の義行は仙人となり其の子義鎮は大將軍となり居るに似たれど、元來金史には之に似たる記載もなきのみならず、金史別本といふものは誰も見たるものなしといふ星野博士の説に、篠崎東海の東海談に『予金史別本といふは俗書なりと知りて中根丈右衛門と論じて偽作せし人を屈服せしめたり』と記しありし由、偽作者已に屈服せし以上は論ずる迄もなきことなれど、此漢文を一讀せるだけにて支那人の手に成りしものにあらざること明白なりといふべし。

次に清朝御製詩文自序に、我祖始義經と書きたる文ありとの説、寶曆年中清人の齎らしたる圖書集成、圖書輯の部に清帝の自序あり其文中『朕姓源、義經之裔、其先出清和、故號清國といふ記述ありとの説、明和中渡來せる輯勘録、序に乾隆帝の序あり、其文中吾源義經之裔云々とありと

義經渡海説

の説、何れも義經の蝦夷を経て滿洲に渡りたるを立證せんとして種々の説を造り出したれど幕府の儒官は勿論何人も之を見たりといふものなく、其の説を流布したるものは立花家の醫師某、蝦夷風俗彙纂の著者森作右工門、釋峻諦などいふ人々にて、官庫の圖書を閲覽する便宜を有せざる側なれば、自ら見たるにてはなく、單に噂を記したるに止まるべし、又女眞の阿骨打が國を金源と號したるは源氏なるによるとの説もあれど、元來女眞民族は鴨綠江の水源にありて砂金を産せしが故金源の號あり源氏と關係なきを知るべく、又清の國號が清和源氏より出でたりといふも虛妄の甚だしきなり、清の太祖は天聰九年に國號を滿洲と定めたれど翌年崇徳と改元して國號をも清と改めたり滿洲 Manchoo は女眞語にて水の流れの清淨なる義なりといふ、されば最初はその音によりて滿洲の文字を充てたれど、後には之を支那の義字に譯して清としたるなり(女眞には文字なし)清和源氏と何等の關係もなし、只だ金源の源と清との文字が偶然日本の源氏と相似たるのみ。

又源義經の三字を蒙古にてジンギスカンと發音す、元の太祖成吉思汗は義經たるの證なりといふもあれど、元の太祖の名は鐵木真なり、位につくに當り群臣より成吉思の尊號を奉りたるにて、ジンギスは高大の義、汗カン又はハンは王の義なりといへば之も源義經と何の關係もなきなり。思ふに義經の蝦夷地に逃げ入りたりといふ説は俗書のみならず、大日本史にも、義經傳の註に世傳ふ、義經衣川に死せず、遁れて蝦夷に入ると(中略)今に至りて夷人義經を崇奉し祀りて之を神とす蓋し或ひは其の故あらんなり云々

と記し、新井白石の蝦夷志には
其の飲食祭る所は源廷尉義經なり、東部に廷尉居止の墟あり、土人最も勇を好む、夷中皆之を恐る。

凡そ飲食皆之を祝して曰くオキクルミと、之を問へば即ち判官といふ、蓋し所謂オキクルミは夷中稱する所の廷尉の謂ならん、廷尉居止の處をハイと名く、夷中の所謂ハイグルは即ち其の地方の人なり、西部の地名も亦辨慶崎あり、或ひは傳ふ廷尉此を去り北海を踰ゆと云々大日本史編輯の頃にも義經渡海説を唱ふるもの多かりしを知るべし、されど何れも浮説に過ぎざるが故に大日本史には蓋し其の故あらんとして疑ひを存せり、然るに蝦夷志に至りては、證跡らしきものを擧げたるが故に世を惑はすこと多きに似たり、蝦夷志につき永田方正氏の説にはオキクルミは正しくはオキキリマイ Okikiri-mai なりといふ、Ok は項襟、Hiri は繡文 Eri は有るものにて襟に繡文ある衣をつけたる人のことなり、昔は蝦夷の大酋長たるものは刺繡ある大禮服を著けたるが故に、蝦夷人は貴人を目してオキリマイと呼べりといふ、又蝦夷の唄(軍談淨瑠璃)に往古オキキリマイが岩上の金の鷲に乗り空中を飛ぶとき、悪鬼等之を妨げたるにオキキリマイは刀を抜き之を切り拂ひ神山の頂に達せりといふ意味のものあり、飲食にオキキリマイと唱ふるは民族の祖先、或ひは君主に報するの意なり、オキキリマイとは何ぞと問はれて判官と答ふるはこと若し事實なりとすれば、義經辨慶渡海説を信する日本人より、屢々判官といふ語を聞かされ、貴き人れば日本語に判官といふなるべしと思ひ、爾か答ふるに至りしならん、斯る類は夷語に頗る多しといへり。

又ハイ及び辨慶崎につきて永田氏は左の如く記せり

「ハイエ」は鯨魚の鼻にて往古アイヌ此の鼻を武器とせり、今の沙流郡波惠村酋長鬼菱は承應三年松前藩主に謁し寛文九年賊塞佐允に殺され、明年寒佐允の亂に江戸より松前泰廣兵を率ゐて來り伐つ、ハイエアイヌ松前の軍に屬して戦ひしを以て其の名獨り江戸まで聞えしのみ、釧路厚岸等の勢力には及ぶべくもあらざりき、ハイエ酋長が鯨魚鼻にて柵を築き、勢力の強きを軍談淨瑠璃に歌へり、之を聞くものにて義經なりと想像するは抑々何の心ぞや、又辨慶崎を引證するに至りては尤も笑ふに堪へたり、この元名はペンケイなり破壊所の義、岬端の岩石破壊せる所をいふ、辨慶に何の關係があるべき云々

又日高國沙流郡沙留の酋長は舊家にして自ら義經の子孫と稱し、義經の遺物を家に傳へありといへり、而して其の遺物は治承四年の曆一冊、龍頭一ヶ、毘沙門形の牖當一ヶにして、古來深く之を尊崇し若し人之を見れば旨すと稱せり、然るに之を實見したる星野博士の説によれば、治承四年の曆と稱するものは、年號のところ缺け三月以後の曆を記しあるが故に何の年のものか判定すべからず、龍頭は兜なく且つ頗る大なるが故に兜につきたる龍頭なりしか否か是亦疑はしく、牖當も普通よりは、大にして身長中等の人之を當つれば一寸程餘るといへり、然るに義經は軀幹短小なりしといへば、義經のものとは思はれずといふ、之を要するに義經の渡海説は何れにしても、些の痕跡もなき浮説に過ぎず、平泉にて殺されたること確かなるべし。

一説に中古の頃奥州會津油田村惣平といへるもの、棟木に古へより縛りつけしものあり上を濶重にも包みし箱なり解きて見るに義經が文書なり

此度北口江渡候爲根米粟七斗致借用候於歸參無之者其時之將軍可預載行者也

會津由田村百姓

惣平ごの

文治四年には義經の捜索最も嚴重なりし時なれど泰衡は未だ義經に叛くの意なかりしなり義經若し遁れて蝦夷に奔るの意あらんか、態々平泉より南して會津に赴き、百姓の粟を借るの必要なく、平泉にて旅資を辨すること難からざりしならん、且つ文體も其の當時のものとは見え、好事者の偽作なるべし、かの山形縣東村山郡山寺立石寺地藏堂にある義經奉納の繪馬額と稱するもの、文治四年七月十日云々の記載ありと稱するも其の實物は文六（祿を略したるなり）年中のものなりといふ、近年又は義經が松前にて干魚などを借りたる證文を松前家の家臣が家に傳へたりとて渡海説を主張するもあれど偽作のものなり、此の類のこそ、諸國に珍らしからず、而も史實とは何等の關係もなかりきなり。

頼朝の意圖は已に定まれり、六月廿七日には奥州征伐の沙汰につき諸國の軍士の鎌倉に集まるもの一千人に及べるを以て和田義盛梶原景時をして奉行たらしめ、前圖書允を以て到著人名を註せしめ、武藏下野兩國の軍士には出發の準備を整へ進軍の途次に會せしむべく命じ、同廿九日には頼朝の豫て歸依せる愛染明王の像を武藏國慈光山に送り、奥州征伐の祈禱をなさしめたり。然れども泰衡討伐の宣旨は未だ下らず、恣に兵を動かすべからざるを以て同三十日大庭平太景能を召出して曰く、奥州征伐のこと天聽を窺ふも今に勅許なし、而も兵の集まること此の如し、之を如何すべきと、景能曰く軍中將軍の令を聞き天子の詔を聞かず、已に奏聞を経たる上は強て其の左右を待つに及ばず、且つ泰衡は累代御家人の遺跡を繼ぐものなり、綸旨を下されずとも誅伐

を加ふるに於て何かあらん、已に軍士を集め徒らに日を送るは却て人の累ひたり、早く發向せしむべしと、頼朝嘉賞して之に従へり、然れども軍中將軍の令を聞き天子の詔を聞かずといふは、將軍が勅命を奉じ關外の任に就きたる後のことにて、討伐の命なき場合にさることのあるべき筈なし、故に頼朝も直ちに出發の命を下すことを憚かり、七月十二日に至り飛脚を京都に遣はして再び宣旨を請へり、曰く

奥州泰衡を追討すべきの由言上先に畢んぬ、定めし宣旨を成し下され候はんこの由存案の間、軍士を催集已に數日を送り畢んぬ、亦宣旨は官使に下され候へば遲留すべく候、左兵衛督に仰せ彼飛脚を以て賜はるべし云々

然るに同十六日に至り京都より發したる右武衛の使者後藤基清及び鎌倉より十二日に發したる飛脚參着せり、後藤基清曰く

宣旨の事、攝政三座以下度々の沙汰を経られ畢んぬ、而も義顯出來此上猶追討の儀に及ばず天下の大事たるべし、今年計り猶豫あるべきかの由去七日宣旨を下されたり、早く仔細を達すべきの由、帥中納言之を相觸る、何様左るべきや云々

朝廷にては泰衡討伐を許し給はざる御意嚮なりしなり、頼朝之を聞き深く憤り、已に多くの軍士を集め、若干の費あり、尙後年を待つべけんや、此上は勅許の有無に拘らず、追討軍を發すべしと、即ち翌十七日部署を定め東海道大將軍を千葉介經胤八田右衛門尉知家として一族竝に常陸、上總の軍を率ひ、奥州、宇多、行方を経て岩城岩崎を廻り阿武隈川を渡りて參會せしめ、北陸道大將軍を比企四郎能員及び宇佐美平二實政とし上野國高山、小林、大胡、左貫等の住人を催ふし越後國より出羽の國念種關に出て相會せしめ、頼朝は自ら中路より進むべく先陣を畠山重忠に命じ

たり、部署已に成りて翌十八日には伊豆山の僧専光房を召し、奥州征伐祈願の爲め、進發の後二十日を経なば正觀音像を安置すべき梵字の柱立をなせと命じ、又伊豆の北條にも伽藍を建つべき旨立願せり、其の翌十九日大軍鎌倉を發す、其の席列は疋夫八十人、次に征箭を負ふもの五十人、鋤鍬を負ふもの三十人、次に先陣島山重忠以下千騎なり、行軍七日、同月廿五日下野國宇都宮に着して奉幣し戦ひ勝て凱旋の時には生虜一人を神職に奉すべき旨を誓ひ、廿八日新戸部驛に著して軍勢を點檢し廿九日白河の關を越え關明神に奉幣せり。

平泉にては賴朝が奥州征伐の爲め鎌倉を發せりと聞き、賴朝の詐術に陥り、義經及び忠衡を殺したるを悔ゆれど及ばず阿津賀志山に城壁を築きて要害を固め國見宿と阿津賀志山との間に口五丈の堀を構へ逢隈川の流れを堰き入れ西木戸太郎國衡、金剛別當秀綱、金子房太郎秀方、由利八郎友重、逢隈太郎春正、日積八郎玄保、貝田治郎三郎芳安、津保藤五正元不破太郎秀澄等をして之を守らしめ、又佐藤庄司元治（繼信忠信の父にして今の飯坂なる大鳥の城にありしが湯庄司とも號せり、飯坂は古への湯日驛にして小結湯泉神あり）を遠く石那坂まで出し要害を固めて敵を迎へしめたり。

石那坂は今の福島市の南、杉妻村伏拜坂の南にある坂なり、佐藤庄司はこゝに陣を張り湟を掘りて逢隈川の水を引き柵を饒らし弩を設け、叔父河邊太郎高經、伊賀良目七郎高重（何れも出羽の狄族にて河邊は刈田郡圓田村花館城に居れり）等と共に賴朝の軍を邀へたり。

又國衡の陣したる阿津賀志山は奥羽觀跡聞老志に刈田郡（今は伊達郡）貝田の東方の山なりと記し

あれど、實はそれよりも西南なる大木戸村及び石母田村に互れる山なるを明らかなり（今は陸前街道の西に當り厚樫柚とも記せり）高さ四十五六間、周廻十五町程なり、所謂大木戸は泰衡の始めて設けたるにはあらで、前代よりの防禦設備を、この時修復せしに過ぎざるべし、元來今の福島縣は土地の形狀及び通路に大變遷あり、そは逢隈川の流域の變更ありしが爲めにして古への通路は今よりも遙かに西を通り白河の關（之は今の白河よりも東南三里程の地なり）より磐瀨即ち今の須賀川驛の西に出て夫より安積驛即ち今の日和田の邊の西を過ぎ、今の水原の邊より直ちに飯坂（古への湯日驛）に出で、山に添ふて大木戸を過ぎ刈田郡に入りたるなり。

何故に爾く西に偏したる道路を選びしかといふに、逢隈川は松川の邊より流勢緩く今の福島より北東一帶の平地は湖沼の如き状態となり暴水あれば一面に水を湛え然らざる時は沮洳低濕、芦葦の叢生するを見るのみなりきといふ、然るに今日の如き肥沃の土となりしは後世に至り伊達郡と伊具郡との境なる猿跳を開鑿して水を落とすと共に、舟楫の便をも開きたるが爲めにして、文治の頃は勿論一面の淤泥地なりしなり。

さて阿津賀志山は今の大木戸村に屬し其の西には石母田村に屬する國見山あり、東鑑にいふ國見宿とは今の石母田村なるべし、阿津賀志の湟は二重にして石母田村の東部國見山の半腹より起りて東大木戸村を過ぎ光明寺村、森山村、西大枝村に達し、こゝより逢隈川の水を堰き入れたるにて大抵幅五間、深さは三尺乃至五尺、内外の湟の間隔は五間程なりといふ（平地にある湟跡は今すべて田畑となれり）

阿津賀志は蝦夷語なり(アツシは楡の木カシは沼にて和譯すれば楡の木沼なりといふ、大木戸村以南古へは池沼なりしことを證すべきなり)

又刈田郡にては今の猿鼻村の西平澤小紫兩村の間に壘を築き金十郎、勾當八、赤田次郎等をして之を守らしめ、又名取、廣瀬の兩川には大繩柵を引き、泰衡自身は國分原鞭楯、即ち今の榴ヶ岡の營にあり、其の外栗原(今の栗原郡栗原村の邊)三迫(栗原郡北部の稱)黒岩口(黒岩ヶ崎の入口にて今の栗原郡岩ヶ崎なり)一野邊(今の岩手縣磐井郡市野々村なり)に若九郎太夫、余平六以下を大將として數千の勇士を配し又田河太郎行文、秋田三郎致文を遣はして出羽を警固せしめたり。

頼朝は七月廿九日白河の關を越え。梶原景季が『秋風に草木の露を拂はせて君が越れば關守もなし』と詠じたる風流を嘉みし八月七日阿津賀志山の邊なる國見澤に著せり、國見澤は石母田村國見山の西なる宿場なるべし、半更に雷鳴、頼朝の旅館にも霹靂あり、上下大に恐れたりといふ、白河より大木戸の邊までの行軍に一週間以上を費やしたるを見れば敵狀を偵察しつゝ、驛路を避け西の山手を進み來りしと見ゆ、爾か思ふは若し驛道を直ちに進めりとすれば先づ福島以南なる杉妻村石那坂の敵に對して第一に攻撃を加へざるべからざる筈なるに、之を避けて遙かに福島以北まで進出し一方阿津賀志に對して攻撃を加ふると共に別隊をして石名坂に對して攻撃を加へしめたればなり石那坂なる佐藤庄司の敵壘に向へるは常陸より加はりたる別將伊達氏なり、即ち常陸入道念西の子息常陸冠者爲宗、同次郎爲重、同三郎資綱、同四郎爲家等にして一行は潜かに甲冑

を相具し西手の山越しに林間を進み伊達郡澤原邊に出づと見ゆ、澤原の地今知るべからず(或ひは今の水原の邊か)されど本街道の西南より今の拜坂の邊へ進出せしと疑ふべからず、石那坂の要害堅固なるところへ、先登したる伊達氏の一族は、佐藤庄司の死戰に會し、二郎、三郎、四郎とも疵を被ふれり、常陸冠者爲宗最も勇戰、庄司以下十八人の首を爲宗兄弟にて之を獲たり、同日を以て頼朝の本隊は阿津賀志の大木戸に向ひ攻撃を加へたり(其の前日に軍議決定し先鋒畠山重忠は、率ゐる來りし人夫八十人をして用意の鋤鍬を以て土石を運ばしめ、攻撃を加ふべき地點の渥を埋めしめ、人馬を通せしむべくせり)

國衡は此日拂曉金剛別當秀綱をして兵數千騎を率ゐ、進みて阿津賀志山の前方に陣せしめられたれば、頼朝は畠山重忠、小山朝光、加野次景廉、工藤小次郎行光、同三郎祐光等を遣はして之を攻めしむ、秀綱之を防ぎたれど克たず、大木戸に退却せり。

翌九日は戦ひなく、十日未明に總攻撃を加へんとす、三浦平六義村、葛西三郎清重、工藤小次郎行光、同三郎祐光、狩野五郎親光、藤澤次郎清近、河村千鶴丸(十三歳)等此夜阿津賀志山を過ぎ直ちに大木戸に迫まらんとし、暗夜に乗じて阿津賀志の峯を越え、木戸口に迫りて名乗りを揚げ、泰衡の臣にして六郡一の強力と稱する伴藤八等と戦ふ、狩野五郎戦死、工藤小次郎は伴藤六と格闘して之を殺し又頼朝近侍左近將監能直、宮六兼仗國平等は國衡近親の郎等佐藤三郎秀員父子を討ち取れり、先登の軍、戦已に酣はなるを以て頼朝の本隊も亦未明に阿津賀志山を越え、木戸口に薄り大軍一時に鯨波を揚げたり

又別隊となれる小山七郎朝光、宇都宮左衛門尉朝綱、紀權守、波賀次郎、大友以下七人は安藤次といへるものを山案内とし面々甲、疋馬を負ひ九日の夜國見澤なる頼朝の本陣を出で、阿津賀志の西南方なる藤田宿より會津の方に向ひ土湯の嵩より鳥取越を越え、大木戸の上なる國衛陣後の山に攀ち登り時の聲を發すと東鑑に見ゆ、會津は耶麻郡にて土湯は信夫郡なれば、此の地理非常に懸隔せれば、こゝにいふ會津は單に會津の方向といふ意なるべく土湯の嵩も今の土湯のことにあらず、藤田宿の西北方今の山崎の邊をいふなるべし鳥取は山崎の西北方、小坂の東北にあり、夜に乗じ大迂回して大木戸の背後に出でたるなり、兵數は少なきも未明に背後より鯨波をあげて箭を射たるが故に國衛以下大に驚き雜踏狼狽して逃げ出せり。

此時天已に曙けたるも霧深く、且つ路滑りて追撃急なること能はず、國衛の軍は多く逃亡せり、唯金剛別當が子下須房太郎秀方といへるもの、年僅かに十三歳にして強力無双なるが蹈み止まり、工藤小次郎が郎從藤五と格闘して討たれ、金剛別當も亦小山朝光が爲めに討たる。

頼朝令して急に國衛を追はしむ、國衛が乗れる馬は高楯黒と號する奥州第一の馬にて平泉にありし時は毎日三度大兵肥滿の國衛が騎して山に上るも汗を出さざる程なりといふ、國衛單騎鞭を上げて走りぬ、その遁路につき東鑑の記者は、國衛出羽道を経、大關山を越えんと欲し柴田郡大高宮の邊に至るとあるも、こは推量違ひなるべし、國衛若し出羽に逃げんとすれば、越河より白石の邊を過ぎ、宮驛、即ち刈田驛より直ちに北して圓田、猿鼻を過ぎ川崎に達し之より西に向ひ笹谷崎、即ち大關山を越えざるべからず（笹谷今宿邑は奥州出羽の界にて之を關山といふ、古へ

の所謂有耶無耶の關にて無耶の觀音あり）然るに國衛此の道の方向を取らず、宮驛より西に向ひて柴田郡に入り、平村大高宮の邊に至り討死せり、これによりて見れば、彼れは出羽に走らんとしたるものにあらず、奥州街道を北に逃げて泰衡の本隊に合する考へなりしならん。

但し追撃せし鎌倉勢は、宮驛より二手に分れ、一は出羽街道に向ひ、一は奥州街道を進みしなるべし、東鑑の記者は兩分隊の報告を取違へて記したるなるべし。

此日先陣を駆け抜けたる和田義盛は日暮る、頃柴田郡大高宮の邊に達し、國衛が宮の前の右手の畷を過ぎるを見、返し合へと呼びしかば、國衛も名乗りを上げて馬を廻し十四束の箭を射んとす、其の箭の未だ弦を發せざるに義盛十三束の箭を發して國衛が甲の射向袖を射、其の膊に中る、國衛疵を受けて少しく退き、義盛亦敵の大將を射たるが故、思慮を廻らし二の箭を番へて少しく退きぬ、此時畠山重忠が大軍進み來り、大串二郎と云ふもの挺身して國衛に迫りしかば、國衛が馬驚きて道路を踏外づし深田に陥り、鞭を加ふるも路上にのぼらず、大串即ち直に國衛を斬りて其の首を獲たり。

今大高宮の北四丁のところに馬取沼と稱する所あり、國衛が乘馬の陥りしところなりといふ。

又宮驛より北して出羽街道を進み、刈田郡の北境に近き邊、根無藤四方坂の壘にも、守兵及び阿津賀志より逃げ來りし兵籠り居たり、大將は金十郎、勾當八、赤田次郎等にして、之に向へる鎌倉軍は三澤安藤四郎、飯富源四等の隊なりき。

根無藤は刈田郡圓田村の西、出羽街道の傍らにあり、源頼義曾て此の地に軍を次したる時、藤頼を執りて之を銀杏樹の下に

挿し去りたるに、其の藤に根を生じて繁茂し銀杏も亦蟠屈して大に長ぜり、よりて地名さなりしと、四方坂は同郡北端平澤村、小邑崎村の間にある山にて四方皆坂道なるが故に四方道とも八町坂ともいふ

思ふに四方坂に本壘を築き、兵を根無藤の邊まで出して追撃軍に對抗したるなるべく、此の方面の敵は最も強く、兵數亦多かりしが如し、されば兩軍は根無藤と四方坂との間に於て一進一退七ヶ度に及びしも金十郎戰死せしより、壘兵の意氣沮喪し勾當八、赤田次郎以下三十人捕虜となり、刈田柴田には一人の平泉勢なきに至れり。

頼朝は此日伊達郡を發し翌十一日柴田郡船迫に着せり、今船迫村に古壘ありて頼朝逗留の地と稱す、船岡と船迫とは白石川の南北にあり、船岡は古への柴田驛ならんといふ説もあれど、柴田驛は船迫なるべし、船岡は芝田氏の居城たりし故要害として聞えたれど、驛路としては刈田驛即ち刈田郡の宮村より白石川の北を進み、船迫驛に達するが奥州の古道なり（奥州道路と出羽道路とは宮にて分岐し、宮より船迫、船迫より岩沼と宿次せしなり）

頼朝が船迫に二日逗留したるは名取宮城に於ける、平泉勢の動靜を偵察し且つ海道の別軍と會せんが爲めなりしならん

畠山重忠こゝにて國衡の首級を獻せしに和田義盛進みて曰く國衡は小臣の箭に中りて亡命せしものなり、重忠の功にあらずと、重忠曰く義盛の口狀曖昧なり、證據なき以上、現に首級を持參せし小臣の功を疑ふを得ざらんと、義盛曰く證據は國衡の甲にある筈なり定めしかの甲を剝がれたらんが小臣の射たる箭は國衡が射向袖の二三枚目の邊に中りたりき、かれの甲は紅緘にて、その

馬は黒毛なりきと、是に於て國衡の甲を取寄せ改めしに射向袖の三枚目より少しく後に鑿を通したる如き箭の跡あり、頼朝、重忠に問ふて曰く汝は矢を發せざりしか、重忠曰く發せず、當時小臣は後方にありて、義盛が彼れと戰へるを知らず、唯郎従大串が國衡の首級を持來れるにより、手獲する所なりと信じたるのみと、頼朝は義盛の功と重忠の實直とを賞したり、十二日頼朝は船迫に於て河村千鶴丸の阿津賀志山合戰に於ける功を賞し、首服を加へて河村四郎秀清と稱せしむ。

此日濱街道を進み來れる千葉介常胤、八田左衛門尉知家等は何等の抵抗をも受けず、千葉太郎胤正、同次郎師常、同三郎胤盛、同四郎胤信、同五郎胤通、同六郎太夫胤頼、同小太郎成胤、同平次常秀、八田太郎朝重、多氣太郎、鹿島六郎、眞壁六郎等を率ゐ、豫期の如く互理郡に到着し、阿武隈川を渡りて中央本隊と合したれば、頼朝は船迫を發し名取郡を經、宮城野木の下に出で、夕刻、今の岩切館なる多賀の國府に入りたり、泰衡は國分鞭楯、即ち今の躑躅ヶ岡に本陣を構へ居りしも、阿津賀志なる大木戸が陥落し金剛別當を始め勇將の討死せしを聞き到底支へ難きを知り奥郡に逃亡せし爲め頼朝の軍は殆ど無人の境を進むが如く、長驅して多賀に達せしなり。

翌十三日には北陸道を進み念珠が關より出羽に進入せし比企藤四郎、宇佐美平次郎等は泰衡の臣田河太郎行文、秋田六郎致文等を討ち、之を斬りて梟首せし旨の注進あり、頼朝は多賀に於て休息せり、頼朝多賀にありて泰衡の所在を偵察せしめたる結果、十四日に至り泰衡玉造郡にありて風聞するものあり、又國府中山の上、物見ヶ岡にありて陣を取れりと告げ來れるもあり、事兩端に互るを以て、頼朝の思慮決せず、然れども玉造にありといふ説、或ひは事實ならんとして多賀よ

り黒川を経て玉造に向ひ出發するに決すると共に、一方には物見ヶ岡をも搜索せんが爲め、小山兵衛尉朝政、同五郎宗政、同七郎朝光、下河邊庄司行平等を中山に遣はしたり。國府中山の上、物見ヶ岡に關し觀跡聞老誌には記す所は

長命山城、上谷刈村にあり、郷人長命山といふ、東史に所謂國府中山物見岡是れなり。

とあり、然れどもこれに關しては異論少なからず、封内風土記には上谷刈の部に

古壘一、長命館と號す、傳にいふ西木戸太郎國秀の砦なり。

と記し物見ヶ岡とは斷せず、又陸奥風土記には

物見ヶ岡、東鑑に見えたり、宮城郡荒卷村七北田海道三ヶ森の邊をいふ三ヶ森とは高カサが森、崎が森、さちすの森の三なり、山高くして東海の眺め面白く見えたり(府土萬葉)

と記せり、陸奥風土記の説近きに似たり、蓋し當時多賀の國府に屬する土地は、東は鹽釜より西は今の仙臺の邊に及びしなり、その中山といふ地點は、後に杉山臺と稱し今臺の原と稱する丘陵ならん、上谷刈なる長命館は古壘なるべけれど、泰衡が鞭楯即ち今の躑躅ヶ岡より中山に退きたるは、壘に據りたるにはあらで、一先づこゝに退き陣を張りたるまでのことなり、未だ敵を見ざるに逃亡し幕のみを残し置けりとあるをも思ひ合はすべし、その幕を張りて陣を取りし地は杉山臺の上なる臺の原山なるべく、こゝよりは、南の方宮城野木の下より東は多賀の國府北は黒川郡を眺め得べきが故に、中山の上の物見ヶ岡とはいひしなるべし、(古への玉田横野、即ち今の小田原より臺の原山を経て浦田に出て冠川を越え古への松厨、即ち今の松森に出づる道路は官道ならぬと

頗る古き道なり)

今仙臺の北山より根白石に通ずる荒卷山中を中山街道といひ、その峯を國見峠といふ、これぞ國府の中山の上なる物見ヶ岡なるといふもあり、中山の稱呼は、果して文治の頃よりありしか、否か詳らかならず、

葛岡城

當日小山朝政等多賀より物見ヶ岡に馳向ひ、之を圍みしに、泰衡は先に逐電し、其の居所には幕のみを残しあり、郎從四十人留まりありて、防ぎ戦ひしも朝政等は直ちに之を討て或ひは生擒し或ひは之を梟首せり、時に朝政曰く吾等之より大道を経て、路に參會すべきや、行平曰く玉造郡の合戦は繼ぐ事たるべきか、早く彼所へ參るべしてへり、行平則ち鞭を揚ぐるの間、朝政之に相具す云々と東鑑に見ゆ、大路を経るとは物見ヶ岡より多賀に引返しそれより北進する驛路のことなり、行平の考へは今日多賀を發したる本軍は引續き玉造に戦ふべければ、われ等は多賀に引返さず、早く本軍に追付きて玉造に赴かざるべからずといふにあり、物見ヶ岡より直ちに北進し驛路ならぬ徑を押しきしなるべし。

頼朝は十四日に多賀の國府を發し廿日の卯尅、玉造郡なる多賀波々城の附近に達したり、此の間約一週間を費やせり、その進路は驛の大道なること、行平朝政の問答にて明らかなるが、經過地點は多賀即ち岩切下の東光寺の邊より青麻神社の一の華表の邊を過ぎて黒川郡富谷村石積の邊に出で、それより西北に向ひ黒川驛即ち今の黒川郡鶴巢村字下草の邊に達し、更に西北に進みて古への色麻即ち今の四竈村の邊に出で、進みて玉造に入りしなり。

泰衡が城廓を構へたる高波々の地につきては古來幾多の疑問あり、仙臺領古城書三に

葛岡村古城、西城戸太郎國衡取立要害之由、東鑑多賀波場城共申候

とあり、その葛岡村は今の玉造郡岩出山町の北に上野目村ありて、其の北に接したる地なり、所謂古城は同村岩ノ澤といふ所にあり、この葛岡村は古への葛岡郡にして玉造郡に隣接したりと見ゆ、されば玉造郡の高波々が葛岡郡にありといふは當らざるが如くなれど、葛岡は公に置かれたる郡にあらず、後に廢せられて他の村に分屬せしが故に玉造郡と葛岡郡との境界も亦知るべからず、畠山重忠が葛岡郡を賜はりし時居りしといふ葛岡城につき、觀跡聞老志に

葛岡城、葛岡村にあり、葛岡監物の居館なり、文治の後畠山重忠此城に居る、東史に曰く文治五年九月廿日、葛岡郡を畠山次郎重忠に賜ふもの乃ち此城なり。

と記せり、又同書に

多賀波々城、同村(葛岡村)にあり、錦戸太郎國衡が支城なり、東史に文治五年八月廿日頼朝玉造郡に赴きて泰衡を多賀波々の城に圍む、先だちて逃亡、殘兵乃ち降る、是より葛岡郡を過ぎ平泉に赴く。

と記せり、されば葛岡村には古城二ヶ所にあるべき筈なれど、封内風土記、葛岡村の部には、古壘一、何人の所居たるかを詳かにせずとし、多加波々のことを記さず。

又舊地考には、多加波々在葛岡説を否定して論じて曰く

(前略)高波々城、玉造郡のうちなること決しければ名跡志聞老志共に葛岡村の邊りとす然れども其の舊地と覺しき所いかに尋ねれども似つかはしき所所になし(原註、葛岡村今は玉造郡の内なれども、其の頃は葛岡郡の内なればその邊りとも亦た笑ふべきことならずや)仍りてひそかに按ずるに頼朝公、此の陸奥に下り玉まひ、正しく實地を經たりとも聞誤り給ふこと、なごかなからん、高波々城より平泉中間、五六ヶ日道に候さあるも正しくはあらぬ證なり、さらば玉造郡の内と

高波々城

いふも誤りとして考ふるに今加美郡の村名に羽場村、城村といふありて、加美郡の澤野を南とし北のかた山野によりて一つきなる所あり、又多川といふ所は中新田驛より小泉へ行く道なる川の名に今は殘れども當時は水上まで多川にてありけんさらば多川羽場城生の邊といふことにやありけん、又今米泉村といへる所は此多川の川上にて羽場とつゝきたる所なるに山の尾崎に古縮ありて、から堀など深く二重ばかりもあるらん、南の方は麓に多川の流れを帯び、そが上にさし出で斷崖絶壁數十丈なり東西三百歩斗り、南北二百歩餘にして數十萬人を次すべし。今は大崎義隆の家臣笠原權右衛門といへるもの、居館なりしといひ傳ふれども是れ其遺跡に居たるにてその本は高波々の城といひし所なりけるか後には、村、じやう村と分れたりけんも知るべからず、其外次軍の地とおぼしき所彼是れ此はとりに多かり云々

これによれば多加波々の城は加美郡米泉に構へられたるに似たれど、此の説牽強なるべし、多川、羽場、城生を合せて多加波々といふとも、多加波々を割きて多川、羽場、城生とすといふとも、事實に於てあり得べからず、且つ多加波々の城は數萬人を次すべき大規模の城なりしとは、東鑑にも見えず、泰衡一旦此の城に籠りたれど、防禦の目的を達し得べくも思はれずして、攻撃軍の未だ來らざる中に逃げたるを見れば、舊地考の記者が搜し得たる如き雄大なるものならざりしことを察し得べし

しかのみならず、加美郡の羽場村はハハと訓すれども、多加波々の城はタカバの城なり、ハハは馬場にて古への宿驛なり、官驛には必ず驛長ありて所定數の馬匹を置き、官符によりて騎乗駄送等のことを辨じたれば、驛をば馬場ともいへり磐井郡の萩馬場と見ゆるも萩の宿驛なりさすれば多加波々の城といふも多加の馬場にある城壘にて、多加と、馬場と、城と合せたるものにあらずること明らかなりといふべし。

按ずるに奥羽の地名要害のところにタカを冠するもの多きは、元々夷語より來れるならん、夷語の「タカ」は固き義にて「Takake」は巖石などの堅固なる義「Takakebe」は川石の巨大なる形「Takakawa」若しくは「Takakakara」は大丈夫に固むる義なり、さらば今の岩出山(舊名岩手澤)は夷語の地名を譯したるにはあらずるか。

又按ずるに多加波々の城のありたる葛岡村の岩の澤は夷語の「Sine」即ち堅岩の澤にて岩出澤の名は之より出でたるならん、果して然らば今の岩出山の邊は古へのタカの地にて、その城は葛岡村の岩の澤にありたるべし、さらば今の岩出山町は古へのタカの驛ならん

頼朝進みて多加波々の城を圍みしに泰衡は先ちて城を去り逃亡し、殘留せる郎從等は手を束ねて降伏せり、是に於て頼朝は葛岡郡に出て平泉に赴かんとす、先づ書在先陣の軍士、三浦十郎、和田太郎、小山小四郎、畠山次郎、和田三郎並びに武藏黨の面々に與へたり、其の書に曰く

各敵を退ひ津久毛橋の邊に到るの時、凶徒等其の所を避け平泉に入るに於ては泰衡城を構へ勢ひを屯して相待つ、歟然らば僅か一二千騎を率ゐて馳せ向ふべきにあらず、二萬騎の軍兵を相調へ競ひ至りて敗績の敵を亡ぼすべきなり侍一人と雖も之を害することなきの謙用意を致すべきものなり。

追撃して津久毛橋の邊に到り、敵若し平泉方面に逃げ入りたりと見ば、大抵抗の開始と判断すべきを以て、頼朝は殊に此の軍令を與へたるなり、畢竟寡兵を以て濫りに平泉に入り、敵の爲めに破らるゝことなきやう、大兵の集中を待たしめんとしたるなり。

翌二十一日は大雨暴風なりしも頼朝は追撃軍を平泉に向ふて進ましめたり、其の進路は、頼朝の本軍は松山街道を進み、別將は黒岩口を進めり、此の兩道は岩出山より岐れたるか將た葛岡より分れたるか不明なれど、秀衡の軍は岩ヶ崎の黒岩館にもあり、又松山街道に屬する栗原、三ノ迫

にもありたるを以て、兩道を同時に押行くの必要を生せし爲めならん

東鑑によれば泰衡の兵は栗原、三迫等の要害に於て鏖くとも雖も、攻戰強盛なる間、防ぎ奉るの利を失し宗たるもの若次郎は三浦介に誅せられ、九郎太夫は六郎朝光之を獲たり、此の外の郎従は悉く誅に伏し殘る所三十餘人は之を生虜にす云々、栗原は今の栗原村にて二迫川の北岸に壘ありしなり、三迫は栗原郡北方二十九ヶ村の總稱なりと聞老志に記したれど、三迫川の沿岸、今の大堤村の館なり、頼朝の先鋒は大雨暴風に乘じ破竹の勢ひにて敵を破りしなり、而して別將の進みし黒岩口、即ち眞坂、玉澤、片子澤、稻屋郡を経て岩ヶ崎に至る方面は敵已に去り、何等の抵抗もなかりしもの、如し

黒岩口の古壘は岩ヶ崎にあり、岩ヶ崎の地名も元は黒岩ヶ崎なりしを約して岩ヶ崎と唱ふるに至りしならん

斯くて頼朝は松山道を経て津久毛橋に至ることあり、松山は栗原村の北方、三迫川に接せる小堤村の地内にあり、往古は三迫川以北を磐井郡とし、この松山より津久毛橋を渡れば、夷地としたるなり

松山道
津久毛橋

津久毛橋は松山の北西に當り平形と岩崎の境に於て三迫川に架したる橋なり、こゝにて梶原景高は『陸奥の勢は御方につくも橋渡してかけん泰衡が頸』とよめり頼朝祝言なりとて喜びけり

聞老志に津久毛橋の碑を乗せ「橋畔は是れ文治の古戰場なり城湟殊に深し士卒之を憂ひ江浦藻を投じ踏て城を攻む、城遂に陥る、仍りて江浦藻橋と名づく」云々佐久間洞巖曰く江浦藻乃ち海畔のもの豈此地に生せんや、蓋し岩畔の野草莽々離々江浦藻に相似たるを以て其の名を假るものな

りと記されたり、江浦藻を投じて涅を埋むといふ説の妄誕はいふまでもなけれど、洞巖の野草の形容なりといふも當らざる説なり、按ずるに夷語ツム Tumu 又はツムケ Tunge は彼と是れとの間の義なり、三迫川以北は夷地にて以南は王地なるが故に此の川に架したる橋は夷地と王地との間を連続せしむる橋なりとの意にてツム橋、或ひはソムゲ橋といへるを後には津久毛と呼びて江浦藻に通はするに至りしなるべし

泰衡は、鎌倉軍の追撃甚だ急なる爲め、平泉にも踏留まること能はず、郎従を平泉館に遣はし火を放たしめ、己れは直ちに奥軍に向ひて走れり、東鑑には

高屋寶藏等に火を縱つ、杏梁、桂柱の構へ三代の舊跡を失ひ麗金崑玉の貯へ一時の新灰となる、儉は存し、奢は失ふ誠に以て慎むべきものかな

と記せり

平泉の館は廿一日の暴風雨中に放火せられける故、一字の土藏を残したるのみにて本館は勿論、附近の建物も皆消失せりと見ゆ、廿二日も大雨にて、頼朝は此日申剋平泉に入りぬ、東鑑に

主は已に逐電し、家は又烟となる、數町の縁邊寂寞として人なく、累跡の廓内、殄滅して地のみあり、只颯々たる秋の風は暮に入りて響くとも雖も、蕭々たる夜の雨は窓を打つの聲を聞かず但し坤の角に當りて一字の倉廩あり餘燼の雜を遁る、葛西三郎清重、小栗十郎重成等を遣し之を見せしめ給ふに沈紫檀以下唐木の厨子數脚之あり、其内に納むる所は牛玉、犀角、象牙、水牛角、紺瑠璃等の笏、金の沓、玉幡金の華鬘(玉を以て之を飾る)蜀紅の錦直不縫帷金造りの鶴、銀造りの瑠璃、灯爐、南庭百(各金器に盛る)等なり、其の外綿繡綾羅黑筆に計り記すべからざる者か、象牙の笏、不縫帷は清重に賜ひ、玉幡金華鬘は又重成の望み申すによりて同じく之を賜ふ、氏の寺を莊嚴にすべき由、申すの故なり云々、彼誓の與の牛羊は不義

の名を顯はすと雖も、此武兵の金玉は作善の因を備ふるに擬す、財珍に望を係くるも古今事を異にするものか云々

思ふに頼朝も泰衡が斯くまで懼怯なるべしとは思ひまうげざりけん、平泉に進入してその案外なるに驚きたるもの、如し、翌二十三日には平泉より時澤といへるものを飛脚として京都に遣はし一書を右武衛に贈れり曰く

八月八日、同十日の兩日、合戦を遂げ(昨日二十二日)平泉に著せしめ候ひ訖んぬ、而て泰衡深山に逃入るの由、其聞え候の間、重ねて追繼候はんご欲す云々

已に平泉の本據を占領したるが故に、此の上は泰衡の行方を搜索するの一事を残すのみ、頼朝は廿四日平泉滞在、兵を各方面に分遣して搜索せしめたるも其の勢の存亡不明なり、よりに廿五日には尙奥郡へ追ひ行くべきに決したり。

泰衡及び一族の逃亡せるにも拘はらず、前民部少輔藤原基成父子は依然高館にあるを以て頼朝は此日千葉六郎大夫胤朝を遣はして之を召しぬ、胤朝は基成父子を生虜にせんとしたるも、基成及び其子息三人は兵具を執るに及ばず、手を束ねて降参せり、基成は秀衡の舅、泰衡の外祖父にて平時は一門に重きをなしながら、危急に際し父子とも居館に晏居し、頼朝の平泉に入るに及び手を束ね降参せり、恰かも舍弟の信賴が平治の役に醜態を曝したると相似たり、頼朝が之を人間らしく扱はざりしも宜なりといふべし。

翌廿六日、日出の頃、一人の匹夫頼朝が旅館の邊に來り、一の封狀を投じたる儘逐電して行方知れずなりぬ、人々之を怪みて封狀を見るに表には進上鎌倉殿侍所泰衡敬白云々とあり、頼朝之を

開き見るに

伊豫の國司の事は、父入道扶持し奉り訖んぬ、泰衡全く濫觴を知らず、父を亡ぶの後、貴命を奉じ誅し奉り訖んぬ是れ勳功と謂ふべき歟、而も罪なくして忽ち征伐あり、何の故にや、之に依て累代の在所を去り山林に交る、尤も不便なり、兩國已に御沙汰たるべきの上は、泰衡に於て免除を蒙り、御家人に列せんを欲す、然らざれば死罪を減せられ、遠流に處せらるべし、若し慈惠を垂れ、御返報あらば、比内郡の邊に落し置かるべし、其の是非につき歸降走參すべし云々

之によりて種々の評議あり、土肥實平は試みに返書を比内の邊に捨て置き潜かに勇士二兩人を其の所に付け置き、窺ひ來るものあらば搦め取りて泰衡の所在を問ふべしとの議を立てしも、其の儀に及ばず、泰衡自ら返書を比内郡に置かれたしといへば、彼れの比内邊にあるや必せり、軍士等彼の郡内に搜すべしと決す。

さて比内郡の所在につき、奥羽觀跡聞老志には

肥内郡(二に比内に作る)文治五年九月三日泰衡狼狽糟部郡を経て肥内郡に之き世臣河田次郎が贊の棚に入る、次郎泰衡を弑逆す、按ずるに贊の棚は乃ほ今の二戸の地、贊、耳惠と訓す、二戸の方語相近し、此の地は古の比内郡なり

と記せり、節用集には陸奥五十四郡として、其中に比内郡を載せ、行長記には比内郡なくして二戸、三戸、九戸等を掲げ二戸蓋し古への比内郡ならんと疑ひを存せり、然れども比内、葛岡、糟部等の郡名が、始めて正史に見えしは東鑑なり、而も東鑑には其の地理を記さず、只糟部を経て蝦夷に至らんとする途中とあるのみ、或ひは陸奥の内なるべく推想せらるれども、據る所なし、南部氏の舊記によれば『古老相傳へて曰く南部舊と七郡あり、和賀、稗貫、志和、岩手、鹿角、閉伊、海上』と、之によれば糟部も比内もなし(海上は今の北部なるべし)但し岩手郡以北を糟

比内郡

部と稱したることは、他の舊記の一致する所なれば、疑ふべき餘地なきも、二戸郡地方に比内といふ地なく、二戸を贊の轉訛とするも尙當らず。

思ふに比内郡は陸奥にあらずして出羽なり、東鑑、陸奥の征戰記事中に比内郡の名出でたるを以て、後世之を陸奥の地と憶測せしならんも、元來陸奥出羽の地理は後世までも文獻上極めて曖昧に取扱はれ、陸奥は岩手郡以北、出羽は仙北郡以北を研究踏査せるもの極めて稀にして大抵は之を混一して蝦夷とのみ見做したり、故に比内の地も實地に研究せられずして憶測の説のみを傳へられたるなり、按ずるに比内は、今の秋田縣北秋田郡大館平野なり、此の邊は古史は所謂肉入籠政廳の所在にて米代川に沿ひ開けし所なり、今奥羽線大館停車場より南二里餘の所に比内前田といへる地あり、其の北方に仁井田村ありて、舊き城址を存す、この仁井田、即ち贊の棚なり、されば比内郡とはこの大館平野を指したるにて、こゝは泰衡の世臣河田次郎の支配所たりしなり。

思ふに泰衡長驅して厨川に至り、同地にも留まる能はずして今の岩手郡平館の邊に出で、それより路を西北方に取り、糟部即ち今の二戸郡荒屋附近に達し之より西に折れて今の毛馬内街道を進み、陸羽山脈を越え、花輪、十二所、扇田を過ぎ、比内郡、即ち大館平野に達し、こゝにて若し頼朝の赦しを得ば、出で、降るべく、然らずんば直ちに北して碓ヶ關を越え、津輕に出で、蝦夷に入らん計畫を立て、試みに匹夫をして一書を頼朝に致さしめたるものなるべし、蓋し津輕に入らんとすれば、厨川より沼宮内、福岡三戸等を経るよりも、一旦鹿角に入り、大館より碓ヶ

關を越ゆる方便利なればなり。

二戸より鹿角を經、北秋田郡に入る道は、古道なり、奥羽二州を平泉にて統轄しける頃は貢物の運搬にて陸羽間の交通路は案外に開けたりと見ゆ、封建の世となり、各藩其の境を鎖すに至りて、通路は荒廢に歸したるのみならず防禦の目的を以て故らに險仄ならしめたるもあるなり、今陸羽山脈中に往々宿驛の舊址を發見することあり、古代通路の開けたりし證なり、されば今日の狀況を以て古代を測るべからず。

さて頼朝は先づ搜索の軍士を比内に遣はし八月二十二日より九月一日まで十日の間平泉に滯留し、九月二日に平泉を發し岩手郡厨川に向へり（東鑑に岩井郡とあるは誤記なり）是れ泰衡の搜索を兼ね曩祖頼義、義家等が安倍氏を討じたる戰跡を見ん爲めに、特に厨川を指したるは、康平の役同所にて貞任の首を得たる嘉例を思ひ、泰衡の首をも同じき所に見んと期したるなり、二日に出發せし頼朝の軍は、鳥の海（今の金ヶ崎）黒澤尻、鶴脛（今の花巻）を經て同四日志波郡の陣ヶ岡に著せり。

東鑑によれば泰衡の親昵俊衡法師は此事に驚き當郡内の比爪の館を燒失し逐電して奥の方へ赴く云々、仍て追討の爲め三浦介義澄竝に義達、義村等を遣はし畢んぬとあり、比爪は樋爪とも書す、太郎入道俊衡は基衡の弟、清綱が子にて、秀衡の從弟に當り、弟の五郎季衡、子師衡、義衡、忠衡、甥經衡と共に樋爪の一族と稱す。

比爪

比爪館は今の郡山町日詰にあり、古への志波城の址なり、聞老志には比爪五郎季衡が居城、是れ乃ち秀衡が家族、比爪入道俊衡が子云々と見ゆれど季衡は俊衡の弟なり、附近には季衡が泳ぎし

池、騎乘を學びし馬場なりと傳ふる所あり、又比爪館の邊にある高水寺は清衡の時、湯走權現を移して勸請せるものなりといふ、されば此の館は清衡の時に築き二男の清綱をこゝに置き相傳へて俊衡に至りしなり、泰衡已にこゝを通過して奥へ逃行きたるに俊衡尙此の日まで其の館にありたるを見れば、阿津賀志の大敗以來、平泉軍と各所の分遣隊とは全く連絡を失ひ個々に周章狼狽せし狀を想像すべし。

頼朝が居りし陣ヶ岡は、日詰停車場より西一里程、古館村字陣ヶ岡なり、義家東征の時陣したる所と傳ふ。

此日北陸道より出羽に入りたる追討使比企能員、宇佐美實政等は出羽國の狼戾を靡けたる旨を復命して參會せり、此の一隊は念珠ヶ關より出羽に入り八月十三日には田河行文、秋田致文等を討て梟首せし旨を、多賀に報告せし故、八月初旬已に田川館を經て秋田城の邊まで進出せしなるべし、されば此の一隊が出羽より陣ヶ岡へ來りしは、平鹿又は雄勝より陸羽山脈を越えしか、或ひは仙北郡より岩手郡へ出でしか、東鑑に其の通過せし地點を記さるれど、比内郡なる河田次郎を威壓せし形蹟より見るときは、仙北越えと見るを至當とせん、斯くて三道の軍悉く陣ヶ岡に會したるを以て諸人の郎從をも加へて軍勢實に二十八萬四千騎に達せり、東鑑に之を形容し面々に白旗を打立て黄間に倚せ置ければ秋の尾花に色を混じ晚頭の月に勢ひを添ふ云々、振古未曾有の大軍を奥地に勒したるなり。

翌六日に至り河田次郎は主人泰衡の首を陣ヶ岡に持參せり、三日に伐りたる首を携へて此日到著

せるなり、大館、紫和の間を三日にて到着せるは賞に與らんが爲め日夜馳せ來れるなるべし、東鑑には九月三日の條に之を記して曰く

三日庚申、泰衡數千の兵に圍まれ一旦の命は害を遁るゝこゝ風の如く退くこゝ鴉に似たり、夷狄の鳥をさし藤部郡に赴く、此間數代の郎從河田次郎を相恃み肥内郡曾櫛に到るの處河田忽ち年來の舊好を變し郎從等をして泰衡を相圍まして梟首す、此の首を二品に献せんが爲め鞭を揚げて參向云々

陸奥押領使藤原朝臣泰衡 年三十五

鎮守府將軍陸奥守秀衡次男

母 前民部少輔藤原基成の女

文治三年十月、父の遺跡を繼ぎ、出羽陸奥押領使となり六郡を管領す

累代の臣たる河田次郎が、泰衡を弑しるは裏面に多少の事情あるべし、そは八月廿六日に頼朝は泰衡搜索の軍士を肥内に遣はしたれば、搜索の軍士は泰衡の贄の柵にあることを探知したるに相違なく、又比企能員等の大軍已に秋田城に到りて致文を誅戮したる上は、北秋田なる比内の贄の柵に籠れる河田次郎を其儘に看過して直ちに陸奥に引揚ぐる筈もなかるべければなり。

この故に河田は泰衡の逃げ來る以前に於て、已に出羽に於ける鎌倉軍に降り、次て搜索の軍士に脅かされ賺され、遂に泰衡を討ち、比企能員等の跡を追ひて馳せ來りしならん。

さて河田は梶原景時に就きて泰衡の首を頼朝に呈せしを以て頼朝は和田義盛、畠山重忠をして之を檢せしめ、囚人赤田次郎を召し之を見せたるに、泰衡の首に相違なき旨を申し立てたるにより之を義盛に預けたり。

頼朝、景時をして河田に告げしめて曰く、汝の爲すところ一旦は功あるに似たれど泰衡の首を獲ること元より我が掌中にあり、汝の力を待つものにあらず、然るに汝譜代の恩を忘れ忽ち主人の首を梟するは、科已に八虐に當れり、争でか賞を加ふべき、後輩の懲しめの爲め身の暇を賜ふ云々、斯くて河田を小山朝光に預け、尋で斬罪に處したり。

さて泰衡の首を懸くるにつき、康平の役の故實を檢査せしに、康平五年九月、入道將軍家頼義、貞任の首を獲たる時、横山野太夫經兼、命を奉じ門客貞兼をして其の首を受取らしめ、郎從惟仲をして之を懸けしめ長さ八寸の鍔釘を以て之を打付けたるを以て、其の成例により、經兼の曾孫權守時廣に仰せ、時廣は其子時兼をして、景高の手より泰衡の首を受取らしめ、郎從惟仲の後胤廣綱を召出して之を懸けしめたり。(釘も亦康平の時の寸法に倣はしめたり)

平泉軍が斯くまで脆く破れたるは、何の故なりしか、陸羽の兩州を管領し三代九十餘年の富を積み、幕下に多くの勇士を養ひつゝ、鎌倉軍の一たび伊達に入るや八月七日の初戦以來三十日を支へず、之を安倍の九年、清原の三年に比すれば、まことに天淵の差といふべし、然れども頼義、義家の時と、頼朝の時と、征戰の事情に大なる相違あり、頼義も義家も、陸奥守として陸奥の鎮兵を率ゐる(頼義の時に多少の家人あり、義家の時には東國より若干の郎從を招ぎたり)陸奥の兵糧を用ゐたるに過ぎず、而も兵糧の徵發は安倍氏清原氏に如かず、軍士亦國守よりも同族の酋豪を重しとせり、即ち人種競争の觀念強かりしにより容易に征服すること能はざりしなり、然るに頼朝に至りては、平家を征討したる餘威を以つて天下の兵を率ゐ、朝命をも待たずして奥羽に殺

到したるのみならず、糧料も亦陸奥に徴するの必要なかりしなり（廿八萬四千騎と稱する中、土工の匹夫、箭負の人夫、米穀馬糧等の輜重夫を含めり）故に其の進軍も迅速にして、阿津賀志の壘を破ると同時に追撃の手を緩めず、平泉軍をして作戰計畫を立て直すの暇なからしめたり、畢竟頼朝が年來陸奥に對して準備したる畫策の周到なりし結果に外ならざるへし。

然るに平泉軍にありては、秀衡の卒去と同時に、對鎌倉の方針は攪亂せられ、義經を討ち、忠衡を討ち、以て父祖の業を安全ならしむる所以なりと考ふるに至りしが故に戰備を整ふることをなさず、鎌倉に於て奥州征伐のことを發表せしを聞き、始めて蒼遑として防禦の準備をなせり、思ふに頼朝が奥州征伐の意志を表明せしは六月下旬なりしも、こは當時の秘密なりしなるべく、そのことの平泉に聞えたるは、先鋒出發の頃、即ち七月中旬にあるべし、而も攻撃軍が何れの方面より來るべきか、泰衡には判斷する能はざりしならん、兎も角陸奥街道なる伊達の大木戸には、防禦の主力を置きたれども、敵の主力若し海道菊多の關より相馬を経て互理に進出せんか、大木戸の軍は退路を遮斷せらるゝの虞あり、又若し北陸より出羽に入り、鬼首を越えて玉造に進出せられんか、平泉の本據は直ちに大軍の壓迫を受けざるを得ず、是に於て敵の進出方面を確かめざる以前に於ての計畫としては、山道、海道、出羽の各地竝に宮城玉造等の方面に兵力を分たざるを得ざりしならん、斯く八方に兵力を分ちての準備は、失敗の大原因にして、何れの地點に於ても、敵の主力に對して抵抗し得るだけの兵力を有せざりしなり、且つ數十里の間、各所に兵力を分ちたる結果として、相互の間に連絡を取る能はず、薄弱なる兵力を以つて個々獨立に働らくの

外なきを以つて、鎌倉軍本隊の主力を以て攻撃せられたる阿津賀志の壘先づ破るゝや、尾撃の急速なるに驚き、一壘一柵をも保つ能はず、各所に分遣の兵も亦た主將を救援するの暇なく、各自身を以て奔竄するの外なかりしなり、泰衡の暗愚怯懦は元より論なきも、奥羽二州の地勢は防禦に困難なるに加へて、作戰計畫其の宜しきを失したるもの、平泉敗亡の主因といふべし。

戊辰の役にも西軍は三道より進み來りき、而も此の時は、盤城に上陸せし西軍先づ海道相馬口に殺到せし爲め、本道の軍は退路を遮斷せられんことを慮り、漸次に退却せりき、而して此の時も各藩各方面に兵力を割きたる爲め、著るしく戰鬪力を殺ぎたりしなり。

且つ安倍氏、清原氏の頃には、種族思想旺盛にして、同族の爲めには、死を以て救援を與へ、飽まで異種族に對抗するの風なりしも、清衡以來、蝦夷人種の間には日本民族の文明を誘入し、平泉の如きは外國の文明までも輸入し來りて、宗教に文學に美術に蔚然たる文化の都を作り出せし程なるが故に、異民族といふ觀念は次第に消失すると共に、日本人との結婚も漸次に行はれ、混血人はいふまでもなく純然たる蝦夷人も、異人種に對する團結心、敵愾心を有せざるに至りたるを以て、奥羽の居住民も亦た平泉の存亡に對し何等の痛痒を感ぜざるに至りしなり、畢竟平泉の一族は自ら文明を誘入して文弱に陥ると共に、種族思想を消滅せしめたる結果、同族の協力を失ひて滅亡したるものといふべし。

奥羽の蝦夷種族は斯くの如くにして其の代表的首領を失ひ、且つ自己が異種族なりといふ自覺をも失ひたれど、種族其のものは亡びたるにあらず、大部分は同化し混化して依然存在せるなり、此

役泰衡の郎従由利八郎も生擒せられ宇佐美實政と天野右馬允則景との間に争論を生じ、九月七日頼朝之が裁斷をなせり由利が何時何處にて捕虜となりしか、東鑑に記載なければも前後の事情を照し考ふるに蓋し出羽にての事なるべし、北陸軍出羽征伐の次第を考ふるに、宇佐美實政等北陸道を進みて、越後より念珠ヶ關を越えて今の山形縣西田川郡に入り、濱街道を押し進みて先づ同郡田川村なる田川館を攻めたり、義經記に田川郡の領主田川太郎實房といふものあり云々是は秀衡が知行のところに候へば定めて祇候のものにて候はめ云々とあり、郡領として田川館に居りし田川太郎（義經記に實房とあり、東鑑に行文となり、同人なるべし）を攻めて之を殺し、それより酒田吹浦を過ぎ今の秋田縣由利郡に入り、同縣平澤村なる平澤館に由利八郎を攻めたり、出羽國風土記に『平澤館は往古由利仲八郎維平の住せし所なり維平本姓は多田にして源滿仲の後裔なり、由利郡を領して武威近隣に振ふ、故に由利氏と稱す』云々とあり、滿仲の子孫か否かは不明なれど、由利八郎が平澤館に居りしことは確かなり、而して宇佐美等は之と戦ひて八郎を生擒せるなり、かくて宇佐美等は更に北進し今の南秋田郡土崎港なる秋田城を襲へり。

秋田城址三あり、一は今の秋田市と土崎との間にある寺内村古四王社より二町程の西南にあり、これぞ天平五年出羽櫛を秋田村高清水岡に移すさあるものにて、城は元慶二年の亂に焼かれたるなり。

その二は安倍貞任の二男、安東太郎の裔なる秋田氏が居りしところにて土崎湊にあり、其の三は佐竹氏が築けるものにて今の秋田市にあり。

秋田三郎致文は純然たる蝦夷種にて本姓は安倍なれど、安東と稱し、土崎なる秋田城に居りしよ

り秋田氏とも稱せり、比企宇佐美等は討て致文を殺し其の首を梟したるは八月十三日にて、志波郡陣ヶ岡に到着せしは九月四日なれば、其の後の二十日間程を何處に過せしか、東鑑にも記載なし、案するに一行は尙北進して八郎湖畔を過ぎ今の山本郡能代に出で米代川を遡りて北秋田郡大館附近即ち古への比内郡に進入し河田次郎が贊の柵を脅威し河田をして主人泰衡を殺さしむるの策を決して引返せしか、或ひは河田が鎌倉軍に内通して泰衡を殺したる由の報告を聞き直ちに陸羽山脈を越えて志波郡陣ヶ岡に向へるなるべし。

生擒したる由利八郎は宇佐美實政之を率ゐ來り、七日陣ヶ岡にて頼朝の見參に入れんとしたるに、天野右馬允則景は、由利を生擒せしは小臣なりと申し立てたるを以て、頼朝は主計允行政をして先づ宇佐美と天野との馬の毛色、甲の色を記さしめ、然る後梶原景時に命じ由利八郎に就きて擒へたる人の誰たるかを尋問せしめたり、景時は白直垂、折烏帽子にて由利に立向ひ、汝は泰衡が郎従中にも名を知られしものなり矯飾なく實正を言上せよ、抑々何色の甲を著けたるもの、汝を生擒せしかと問ひしに、由利怒りて曰く汝は兵衛佐殿の家人ならずや、今の口狀の無禮、喩を取るに物なし、故御館は秀衡將軍嫡流の正統にて上三代鎮守府將軍の號を汲めり、汝の主人と雖も、斯る言をば發すべからず、況んや汝をや、吾と汝と同じく家人なり、何れに勝劣あらんや、運盡きて囚人となるは勇士の常なり、汝鎌倉殿の家人たる分際にて斯くも過分奇怪の語を發する以上は、汝の間ひは返答すまじといふ、景時赤面して頼朝に謁し此の男は悪口の外、何の言ふ所もなし糺明するに由なしと言上せしに、頼朝曰く汝禮なきが故に囚人に咎められしならんぞ、

即ち畠山重忠をして之を訊問せしむ、重忠手づから敷皮を取りて由利に與へ、其の上に坐せしめ、禮を正していふ、弓馬に携はるもの、敵に囚はるゝことあるは和漢其の例に乏しからず、必らずしも恥辱といふべからず、故左馬頭は永曆に横死し二品亦囚人となり六波羅に引かれ終に伊豆に流されき然も佳運ありて天下を取給へり貴客生虜の名ありとも長く沈淪の恨を貽し給ふべからず奥六郡の武士中貴客の勇名隠れ無きが故に鎌倉の勇士等、貴客を獲るの功名を争ふなり甲の色、馬の毛、貴客の一言にて、彼等の浮沈は決しつべし、抑、如何なる色の甲を著けたるものに貴客は生擒せられ給ひしや、分明に申されよと、由利曰く客は畠山殿が殊に禮法を存す、前の男の奇怪なるに似ず、よりに當日の事實を申さんに黒色緞の甲を著け、鹿毛の馬に跨がれるもの、先づ予を引落せり、其後追ひ來れるものありしも、嗷々、其色目を分ち得ざりき云々、重忠此の趣を頼朝に復命せしに、甲、馬、宇佐美に符合せるを以て、勳功者は實政と決せり、頼朝はこの訊問の顛末によりて由利の勇敢用ゐるに足るものあるを察し自ら之を試みんと欲し重忠をして之を前に延かしめ問ふて曰く汝の主人泰衡は威勢を兩國の間に振ひし故、討伐困難ならんと思ひしに、然るべき郎従のなかりしが爲めには、河田次郎一人の爲に誅せられ訖んぬ、凡そ兩國を管領し十七萬騎の貫首となり乍ら百日をも支へ得ず、廿ヶ日の内に一族皆滅亡す、言語の外ならずやと、由利曰く然るべき郎従も少々はありしかど、壯士は處々の要害に分遣せられ、老いたるものは、行歩進退自由ならざる爲め自殺し、予の如き不肖のものは生虜となりし爲め主君の最後に伴ふを得ざりしなり、斯るは獨り予が主君のみにあらず、故左馬頭殿の如きも海道十五ヶ國を管領

し給ひしも平治の逆亂に際しては一日をも支へ給はずして零落せられ、數萬騎の主にて在し乍ら長田庄司が爲に輒く誅せられ給ひしにあらずや、古へと今と甲乙果して如何ぞや、予が主管領する所のものは僅に兩州の勇士なるに數十ヶ日の間、賢慮を惱まし奉りぬ、一概に不覺とし給ふべきにあらずと、頼朝語なく、之を重忠に預け、芳情を施すべき旨を命じたり。

翌八日頼朝は主計允行政をして帥中納言に宛たる消息を書かせ安達新三郎を飛脚として合戦の次第を報告せり曰く

奥州泰衡を攻めんが爲め去る七月十九日鎌倉を立ち同廿九日白河關を越えて打入り八月八日厚加志の橋前に於て合戦敵を靡け訖んぬ、同日厚加志山を越え、山口に於て秀衡法師嫡男西木戸太郎國衡大將軍となり向ひ逢ひ合戦即ち國衡を討取り訖んぬ、而して泰衡は多賀國府より以北玉造郡内高波々々申す所に城郭を構へ相待つ、廿日押寄せ候の處、相待たずして件の城を落し訖んぬ、此所より平泉中間五六ヶ日の道に候、即ち追ひ繼ぎしに泰衡郎從等途中に於て相禦さしと宗たる輩を打取り平泉に寄するの所、泰衡廿一日に落畢んぬ、頼朝廿二日申の刻平泉に著し泰衡は一日前に立ち逃行けり、猶追繼ぎ今月六日打取候ひ訖んぬ、須く其首を進すべしと雖も遠遠の上、指たる貴人にもあらず、且つは相傳の家人なり仍て進する能はず候、又出羽國に於ては八月十三日合戦、猶以て敵を討ち候ひ訖んぬ此旨を以て言上せしめ給はるべし頼朝恐々謹言

九月八日

進上帥中納言殿

頼朝

九日も頼朝は蜂社に逗留せり、こは奥郡に逃げ去りたる樋爪一族を追討する爲め三浦介義澄等を遣はしたれば、其の消息の明らかならざる間は、濫りに厨川に向ふこと能はざりしが爲めなるべし。

此日頼朝は宇佐美平次が僕從等の高水寺に亂入せし罪を糺せり、志和郡の高水寺につき、東鑑には、其の近邊に寺あり、高水寺といふ、是れ稱徳天皇勅願の爲め諸國に安置せられし一丈の觀自在菩薩像の隨一なりと記せれど、膽澤の夷族を平げしは桓武帝の延暦二十年にして、志波の城を築きしは同二十二年なり、稱徳帝の頃には、膽澤以北全く夷地なり、志波郡に勅願寺を建てられしとも思はれず、唯その傳説の儘を記したるものなるべし（東鑑に古代の記事多きも、そは唯文治の頃にも斯る傳説ありしといふを證するに過ぎず、史實にはあらず、此類尙多し）此日高水寺の住侶禪修房等以下十六人頼朝の旅館に來り、御野宿の御家人等多く當寺に亂入し金堂の壁板十三枚を放ち取れり、冥慮測り難し早く糺明せらるべしといふ、頼朝驚き嘆き梶原景時をして調査せしめたるに宇佐美平次の僕從等がなせしこと、判明したるを以て之を召進し犯人の左右の手を切り之を其の板面に釘付けして衆徒に示し、當寺中興隆の件につき所望ありや否やと問ひしに、僧侶は斯く御裁斷ありし上は別に所望なしといひて歸れり。

頼朝は此役最も軍紀を嚴正にせしかど、大軍の逗留せし地方に於ては掠奪等も盛に行はれしが如し、多賀にては頼朝八月十二日の夕刻より十四日の朝まで逗留せしに過ぎざるが故、掠奪等は少かりしならんも平泉には廿二日より九月二日の朝まで逗留したるのみならず、館も倉も焼失したる後のとなれば、野營の兵士中には亂暴を働きしものも多かりしならん。

特に志和に至りては地域の狭きところに出羽討伐軍も加はり、廿八萬四千騎の大軍、七日間の滯陣故、事故最も多かりしなるべし、平泉實記には平泉の士本賀三郎が妻、二十一歳にて二歳の

幼兒を抱き逃げ出でんとするを城四郎が甥平九郎長經なるもの、其の幼兒を奪ひ棄て、引捉えて陣所に連行き、平九郎の郎從も亦民家にて婦人を捉えしことを記したり、此の類の事故は尙ほ多かりしならんも、頼朝に對し直接訴へ出づるは僧侶のみなりきと覺し、そは頼朝の神佛に對する信仰の深きことは當時隠れもなき事實なりければ、他の掠奪等は兎もあれ、神社佛閣に關することは毫も容赦せざることを知り、僧徒等も憚りなく直訴せしならん、此の事ありし爲め頼朝は、平泉に於ける堂塔佛宇を氣支ひ、特に比企藤内朝宗を磐井郡に遣はし、聞く清衡、基衡、秀衡三代に建立せし佛宇多しと定めし僧侶も多からん、泰衡を征せりとも、僧侶に至りては何の仔細もあるべからず、且つ佛宇堂塔には佛性灯油を計り宛つべければ佛閣の員數を細かに注進すべき旨を寺々へ達せしめたり、今日中尊寺其の他の建造物及び寶物の尙存するは頼朝の神佛に對する信仰深かりし結果といふべし。

斯く寺々に達せし爲め翌十日關山中尊寺經藏の別當大法師心蓮といふもの頼朝の旅館に至り愁訴して曰く當寺の經藏以下佛閣塔婆は清衡の草創なれども忝くも鳥羽院の御願所たり、年序惟久しく寺領を寄附せられ又は祈禱料をも募り置かれたり、經藏は金銀泥行交の一切經を納められ、事に於て嚴重の靈場たり、然れば始終牢籠なき様定められたく、次に當國今度の合戦には寺領の士民は恐怖して逐電せし故早く安堵して歸らしむるやう仰せ下されたと、よりて頼朝之を召し見て清衡、基衡、秀衡三代の間に建る所の寺塔等のことを自ら尋ね問ひ巨細に注進すべき旨を命じ先づ經藏領骨寺の莊園境界を定めたり、骨寺は經藏の本寺にて寺領は之に附屬したるものなり、

東鑑に東鑑懸西山王窟、南岩井川、北峯山堂馬坂とあり鑑懸は今の鈴懸森にて昔は金峯山と稱し山入の修験者が勸行了りて後篠掛を納めし所なりといふ、山王窟は山王堂なるべく馬坂は今の下馬址の邊なるべしといふ（紺紙金銀泥交行の一切經は清衡の時自在房蓮光を奉行とし數百人の僧をして八ヶ年間に書寫せしめしもの、外に基衡の納めし紺紙金泥經、秀衡の納めし黄紙宋板の一切經あり、一説に此寶經は豐太閤之を京都に召したる儘還さず攝州天王寺に納む云々、又通念集、興山寺の條に鎮守府將軍秀衡唐朝より請ひ求めし紺紙金泥の一切經は無比の寶なり又紺紙金泥三部の祕經大日經七軸の内三卷は一行禪師の眞筆なり、今東照宮の寶庫に納め置かる云々、思ふに平泉没落後、金銀交行の一切經は一部分づゝ京師其の他に散佚せしなるべく、唐朝より請ひ求む云々は黄紙宋板一切經のこと、混じたるなるべし）

又逐電せし土民に對し本所に還住すべき旨の揭示は散位親房、賴朝の命を奉じて書して之を心蓮に與へたり、其文は左の如し

鳥羽院御願

關山中尊寺御經藏所骨寺内籠居雜人

原事

早於雜人等者還本住所可成安堵思也但限骨寺内境東者鑑懸南者岩井川西者山王岩屋北者峯山堂之末限馬坂總於境者可水境也仍被仰下執達如件

文治五年九月十日

親義判

（賴朝の下文として存するものは右の如きも、東鑑には散位式部大夫親能奉行とあり、本文の署

名と違へり如何にや）翌十一日にも平泉寺々の僧侶來り清衡の時より勅願圓滿御祈禱料を募り置かれしが故に向後も相違なき旨の御下文を賜はり度く又寺領は縦ひ荒廢すとも地頭等之を妨ぐべからざる旨の御下文を賜はり度き旨を願ひ出で何れも願ひの如く賜はりたり。

賴朝は已に平泉の一族を亡ぼしたるも、征伐の宣旨なき爲め、降虜等の處置をなすこと能はざりしが、九日の夕頃に至り右武衛の使者は陣ヶ岡に著し七月十九日の口宣といふを持參し尙院宣をも副へられたり、院宣には奥州追討の事一旦は制止せらるゝと雖も重ねて計り申さるゝの旨尤も然るべき由云々、又使者の口上には宣旨は七月廿四日奉行藏人大輔より帥中納言に送り、同廿六日帥中納言より右武衛に送り、同廿八日京都を出發せりといふにあり、宣旨は

文治五年七月十九日

宣旨

陸奥國住人秦衡等、衷心性を裏け、邊境に雄張し或ひは賊徒を容隠して猥りに野心に同じ或ひは詔使に對捍して朝威を忘るるが如し結構の至り已に逆節に涉るものか、加之奥州出羽の兩國を掠め籠め公田の乃貢を輸せず、恒例の佛神の事納官封家の諸濟物、其勤空しく忘れ、其用缺けん欲す、奸謀一にあらす、嚴科遁れ難し冀くは正二位源朝臣に仰せ其身を征伐し永く後溢を斷たん

藏人宮内輔 藤原家實奉

こゝに至りて奥羽征伐の名義は始めて備はりたるなり、賴朝は十一日を以て陣ヶ岡を出發して厨川に向へり、發するに臨み高水寺の鎮守として走湯權現を勸請したり、走湯權現は伊豆權現ともいふ、伊豆國賀茂郡伊豆山にあり天忍穗耳尊及び栲幡千千姫を祭る、賴朝伊豆に流竄の時深く之を信仰して天下を得るに及び之を關東の總鎮守とせり、賴朝は高水寺の近傍に七日の間滯留し信

五、平泉の夷族藤原氏

四四九

仰したるの故を以て伊豆の走湯權現を此の寺の鎮守とはなせるなり。

又其の傍らに大道祖と稱する小社ありて清衡の勸請に係ると傳へたり、賴朝は其社の後にある大槻木の下に至り走湯權現に奉ると稱し鏑箭二筋を射て厨川に向ひ出發せり。(志和の高水寺は後世之を盛岡に移したりといふ)

さて賴朝は此日黄昏前に厨川に著し翌十二日厨川の西南の角なる儼仗某方を旅館と定め工藤小次郎行光を岩手郡の領主と定めたるを以て小次郎は旅館に於て盃酒碗飯を獻じたり、賴朝の厨川に至れるは軍務の爲めにあらず、父祖征戰の蹟を見て、昔を偲ばんが爲に外ならざれど已に奥羽の兩州を掌握したる以上は、戰亂の後を善くすると共に、統治の方針を定めざるべからず、糟部近きところまで視察せるは、深意の存するものありしなるべし。

蓋し奥羽の二州の北部は、此の頃までも殖民地として、特別の制度の下に統治し來れるものなり、往古にありては兩州の國司の外陸奥には鎮守府あり、出羽には雄勝、秋田の二城を置き、兩國を統括する爲め陸奥出羽按察使を常置し、異民族の叛亂を鎮壓すると共に、關東の民を招ぎ、拓殖の奨勵をなせり、王朝の衰ふると共に、按察使も國司も遙授の儘となりしかど、平泉政府の制度も亦古制を踏襲し多少増損せしのみなりきと見ゆ、故に平泉政府の覆没せし後も、遽かに内地(陸奥出羽以外の諸國)と同一の制度を行はんとすれば、又々騷亂を生せざるを保せず、之を以て漸次に民政の畫一を計る目的にて當分は平泉の舊に依るべき方針を定めたりしが如し、これ賴朝が武略よりも政治に長じたる證據にて、最も注目すべき點なりとす、九月十三日賴朝は厨川

にありて布告すらく此の間兩國の騷動により庶民冤屈に及び或は子孫を失ひ或は夫婦に別れ、殘る所も又山林に交り稼穡を抛てりよりて之を召し聚め本所に安堵せしむべしと翌十四日には奥州羽州兩國の省帳田文以下の文書を求めしめたれど平泉館炎上の時焼失したるを以て亡しといふ、已むを得ず古老に尋ぬることとなり、奥州の住人豊前介實俊、並に其弟橋藤吾實昌を召したり、省帳は正税帳にて古へは國內の定穀額出舉、並に貸借、填納勘出、田租穀額、及び例用、臨時並に其年の殘定穀額正倉等のことを仔細に注したる帳簿を太政官に送り、太政官より民部省に下し、民部省にては主税寮をして勘檢せしめたりといふ、されど後には朝廷の四度の使も廢され、隨て税帳を民部に送ることもなかりし故、税帳は租税賦課の臺帳となり、其の國の所司に於て之を備へ置き、之を基礎として年貢を課したるなり、田文は古への田籍の遺制なるべし、田籍は田圃の境界及び反別、穿溝のこと等を記載し田圖(耕地の繪圖)と共に民部省に送りしものなるが、是亦税帳と共に廢れ、券契證の如きものとなりて之を田文と稱し、領主の許に備へ置きしと見えたり是等のもの一切焼失したるが故に、民政の基礎を定むるに由なきこと、なれるが爲め、實俊兄弟を召して問はれたるに、彼等は兩國の繪圖を暗に注記し諸郡の券契郷里田畠等を辯定し山野河海悉く分明せり、唯餘目三ヶ所を注し漏すの外、更に犯失なきを以て賴朝殊に感賞して召仕はるべきの由云々と東鑑に記せり。

餘目は古への餘戸なり、歸化のものを置きし所、又は穢多村の稱なりともいへれど、誤まりなるべし、古へは戸口を檢舉し五十戸を以て里とし里に長を置き、農桑を課し非違を檢したれど、五十戸に満たざる部落もあり、こは里の餘りなるが故に

之を餘戸といひしなり、戸令に凡そ戸は五十戸を以て里とす、若し山谷阻險地遠く人稀なる處は便に隨ひ量置すこありて義解に若し十戸に滿たば上法により別里を立つこあり、その別里即ち古への餘戸にて、文治の頃までも陸奥出羽には所々に餘戸ありしを知るに足る。

されど元より記憶の儘の湊記にて二州の詳細を悉したりとはいふべからず、頼朝は二州の檢地を命じ、更に新制度を布くの準備をなさしめたり。

十五日に至りて曩に奥の方へ遁走せし樋爪の一族、厨川に來り降伏せり、即ち俊衡入道及び其弟五郎季衡並びに俊衡の子太田冠者師衡、次郎兼衡、河北冠者忠衡、季衡の子新田冠者經衡の六人なり、頼朝召して之を見るに俊衡は已に六十餘歳にて頭には繁霜を刷き老羸の狀最も憐れむべし、頼朝之を八田右衛門知家に預けたるが俊衡入道、法華經を讀誦するのみにて復た一語を發せず、知家も深く佛法に歸依せること故、大いに隨喜し翌十六日頼朝に此の旨を申し立てたるが、頼朝も往日より法華經を持し居りしが爲め俊衡の罪名を定めず、本所に安堵せしむべき旨を命じたり。

十七日平泉僧侶より中尊寺の事、毛越寺の事、無量光院の事、鎮守の事、年中恒例法會の事、兩寺一年中間答講の事、館の事、高屋の事等の由來並びに其の莊嚴の狀を仔細に注記して獻じたるを以て、親能、朝宗をして之を讀ましめ、大いに信心を發し寺領を寄附し祈禱に出精せしむべき旨を命じ別に一紙の壁書を賜ひ、圓隆寺南大門に張出し衆徒を安堵せしめたり、其狀に曰く

平泉内寺領者、任先例、所寄附也、堂塔縱維爲荒廢之地、至佛性燈油之料者、地頭等不可致其効者也

十八日に至り秀衡の四男本吉冠者高衡は下河邊庄司により、厨川へ來り降人となり、泰衡が一方の後見熊野別當は上總介義兼によりて降參せり、其の外の殘黨も此日悉く降人となり出でたるを以て頼朝大いに喜びて曰く、康平五年の今月今日入道將軍家(頼義)此の厨川に於て貞任、宗任、千代童子等の首を得たり、今其の佳例によりて宿望を達せるは最も祝すべしと、即ち飛脚を以て消息を京都なる帥中納言に奉つれり。

其の狀に曰く

泰衡を追討せることを先日脚力を以て言上せしめ候ひ訖ぬ、而も其の黨類比爪俊衡法師、同五郎季衡等比爪館を燒き奥の方へ逃籠り候を即ち追繼にて厨河と申す館まで罷著候の間、俊衡法師並に季衡等降人となり出で來り候折紙に注し謹んで之を進上す、其中俊衡法師は年齒高く候の上、法華經を受持せしむるに依て本住所を宛給ひて安堵せしめ候所也、其外の輩皆召具して鎌倉へ上道すべく候而して其後京都へ進すべく候か、又相計り候て關東住人などに預け給はるべく候か、何様御沙汰せしむべく候や、來月内鎌倉に罷り著くべく候又重れて鎌倉より言上せしむべく候也此旨を以て洩達せしめ給はるべく候頼朝恐々謹言

九月十八日

頼朝

進上 帥中納言殿

私言上

今年許は暫くご御制止候を軍士を催ふし默止すべからざるの間、左右なく打入り候て、此の如く泰衡を追討せしめ訖ぬ、宣旨の候へは左右に及ばず候へ共、御氣色恐れ思し給ひ候、又公卿會議も候ひけるご承り候、内々御氣色仰せ給はるべく候、當時は恐入候也、抑前民前少輔基成並に息男三人、召取候所なり、彼基成指したる武士に非ずと雖も平家の時さいひ、此の

五、平泉の夷族藤原氏

時さいへ、偏へに朝威を輕んずるの者に候、而して其の交名折紙に載せず候事指したる武士にあらず候の故也、

謹言

折紙

降人

本吉冠者高衡(秀衡法師四男)

比爪俊衡法師(男三人)

太田冠者師衡 次郎兼衡

河北冠者忠衡

比爪五郎秀衡(俊衡法師舍弟)

男新田冠者經衡

件輩不瀟一人問調候事者今月(九月)十八日也仍所令上達候也

廿日頼朝は厨川に於て論功行賞の沙汰をなせり、但し工藤小次郎の岩手郡に於けるが如く先之を定め置きて此日下文を與へしもあり、或ひは此日に定めて此日下文を與へしもあり、又伊澤家景の如く歸途松山道(栗原郡)にて補せられたるもあれど今東鑑其の他の書類に見えたる所により大略を記さんに東鑑には、廿日丁丑奥州羽州等の事、吉書始め後、勇士等の勳功を糺し各々賞を行はれ訖んぬ(吉書始は正月の行事と思ふもあれど必らずしも然らず、吉日を擇び文書を下す時、書記先づ吉書と書き、然る後、文書に筆を染む。庭訓往來に吉書は吉日良辰を撰び行ふとあり、始めて下文又は掟書、取帳など與ふる時には、吉書始めの式ありたるなり)其御下文今日之を下さる、或ひは先日之を定め置かれ、或ひは今書下さる、所なり、而して千葉介最も之を拜領す、

凡そ恩を施す毎に常胤を以て功となすべきの由、兼日の約を蒙ふればなり、先づ國中佛神の事先規に任せ之を勤仕し次に余師等に於ては違亂をなすべからざるの旨浴恩の輩に仰せ含めらる云々畠山次郎重忠に葛岡郡を賜ふ、是れ狭小の地なり、重忠傍人に語りて曰く今度重忠先陣を奉すと雖も、大木戸の合戦、先登は他人の爲に奪はれ畢んぬ、時に仔細を知ると雖も、重忠敢て確執せず是れ其の賞を傍輩に周ねからしめん爲なり、今之を見る、果して皆數ヶ所廣博の恩に預かれり恐らくは重忠の芳志たるべきか云々、此の外面々の賞勝て計ふべからず、次に紀の權守、波賀次郎太夫等勳功の事、殊に御感の仰せを蒙ふる、但し所領を賜ふに及ばず、旗二旒を下さる、子孫の眉目に備ふべきの由を仰せらる云々、小山下野大椽政光入道の郎等保志黒次郎、永代六次、池次郎等同じく旗弓袋を賜ふ、勳功の賞に依て下賞の由、銘を加へらる、所なり云々(紀權守、波賀次郎は宇都宮家の臣にて波賀氏は芳賀黨なり)

此時頼朝が奥羽に於ける最も重要な職を授けたるは葛西三郎清重なりき、職名は奥州奉行にして、其の領地は膽澤、磐井、氣仙、牡鹿、江刺並びに濱海六十六島なりき。

陸奥郡郷考に葛西記を引て曰く清重初め五郡を賜ふ、曰く上膽澤、下膽澤、西根を松長郡と號す、西磐井の東山流を岩井郡と號す、一迫、二迫、三迫を高倉郡と號す、氣仙本吉を竹駒郡と號す、江刺を門岡郡と號す、後武暗に至り登米の袋内佐沼等の地を略有して寺池郡と號す、乃ち六郡たり、世の稱する所、葛西七郡は晴信の領する所により之をいふ、牡鹿、登米、本吉、岩井、膽澤、江刺、氣仙蓋し是也。

葛西は平泉にありて國事を檢斷すべき命を受けたるなり(初め桃生郡中野に至り七王館に居り、

後日和山に移るといひ又下總より石巻に達し日和山に居城すといひ傳ふるも、そは後々のとにて最初は平泉にありて奥州の沙汰をなせしなり。又國府の留守職として伊澤家景を多賀森館に居らしめたるは、奥羽兩州を賴朝の直轄地とさん準備にして、賴朝自ら國府を鎮する代りに留守を置きたるなり、故に伊澤は領地も廣からざりしかど、侍所を置きて鎌倉の名代たる實を明らかにせり。

出羽には足立藤九郎盛長を留守とし其の族をして秋田に居らしめ秋田城介を兼ねしめたり（足立景盛の秋田城介となりしは建保中にて其子義景、孫泰盛相次ぎ秋田城介たりしも、始め盛長之を兼管したる緣故によりしなり）

陸奥に於て岩手郡以北糠部は加賀美遠光の子、光行に賜はる、即ち南部氏の祖なり（一説に光行甲斐國巨摩郡南部の郷の地頭となり南部氏と稱し其の六世の孫祐政興國年中糠部五郡を略して盛岡に居る云々、されど祐政が盛岡に居りし以前、三戸城に南部氏の據りしは明らかに加賀美氏文治の封たりしなり）

又閉伊、鹿角には阿曾沼、多田、安保等の諸氏を移され、出羽の米澤には長井時廣（大江廣元の子）田川には大泉氏（武藤氏にて羽黒及び大寶寺を兼領す）あり比内郡及び檜山能代即ち今の北秋田郡及び山本郡には足立氏の族（後に小野）ありて、各家を領し雄勝郡には小野寺通綱の族あり、津輕の内、内津輕三郡は宇佐美氏に賜はり、外津輕三郡は之を蝦夷の管領として夷族安部氏の裔なる安藤氏舊に依り之を領せり。

陸奥の南方、葛西領の外は封域誰々に分れたるか分明ならざれども、栗原郡の一部は葛西氏に屬し他の一部は葛岡郡として畠山氏の領となり、志田、玉造、桃生、宮城の邊は伊澤氏即ち留守職の封となり宮城の他の一部及び名取の一部は千葉氏の一族之を領したり、國分氏は是れなり。

又千葉氏の一族相馬氏は行方宇多を領し、三浦氏の一族佐原十郎義連は會津四郡を賜はりて輩名と稱し、畠山氏の一族は安達郡二本松に居り、須賀川には民部丞二階堂行政の族あり、伊達郡には伊達氏、白河郡には結城氏あり、磐城には海道小太郎成衡の子孫岩城氏あり（岩城氏は平泉の姻戚なり）其の入部の前後及び何年の下文によりて定まれるか不明なれど此の役の前後に任補せられしなり。

勳功恩賞のこと畢りて賴朝は厨川を發して歸途に就き廿一日には膽澤の鎮守府に至れり、此時までも鎮守府は尙存し坂上大宿禰田村麻呂が勸請崇敬せし八幡宮も儼存せりしなり、賴朝は八幡宮の瑞籬に奉幣し田村麻呂が寶藏に納め置きし弓箭、鞭等を見て殊に欽仰し向後は神事悉く御願として報じ行ふべき旨を命じたり、觀跡聞老志に曰く、鎮守八幡神社は八幡村にあり、平城帝の大同年中田村麻呂の建つる所なり、弓矢鞭策を藏すと、今已に亡し、只雄劔一（長さ一尺）を存し、檀金彌陀一軀を藏す、賴朝護持の佛なり云々

一説に此時賴朝往いて壺の碑を見て和歌を詠す、壺碑は昔田村麻呂が弓を以て石面に日本中央と題せしものなりと、然れども此の説妄なり、説の起りは袖中抄に

石ふみやけふのせほのはつゝに逢ひ見ても猶あかわけさかな

顯昭いふいしぶみは陸奥の奥にものいしぶみあり、日本のはてさいへり但し田村將軍征伐の時弓の管にて右の石の面に日本中央のよしを書きつけられければ石文さいふさいへり、信家侍従の申せしは石の面長さ四五丈ばかりなるに文彫りつけてあり、其の處を壺さいふ云々、それをつもさいふなり

とある、又拾遺愚草に頼朝と慈圓との問答の歌に、頼朝より

みちのくのいはてしのぶはえぞ知らぬかきつくしてよ壺のいしぶみ

慈圓よりは

思ふこゝいな陸奥のえぞしらぬ壺のいしぶみなかつくさねば

日敷へてかくふりつもる雪なれば壺のいしぶみあさやからむ

とあり、田村麻呂の蹟を尋ねしこと、壺のいしぶみ云々の歌さにより頼朝實に壺の碑を見たるならんとの推測より出でたる説なれども、頼朝の歌は消息にありしこの歌々を書きつくされよさいふ意を、岩手、信夫、夷、壺のいしぶみ等の名詞にかけて詠みたるのみにて、膽澤より壺の碑を實見せりさいふ證さばならず、袖中抄の説も陸奥のみにて地名をさす田村麻呂が弓管にて文字を刻せりさいふも歌人の作り話なり、蓋しつもは都母にて今の青森縣上北郡七戸の北倉内川の邊なり、夷語の chipo より出づ、續日本紀弘仁二年の條に出羽守大伴宿禰今人が、爾薩體の夷が都母にありて幣伊(閉伊)の夷を誘ふと見ゆるものは是れなり、田村麻呂は志和の邊まで進みしも今の上北郡の夷落まで進入せしにはあらざればなり、

廿二日膽澤に於ての令に、陸奥國御家人の事は葛西三郎清重奉行すべく參仕の輩は清重に屬して仔細を啓すべし云々、思ふに此の時代の所謂御家人といふものは武家の下文を以て本領を賜はれる武家直隸の家臣なり、是等の輩は、或ひは京都に大番を勤仕し或ひは鎌倉に將軍の常侍となり、或ひは儀式營繕等の雜掌に任じ或ひは諸國に守護の職又は、代官の職を奉じたり、而して國の守護などを奉ずるものは、年々時を期して鎌倉に參仕したりと見ゆ、されば葛西は奥州奉行と

して在奥州の家人に關する所置を統括し出羽の家人のことは足立家之を取扱ひ、留守職として多賀の國府に置きし伊澤家景は御家人の所領以外、地頭の支配する郡郷庄園等のことを頼朝の總代官として檢括したるなり。

廿三日には頼朝平泉に著して秀衡建立の無量光院を巡視せり、無量光院は宇治平等院の地形に模して營造せられしものにて、豊前介實俊案内せり、實俊、頼朝に語りて曰く清衡は繼父武貞(荒河太郎と號す鎮守府將軍清原武則の子)卒去の後伊澤、和我、江刺、稗拔、志波、岩手の六郡を傳領し去る康保年中江刺郡豊田の館より岩井郡平泉に移りて宿館とし卅三年を歴て卒しぬ、而して陸奥出羽兩國に一萬餘の村を有す、伽藍を建て佛性灯油を寄附せり、基衡は果福父に軼ぎ、兩國を管領し又三十三年なり、復た天亡す、秀衡父の譲りを受け絶えたるを繼ぎ廢れたるを興し將軍の宣旨を蒙りし以降官祿父祖に越え榮耀子弟に及び亦三十三年を送りて卒去す、以上三代九十九年の間造立する所の堂塔幾千萬宇なるを知らず云々

按ずるに康保は康和の誤りなり、聞老志に曰く清衡は巨理權太夫經清の子、康平四年辛丑を以て生る、安倍頼時の外孫なり、明年壬寅頼時誅に伏し經清亦亡ぶ、是に於て其母經清の子清衡を携へて清原真人武則に嫁し武衡家衡二子を生む、亦寛治五年辛未誅に伏す、後武則の嫡子荒川太郎武貞清衡を養ひて其の家を繼ぎ保安三年壬寅六十一歳にて卒す、蓋し國を享くる實に三十二年、三十三年さいふは其の大數を擧ぐるのみ云々、然れども清衡の卒去は保安三年にあらずして、大治三年(天治三年改元)七月十七日なり此年に草せる中尊寺願文に天治三年三月廿四日弟子正六位上藤原朝臣清衡敬白とあるにても知るべし(天治三年改元して大治元年なり)且つ其願文中、垂拱寧息すること三十四年云々とあり、東鑑に記されし實俊の言、若し豊田より平泉に移りし以後の年數なりとすれば、假りに康和元年に移轉せりとするも廿八年に過ぎず

故にこゝにいへる三十三年は奥六郡を傳領せし以來の年數と見ざるべからず果して然らば、清衡の願文にある如く三十四年を正しとすべく、押領使の任を拜したるは寛治七年癸酉なるべしさて第二代の基衡は保元二年三月廿九日に歿せるが故に、父の業を繼きたる年(大治元年)を加へて三十二年、第三代の秀衡は文治三年十月二十九日に卒せるが故に、父の業を繼きたる年(保元二年)を加へて三十一年に過ぎず、即ち三代を通じて九十八年、大治三年と保元二年との繼承重複を除けば、三代九十六年にて、泰衡の二年を加へて九十八年なり。

廿四日、平泉滞在、平泉郡内檢非違使所の事を管領すべき旨、葛西三郎清重に下文を賜はれり、檢非違使所は奸盜を糾察追捕する役所にて官廳にあるは國守に隸屬するも、郡又は神宮にも檢非違使所を置きしことあり、思ふに平泉郡の檢非違使所は、他の莊園の追捕使をも指揮する重要な職掌たりしならん、清重今度の勳功殊に拔群の間、此の重職を奉じ剩さへ伊澤、磐井、牡鹿以下數ヶ所を拜領すと東鑑に特筆せり。

廿六日も平泉にありて前民部少輔基成父子の處分に關し京都に申告せり、其の趣きは降人として鎌倉へ召連るべきなれど指たる勇士にもあらず、其の儀に及ばずといふにあり、且つ本人等に對しても暫らく宥め置き追て沙汰すべき旨を申し合めたり。

廿七日には頼朝安倍頼時の衣河の遺蹟を歴覽せり、東鑑の記者は詠じて曰く「郭土空殘、秋草鎖兮數十町、礎石何在、舊昔埋兮百餘年」と案内者は例の豊前介なるべし。

衣河の館が中尊寺山の西麓なることは已に記せり、東鑑に安倍一族の舊事を記して、頼時國郡を掠め領するの昔、此所を點して家屋を構へたり、男子は井殿盲目、厨川次郎貞任、烏海三郎宗任、境護師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等なり女子は有賀一乃末倍、中加一乃末倍、一加一乃末倍なり、以上八人の男女子を並べ、郎從等の屋、門を闚し、西は白河の關

を界し十餘日の行程たり、東は外ヶ濱に據る乎又十餘日、其中央に當りて遙に關門を開き名づけて衣ヶ關といふ、恰も函谷の如し、左は高山に隣り右は長途を顧み、南北同じく峯嶺に連なる、產業亦海陸を兼ね、廿餘里の際、櫻樹を並べ植ふ四五月に至れば殘雪消ゆるなし、仍りて駒形嶺と號す、麓に流るゝ河ありて南に落つ、是れ北上河なり、衣河北より流れ、降りて此河に通ず、凡そ官照が小松の橋、成通(貞任の後見)琵琶の櫓等の舊蹟は彼の青巖の間にあり云々

衣河の記述も訛謬あるべし、衣河の關は中尊寺の西北にて、昔しは其の邊に關神社ありしといふ關の鎮守神なるべし中尊寺山を關山といふも關の東にあるが爲ならん、北上川の南に落るは聞えられ衣河の北より來るといふは西の誤まりなるべし又いふ、頼時が女の名、有加一乃末倍、中加一乃末倍、一加一乃末倍とある、當時の女子の名の、異様なるを見る、

廿八日頼朝は平泉を發して多賀に向へり歸降の囚人は處々に於て放免し、召具する所卅餘名のみ、途次達谷窟に立寄られたり、こゝの説明も實俊なるべし、東鑑に

是れ田村麻呂利仁等の將軍、綸命を奉じ征夷の時、賊主惡路王並に赤頭等、寨を構ふるの岩屋なり、其巖洞の前途此に至る十餘日、外ヶ濱に隣するなり坂上將軍此の窟前に於て九間四面の精舎を建立し鞍馬寺を號せしめ、多門天の像を安置し、西光寺と號して水田を寄附す、寄文に云ふ東は北上河を限り南は岩井川を限り、西は寫王の岩屋を限り北は牛木長峰を限る、東西三十餘里、南北廿餘里云々

往古の征夷に關する傳説は此頃已に訛謬を生じ居りしを知るに足る、但し水田寄附の文は此時尙西光寺に存せしか、或ひは寄附文も亦傳説によりて記せしか明らかならず。

此行頼朝が達谷を経て多賀に歸りしを見れば當時市野々より赤萩戸河内を経て中尊寺山の西麓衣河に出で、北行する道路と平泉より中尊寺山の東麓を過ぎて北行する官道と並び存せしなり、頼朝の歸途は平泉より北して衣河を遊覽しそれより衣河街道を南下せしを知るべし。

廿七日に平泉を發したる頼朝の軍は衣河達谷等を遊覽し十月一日多賀の國府に著せり、多賀に於て頼朝は郡郷庄園所務の條々を地頭等に申し含め、國郡の費、士民の煩ひをなすべからざる旨再三仰せつけ、一紙を府廳に張り出したり、其狀

庄號の威勢を以て不肖の道理を捍ぐべからず、國中の事に於ては秀衡、泰衡の先例に任せ其沙汰致すべし也

平泉時代に於て、國守は多賀に居らざりしも、府廳は儼存せりと見えたり、地頭に對し頼朝が再三注意を與へしは、元來庄園は權貴の私領なるが爲めその地頭等權貴を挾さみて弱者の正當なる申し立をも抑塞することあるべきを慮りしならん、尙思ふに莊園に地頭職を置きしは平家以前よりのことにて庄は宮家及び公郷の領多かりしが故に、頼朝が庄號の威勢を以て他を凌ぐべからずと嚴命せしは、朝廷の地方に於ける權力を殺き、鎌倉家人の威力を普及せしめん底意と見えたり

頼朝の此の政策は全國に普及し地頭職は大抵前代世襲のものを廢し家人を以て之に代へたる結果、京都に於ける領家の沙汰は一向に行はれず、地頭等は一に鎌倉の命を奉じ果は乃眞をも抑へて輸せざりし爲め、領家よりの訴訟紛出せしにぞ、没官額を除くの外近畿だけは一時守護地頭を停止するに至りき、朝廷の權力が全く武門に移りしは頼朝の地方制度が最も巧妙なりし結果といふべし。

頼朝の此の行、鎌倉出發より凱旋に至るまで兵糧其他すべて上野下野の乃眞を運送して之を辨じ毫も奥羽のものを消費せず、日に三度の膳羞、盃酒及び入湯は河野四郎通信常侍して司となり、乗馬を洗ふ役は榛谷四郎重朝之に任じ毎日規則正しく行はれたり、凡そこれ等日常の細事に見るも頼朝が何事も細心緻密に考量し組織的に規律を定め、自ら檢束すると共に、他をも檢束し軍事

行政萬般に涉りて苟くもせざりし性格を見るに足るべし。

二日に佐藤庄司、名取郡司、熊野別當等の降囚を放免せしは多賀に於てのことなるべく、多賀出發も同日なるべし、斯くて鎌倉に歸著せしは十月廿四日なり。

鎌倉の營中に入り、席の温まるに暇あらず、直ちに因幡前司大江廣元を召し、京師なる帥中納言及び右衛門督等に消息を遣はされたり、其の詞に

奥州の泰衡を追討し訖んれ、彼黨類を召具し今日鎌倉に歸らしめ候也

雜色を飛脚とし、即刻京師に發せしめ、豫て準備せしめたる盃酒を以て宴を家人一同に賜へり。此日、出羽の地頭等より愁訴あり、其の趣きは、出羽の留守所にて地檢を行ふに當り間田を顛すべき旨主張せらるゝも、斯くては立行き難しといふにあり、蓋し頼朝の奥州出發に際し出羽の留守所に對し地檢を遂ぐべき旨を命じたる爲め、留守所應てそれ〴〵検査を行ひ、間田を公田となさん計畫をなしたりし爲めなり、間田とは年貢を納めず、諸役を務めず、近世の見捨地の如き田地なれど、耕作する能はざる荒廢地にはあらず、所謂餘田として地頭等の役料とし來れるものなりこの頃までも國司の管領する公田と、院、親王、攝籙其の他の領する莊園郷保等ありて、地頭之を司とれり、然るに出羽には公田にもあらず、又領家の所屬にもあらざる間田多く、地頭等之によりて、相當の収益を得しも、此度の檢地にて之を公田に編入し又は他の領地に宛てられんか生活上の大打撃を受くることゝなるが故、抗議をなせしものと見ゆ、又按ずるに平家の時、諸國の地頭概ね平氏一族のものを任命しありしに、頼朝の平家を滅ぼすや其の平氏の領たるものは之

を官に没し地頭も亦平家一族のものを放逐し新たに任補したりしかど、奥州と出羽とに對しては手を下す能はず（平家の時にも奥羽の地頭をば平泉のなすが儘に任せたりけん今の福島縣の邊には攝籙家の莊園もありしかど、地頭は平泉の族なるが故に貢賦を輸せず、かの宗方宮内卿入道の如き、信夫郡を檢括せんとして、地頭犬莊司季春と戦ひし程なり）其の儘に看過し來りしが泰衡を討滅し羽州に留守所を置き家人に知行地を與へしも、民俗の大に異なるものあるを以て、地頭をば其の儘となし舊に依るの制度の維持せしなり、是れ頼朝の深慮の存する所なりしならん。故に此の愁訴に對し出羽留守所への達しに曰く

當國檢注の間、所々地頭の間田を倒さるべき由の事尤も驚き聞し召し、出羽陸奥に於ては夷の地たるに依りて度々の新制にも除き訖んぬ、偏へに古風を守り更に新儀なし、然らば件の間田等何ぞ停廢せられんや、公田の外の間田あるは年來の如くにて相違あるべからざるの旨、鎌倉殿の仰せにより執達如件

十月廿四日

出羽留守所

前因幡守

奥羽をば夷地として、特別の制度を布く必要を認められしなり。

頼朝が奥羽の統治に關し如何に苦心せしかは、平泉より凱旋の途中にて葛西清重が母の病める由を聞き使者を葛西の住所（下總國葛西郡）に遣はして訪はしめ、危篤に迫れるにもあらざることを確かめ更に其の趣を平泉なる清重が許まで報知せしめたるを見ても知るべし、蓋し若し清重が母の病氣危篤ならんには、清重を平泉より喚び返さるべからず、さては奥州の政務特に戦後の處置に關して適當の代官を遣はさるべからざるを以て、斯く丁重の取計ひをなしたるなるべし

奥州の處務に關し頼朝の命令は

一今年は奥州凶作なるが上、二十餘萬の大軍を以て數月逗留せしが爲に、人民の困弊も甚だしきが故に、取敢へず之が救済の策を實行せざるべからず、而も救済上最も大切なるは種糶の給與方法にあり、先づ岩井、膽澤、江刺の三郡へは出羽の仙北郡の種糶を輸送して給與し和賀、種實の兩郡へは秋田郡の種糶を移して給與せしむべし、但し時已に降雪の期に入り出羽より奥州へ糶を運搬するは困難なるべきにより、糶を調達し置きて明年三月中に輸送を終り給與を實行せしめて可なり
佐竹太郎の子息と稱するもの泰衡に同意せしが、泰衡敗亡の時逕電して行方知れず、よりに路次の宿々を檢して之を逮捕すべし、泰衡の幼息萬壽と稱するもの何れにあるか在所不明なり、之を捜索すべし、且つ萬壽といふ名は若君（頼家のこと）頼家初め萬壽といひ、後一萬と改む）と同名なるが故に改名せしむべし
太田冠者師泰、乘馬を失せり尋れ出して進すべし。

葛西清重は頼朝の恩に感じ銳意奥州の民政に従事したり。

頼朝は一方に於て深く民政に留意すると共に、政治の實權を全然鎌倉に收めざれば、到底海内の治平を致すこと能はざるを看破したりしが如し、是れ必ずしも王權を熅むの野心のみにはあらず、實際已むを得ざる事情もありしと見えたり。

保建大記に曰く

後白河は亂世の主なり、藪の四宮を以て遽に大統を繼ぎ、五帝を擁立し黜陟心に從ふ、政事久しからずなます、享年永からずなます、而して播遷拘幽、幾亡邦に至るは何ぞや、大倫不明、紀綱不振、兵權不分、威福は下に移れり、本朝上下二千三百餘年の變を擧げ集めて在位在院三十八年の間にあり、天運といふも雖も、亦人事なり、嗚呼邦家清盛に難んじ、義仲に危く、頼朝に安んじ、以て頼朝に微なり、蓋し危邦の臣、罪巨ならざるに非るなり邦にして危うせらる、其制なきや甚

だし蔑君の臣、悪著ならざるに非ざるなり、君にして蔑せらる、其の道を失するや大なり云々

藤原兼實も亦嘆じて曰く

清原頼業、窃かに兼實に謂て曰く予の少時藤原信西を見る、其子俊憲と睦まじかりければなり、時に今の法皇位にあり、俊憲談して曰く今上は暗君に在す、治國の量なし、猶晋の惠帝の八王の爲めに、挾まれて兵亂止まざりしか如きが、爾來朝權移換、人主の意に任せず果して俊憲の言の如し、誰か先見の明識に感ぜざらんや云々

兼實は、仁安の初め右大臣となり、文治二年攝政となり建久二年關白となり、承久元年に薨す、頼朝と善かりし爲め、法皇の嫌疑を受けたる事情もあるべけれど朝廷の典故に通じ内外の情勢に明らかなりしもの故、其の言に據るところありしや必せり、之を要するに、朝綱の弛廢は法皇の御時に始まるにはあらざるも、宣旨の濫發といひ、朝臣の黜陟といひ、禍亂の源は毎に朝廷より發し、朝威を以てしては到底海内を統一する能はざるの事實あり、政治の實權を一時武臣に於て掌握するにあらざれば、如何ともする能はざる形勢を馴致したるなり、最初奥州征伐の宣旨を容易に下さりし朝廷が、その凱旋の報に接しては翻つて御感の院宣を下したるが如きも、只管勢ひにのみ制せられ、一定の方針なきを示すものにて、頼朝は陽に之を喜びたるも陰かに考ふる所もありしならん、御感の院宣は十一月三日鎌倉に達せり曰く

羅索の事、御不審の處委しく聞し食し訖はんぬ、時日を廻らさず追討の條、古今比類なき事が、返すくも感じ思し食すの由、院の御氣色なり仍て執啓件の如し

十月廿四日

太宰權帥

謹上源二位殿

奥州降人の事

只計ひて沙汰すべきなり但し公家御沙汰たるべきに於ては京都に進ぜずと雖も、流罪の官符を下さるべきか、重ねての申し條に隨ふべきなり

勸賞の事

征討早速、猶々感じ思し食す、計り申すに隨ひて勸賞あるべし、按察使缺あり、任ぜられては如何、郎從の中、有功の輩、注し申すべし、尤も其の賞を行はるべきなり

已に宣旨を下し朝敵として討伐したる以上は、元兇の首級を京師に梟し降囚の處置に關しても朝廷の御沙汰を待つは古來の定めなるに頼朝は泰衡の首を京師に進せず、さしたる貴人にあらず且つ相傳の家人たりとの口實にて自ら壇まゝに處分したるのみならず、自ら京師に入らず、鎌倉より書面を以て征討の始末を報告したるに對し、朝廷は、御感の褒詞を與へ降囚は見込通りに處分せよ、流罪の官符を必要とするに於ては請求次第に下附すべし、軍功の褒賞も希望に任すべしといふ、是に至つて朝廷自ら政刑の權を放棄せられしなり。

此の時に當り頼朝若し朝廷に請ふところあらば、一族郎從を朝廷の上之列せしむること、蓋し容易の業のみ、然れども頼朝は朝廷に列して院及び主上に對し奉り武器を擁して國政を左右するの不得策なるを感じたりしならん、蓋し是れ第二の平家たるに終るを知らばなり、是を以て頼朝は朝廷を名義上の政府とし自ら實力の政府を完全に組織せんとせり、故に同月六日、軍功に對する朝廷の恩賞を辭退し郎從中有功の輩の氏名をば書上ぐべしとの返書を差立てたれど、翌日大江廣元を特使として京都に遣はすに當り、勳功に對する恩賞を辭退したる上は、有功者の氏名を書上

ぐるにも及ばざることなり武勳の上聞に達するは榮譽なるに似たれど、其の記録は後世まで残るもの故、從軍者の子孫他年之を視て、祖先の功なきをば思はず、唯其の名の洩れたるを恨むこともあるべければ、寧ろ注進せざる旨朝廷へ申し上ぐべしと命じたり、賴朝が斯く恩賞を辭したるは、其の實朝廷の官位は榮とするに足らず、武士の重んずべきは鎌倉政府の武職のみといふ觀念を一般に與へんが爲に外ならず、即ち鎌倉政府に於て確實に政治の實權を掌握する基礎的準備にして、之をか平家が只管に朝廷の官爵を貪り求め、恨みを皇室及び搢紳に構へたるのみか、子弟悉く文弱に流れて忽ち滅亡を招きたるに比し思慮の遠大を見るべきなり。

然れども賴朝に斯る遠慮あることは、朝廷に於て知し召されず、只謙下して辭するものとや思召しけん、十二月に至り、重ねて泰衡征伐の事に依りて猶勸賞を行はるべき旨中納言經房奉の院宣を下されたり、賴朝は重ねて之を辭退したり、但し奥州羽州地下管領の事は明春御沙汰を賜はるべく、又降人等に關しては配流の管符を賜はりたき旨の紙面を奉呈したり賴朝は奥羽の兩州を自ら管領せん下心ありしなり(地下管領とは土地の實地の保有なり、名義上の所領と區別せるなり)朝廷の官位が全く空名となり、武職のみ重きをなしたるは實に此に端を發せるなり、此の時書上げたる降人の配流は左の如し

相摸國、高衡、師衡、經衡、隆實

伊豆國、景衡

駿河國、兼衡

下野國、秀衡

件輩不可依當時在所候歟、只被定下其國者隨御定可配置也

降囚等に對しては十八日配流の宣下あり、奥羽兩州を賴朝の管領に歸せしむることに關しては、明春御沙汰あるべしと定められたり、朝廷にても直ちに同意すること能はざりしなるべし。

奥羽にありては葛西清重専ら非違を檢し鎮撫に盡力せしも、九十餘年間、平泉政府あるを知りて皇室をも武家をも眼中に措かざりし奥羽人は、自己の夷族たることを自覺せると否に關せず、鎌倉幕府に對して反抗の情なきを得ず、特に羽州に於ては、宇佐美等の枝隊によりて急遽に打拂はれしのみにて、賴朝の軍容の堂々たるを目撃せず、短時日の間に平泉を顛覆せられしのみか、留守所の檢地等にて一般に不安の念を懐くもの多かりし爲め、物情騒然たりしもの、如し。

斯くて出羽の不穩は、奥州に及び流言蜚語百出せしと見え、葛西清重は平泉無量光院の僧助公といへるものを捕へ、このもの泰衡を慕ひ、關東に對し叛逆を企つる嫌疑ありとて鎌倉に送致せり、助公は十二月廿八日鎌倉に著したるを以て、賴朝は梶原景時をして之を訊問せしめたるに助公曰く清衡以來四代の歸依により佛法の惠命を續け來れるに去九月三日泰衡誅戮を蒙ふり了りぬ、同じき十三日の名月に、天陰りて月も見えざりける故

昔にもならざる夜のしるしには今宵の月し曇りぬるかな

と詠み侍りぬ、この歌鎌倉殿を蔑如にし奉らんの意あるにあらず、唯折柄の懷舊に過ぎずと、景時之を賞して賴朝に申し立て賴朝もその心がけを感じ厚免の上賞を加へたり、助公は果して明月

大河次郎
の一族

の歌のみによりて叛逆の嫌疑を受けしか否か、明かならざれども、當時奥羽の民情穏かならず、反亂の風説なども度々ありしは事實ならん。而も此時果して叛亂は出羽に於て企てられつゝありしなり、そは泰衡の世臣大河次郎兼任（一本には大河邊に作る）の類なりき、兼任は出羽のいづこに住めりしか詳らかならず但し此一族は田河、由利、秋田、河田等と共に、出羽に於ける平泉家の驍將なりしならん、田河は田河郡に由利は由利郡に、秋田は秋田城に、河田は比内郡にあり、大河は山北郡及び河邊郡を領したる平泉家の親族なりきと覺し、文治五年八月八日信夫郡石那坂の戦ひに泰衡の郎從信夫の佐藤庄司、叔父河邊太郎高經、伊賀良目七郎高重等を相具して戦へること見ゆ、河邊伊賀良目共に出羽の狄族にして佐藤庄司亦平泉の親族たり、出羽風土記に曰く大河次郎は河邊太郎の弟なるか、次郎が兄弟の多く同地より起れるを以て見れば太郎が一族なること明らかなり云々、されば、兼任の兄河邊太郎は河邊庄（今の秋田縣何邊郡）に居り、石那坂の役に戦死し、兼任は弟の新田三郎入道、二藤次忠季等と共に仙北郡にありしが、忠季は降囚となり、恩免を得て鎌倉の家人となり、兼任は仙北にありて、窃かに泰衡の讎を復し平泉の遺業を恢復せん計畫をなしたりしもの、如し。大河兼任の居所につきて種々の説あり、其の一は今秋田縣隨一の大河たる御物川と鞠子川との合する邊、今の仙北郡大曲の南方に大川西根といふ所あり、清原の一族が根據とせる金澤より六郷を経て大曲に達する邊にて御物川の西岸にあり、古へは今の大曲の邊まで大川の庄といひしならん（大曲に大川寺といふ巨刹あり）さらば大河次郎は今の仙北郡大曲の邊に住める清原家の族なるべしといふにあり。

又一説には、今の南秋田郡に屬する八郎湖の東岸、秋田市より能代に通ずる街道に當り、大河と稱する驛あり、此に接して一日市、浦町あり、東に五城目あり、古への檜山郡領なるべし、大河氏はこゝに蟠踞して其の族と共に河邊及び山北諸郡をも支配したるなるべしと。

されど大河次郎の居館は今日に存せる大河の地名のみに由るべきにあらず、比内郡の贄の柵には河田氏ありしも、今河田の地名を存せず、思ふに大河氏は今の山本郡能代に居りしなるべし、能代は古への淳城にて出羽の北部に於ける唯一の港なり（御物川口なる土崎の港は佐竹氏の開けるものにて近代の船著場なり）齊明天皇の頃已に此の港に軍船を著け、能代川（今の米代川）を遡りて今の大館に政所を設け、狄族の郡領を定められし程なれば北部の狄族は此の川によりて運搬等の便を得、生産の道も開けしならん、されば其の川口能代には上流の大館附近比内郡贄館に對し下流檜山郡を領するもの、居館もありしなるべし、大河氏はそこに居りし豪族なるべしと思はる、能代の北に八森、岩館などありて津輕に通ずる要路なれば、大河氏は能代川附近の要害に居り、その一族は山北各郡並びに河邊郡をも支配したるなるべし、さらば河邊、河田等も其の一族なるべく、出羽の北部は概ね此の族の勢力の下にありしと見えたり。

さて大河兼任は伊豫守源義經と稱し又左馬頭義仲の嫡男、朝日冠者とも稱して、同族の味方を嘯集し山北郡一圓を領略し出羽國海邊の庄に出づとあり。海邊の庄につき出羽風土記に出羽國飽海郡吹浦の庄をさすならんとて

東鑑十卷文治六年の條下に出羽國海邊の庄とあれども今其の所を知らず按ずるに飽海郡十里塚村の下手より小湊邊を土人濱邊といふ、疑ふらくは海邊の轉語にや

とあれど、濱邊といふは固有名詞にあらず、且つ頼朝に降りて鎌倉の勇將となれる由利八郎が由利郡平澤館にある以上、大河の軍は直ちに南進して飽海郡に出でたるべしとは思はれず、思ふに風土略記『海邊庄は河邊庄の誤りなり』とある説、正しかるべし。

蓋し當時大河の一族は山北並びに、比内(今の北秋田郡)及び能代より津輕境までを其の勢力範圍とし秋田城に連接せる河邊郡(一族河邊太郎が舊領)にも出沒せしなり。

尙按ずるに東鑑の山北郡といふは和名抄に所謂山本郡なり、今の山本郡は上世の淳代の地にして戰國の頃檜山郡と改稱せしものなり、その山本郡と改稱せしは寛文中のことにて、文治の頃にはさる稱呼なし、思ふに文治の頃に山北郡と汎稱せしは、今の仙北郡に雄勝、平鹿及び今の秋田郡の一部と、山本郡を併せ、山北、仙北、山乏、千福などの文字にて記せるなり、その郡の大部分は魚鹽の利少なく且つ耕作も開けず榛莽の土地多かりしならんも、地域は頗る廣大なりしと思し當時山北と汎稱せられし區域の中には、私稱の郡郷も多く、東鑑に花山、千福、山本などあるは何れも山北に屬する郡郷の名なるべし。

大河次郎は自ら能代の要地にありてこの廣大なる山北諸郡の同志を糾合し河邊郡をも併せ、義經と稱し義仲の嫡男と稱して軍勢を募りし爲め、文治六年正月に至りてはその兵勢は七千餘騎に達し、出羽の國北部即ち今の秋田縣の大半を領略せしもの、如し、唯南方の海岸一帯秋田及び由利

の之に従はざるあるのみ

斯くて正月六日には嫡子鶴太郎、次男於幾内次郎等と共に、七千餘騎を率ひ、鎌倉に向ひて出發せんとす

東鑑に曰く

其路、河北秋田城等を歴、大關山を越え、多賀の國府に出でんと擬す、而して秋田大方に於て志加渡を打融るの間氷俄かに消えて五千餘人忽ち以て溺死し訖んぬ、天譴を蒙るか云々

こゝにいふ河北は御物川の北部にある郷名にて秋田城は安東氏が築きたる今の土崎の城址なり、大河兼任の大軍は能代より濱街道河北を經、秋田城を屠り、由利郡を過ぎ、坂田に出で、田川郡より村山郡を過ぎ大關山即ち今の笹谷峠を越え奥州の柴田郡に出で直ちに多賀に押寄せん計略なりしと見えたり、是れ出羽の全部を味方とせんが爲めに、一たび大軍を以て多賀を占領せんか關東と平泉との連絡を絶つと共に、糠部以北に於ける同志の軍を南下せしめ、挾撃して平泉を屠り、一舉に陸奥出羽を恢復する見込なりしと見ゆ。

然るに能代を發したる、兼任の軍勢は陸路を森岡、鹿渡、河北、秋田に向ふことをなさず、時は正月嚴冬に屬して八郎湖結氷中なるを以て、氷上を渡り直ちに河北に出でんとせり。

東鑑に秋田の大方とあるは大瀧にて八郎湖のことなり、湖畔を迂回するよりも湖の北岸より渡り徑ちに南岸に達するの便を取れるなり。

大日本史等には大河次郎の軍は志賀の渡に於て溺れたりとやうに記しあれど、志賀渡は地名にあ

八郎湖上の氷渡

らず、シガ渡りなり、奥州にては氷をシガといふ、多分夷語より來れるならん。

夷語 Shokai は水神なり、河川又は池沼などの水の一夜に凍結するは水神の威力に由るものと思ひ、シヨカイよりシガ(氷)の語を誘出せしなるべし、現に奥羽にては氷上滑走をシガスベリといひ、氷の結べるをシガ張りといふ、されば志加渡を打融るとは氷上を通行せしことにて、當時出羽よりの報告が方言のまゝ、シガ渡りと記されありしより、東鑑の記者も其の意味を解せず、志加渡の三字を地名として取扱ひしなるべし。

八郎湖は周圍二十里程にて南北に長く、今は水深漸く減じ中央にて二尋程に過すといふ、古へは尙深かりしならん(氷を切りて鮒を捕ふることは今も同湖に於ける冬期の漁法の特色なりといふ)正月の初めに同湖の氷の俄かに消えしといふは信すべからざるも氷上の積載量には自から限度あり、大軍一時に氷上を進みし爲め水面龜裂すると共に大陥没を來し、遂に五千餘人溺死の慘事を生じたるものなるべし、さて兼任は七千餘騎の中五千餘騎を失ひたるを以て一時南進を中止し由利八郎維平が許へ使者を遣はしたり、使者の口上に

古今の間、六親若くは夫婦の怨敵に報ゆるさいへるは尋常の事なり、未だ主人の敵を討つ例あらず、兼任獨り其の例を始めんとして鎌倉に赴く所なり云々

由利の勢を合して再び大軍を組織せんとしたるなり、然れども維平は同意せず、兼任の不慮の失敗に乗じ一擧に之を誅せんとして小鹿島大社、山毛々左田の邊に馳せ向ふと見ゆ、小鹿島は今の男鹿島にて能代より地續きの半島となりて西に突出し、其の間に八郎湖を形勢す、小男島の大社

といふは、本山神社なるべし、島に眞山、本山、寒風山ありて、本山神社は島の西北方にあり、齊明天皇の四年、阿部比羅夫の征夷の時、齧田の蝦夷、恩荷に功ありて小乙上を賜ひしこと見ゆ、上古より島蝦夷の棲みし所にて、本山神社も亦出羽國の古社なり、山毛々(一本山毛朱)左田の地は不明なれど、秋田より男鹿に通ずる邊なるべし。

尙思ふに由利維平の北進に男鹿の路を取り、大河兼任が南進に湖上を涉りしを見れば當時八郎湖の東岸は行軍に支障ありしと見えたり。維平の男鹿に至るや、一旦能代に退きたる兼任は進みて男鹿に至り、防戦兩時、維平は遂に戦死せり。

之より先き男鹿島にありたる小鹿島橋次公成は兼任の大軍に包圍せられ、寡兵を以て敵すべからざるを知りて逃亡し、本留守及び新留守も兼任の勢ひに敵すべからざるを知り歎を通じたりしが如し、本留守所は飽海郡にあり、酒田の北方、日向川の南なる本楯村新田目館址は本留守所の址なり、出羽風土記に曰く

寛治年間源義家、奥羽征討凱陣の時此地に大物忌神社を勸請し佩刀を寄附し侍臣首藤某を留めて奉祀せしむ、其刀は同村今井某に傳へて所藏す

風土略記に出羽國留守所の後裔は今井又三郎とて彼村にあり、吹浦の社記に入幡太郎義家東國征伐の時、賊勢甚だ強し義家自ら勝ち難きを知りて勝を大物忌大神に禱り、終に感應あり、賊を討つを得たるなり、是に於て歸陣の日侍臣須藤某を殘留奉仕せしむ後之を留守殿と稱す云々

新留守所は飽海郡北目村北目館にあり、風土略記に

五、平泉の夷族藤原氏

北目館は北目村にあり新留守の館跡なり云々

又風土記には

北目村にも大物忌の神領ありて新留守神事等の日は參仕せし言傳へり云々

鎌倉殿社殿修造書に

出羽國兩所宮修造之事不終其功之由、神主久永謝申之間去建保六年十二月、爲催促、雖被差遣雜色正家、故右大臣殿御大事候間正家不遂其節、歸參、然有限修造依不可歇止、爲催促、所被差遣雜色眞光也、無懈怠可終其功之特仍陸奥守殿御奉行執達如件

承久二年十二月三日

三從藤原(花押) 三從三善(花押)

北目地頭新留守殿

承久の頃迄も新留守はありしなり、北目地頭とあるにより北目館に居りしものと推定して風土記等にも記せるなるべし、されど新留守本留守同一郡内にのみありしとは思はれず、一は秋田城にありしかと思はる。

尙風土記等には、留守職の神事に關せることのみを記せれど、扶桑略記天慶二年の條に「留守國宰等を召仰せ」云々と見え國司の下司を留守所といへり、即ち目代惣大判官代、總檢校、稅所、大張所、田所、朝集所、健兒所、國掌所等すべて留守所に屬せり、蓋し王朝衰微して國司の國に就くものなく、皆遙授の官となりし故國務は留守所の下司のみにて取扱ひしなり、故に最初は留守職といふ職名はなかりしも國司が全く有名無實となりし以來留守所に留守職を補せらしと見ゆ

さて出羽に本留守と新留守とを併置せしは、平泉舊領を沒せし結果、舊來の留守所のみにて出羽全部の國務を統括し難きにより新留守所を設けしなるべし。

思ふに留守所は主として行政の事務を司り兵力に於ては到底大河兼任等の豪族と拮抗する能はざる爲め、遂に欸を通じて攻撃を免かれしなるべし。

兼任已に由利維平を亡ぼし小鹿島公成を走らし、兩留守所を味方としたれど、背後の津輕には、鎌倉の直參宇佐美平治の所領あり、平治在國中なるを以て先づ之を討つ必要あるを以て、南して奥州多賀に向ふの方針を變じ北に向ひて千福の山本を経て津輕に進入せり。

宇佐美平治は、津輕夷族の本據たりし内津輕を領し、當時に於ける日本極北の要地に警備の端を開けるものなり、但し兵力は元より大河兼任に敵すべくもあらず平治及び其の部下の御家人竝に雜色安澤等戰死して津輕も亦兼任の手に入りたり、津輕の宇佐美を討取りたる後の兼任は、如何なる行動に出でたるかは不明なれども、正月二十三日奥州を發したる報告に兼任等逆賊の群集蜂の如しとあるを見れば、彼の勢力は益々増大し津輕より東して糟部に出で平泉に向ひ破竹の勢ひにて南下したるもの、如し。

鎌倉に於ては大河兼任の叛亂の容易ならざる形勢なるを聞き、それ〴〵鎮壓の方略を講じ居る中、正月七日兼任の弟二藤次忠季といへるもの、奥州下向の途中より引返し來れり、忠季は一旦降囚となれるも心ざま正しきもの故、御家人に召抱えられて鎌倉にあり、命を奉じて奥州に下る途中にて叛亂の報に接したる故、兄と同心ならざることを申し開かんとてなり、賴朝は之を賞し早

く奥州に馳向ひ兼任追討の事に當るべき旨を命じたり、又奥州にありし忠季の兄新田三郎入道も兼任に同心せず、逃げて鎌倉に來り、叛亂の次第を詳しく報告せる故、賴朝益々驚き、民部亟盛時、主計允行政等をして相摸以西にある御家人に對し追討軍を發すべきに付き其用意あるべき旨の召文を書かせ即時に之を發せり。

追討軍は之を海道と山道とに分ち、海道の大將は千葉介常胤に命じ、山道の大將は比企藤四郎能員に命じたるが、東海道及び岩崎にある御家人の輩は常胤の到着を待たず、先發せんことを請ひ來れるに對し、賴朝之を嘉賞し、奥州の住人と雖も貳心なきものは隔心なく之を率ゐて合戦すべき旨同八日飛脚を以て在奥州の守護及び御家人等に傳へしめたり。

又白河に所領ある結城七郎朝光其の外奥州に領地ある輩竝に近國の御家人等に對しては、一族を同道せん爲め時日を遷引することなく、現在の人数だけを纏めて至急出發すべき旨を命じたり。同十三日には上野、信濃等の御家人に對して出働を命じ、上總介義兼を追討使とし千葉新介胤正にも一方の大將を命じたり、胤正に對しては、奥州にある葛西三郎清重は勇士なり、先年上總國にて合戦の時も其方と共に戦ひしこと故、今度も其方は清重と共に戦ふべしと諭し、清重に與ふる書面をも授けられたり、此日古庄左近將監能直、宮六兼仗國平以下奥州に所領あるもの概ね鎌倉を發したり、十八日に至り、正月六日に、在奥州葛西清重が發したる使者鎌倉に著せり、使者二人の中、一人は途中に病み、一人到着せるが其の口狀によれば、大河兼任が御家人等と箭合せの結果、味方にては小鹿島橋次公成、宇佐美平次實政、大見平次家秀、石岡三郎友景等戦死し、

由利八郎維平は兼任の襲撃に逢ひ城を棄て、逐電せりといふ、賴朝之を聞て曰く使者の詞に相違あるべし、由利中八は逃亡するものにあらず、小鹿島橋次は討死するものにあらず、尙斯ばかりのことに驚動すべからざる旨を御家人等に申し含めたるが、翌日に至り、他の一人の使者も病癒えて到着せしが、其の口狀によれば、果して由利中八は戦死し、小鹿島橋次は逃亡したりしなり、賴朝が人を見るの明、左右をして驚嘆せしめたりといふ。

廿二日には小諸太郎光兼を奥州に遣はすこととし、去年奥州合戦の時、光兼に隨從せる輩は一同其の部下たるべしと命じたり、是れ蓋し光兼が老衰の上、病氣に罹り居れる由を聞き、特に恩命を發したるなり、當時武士たるものが、老死、病死を耻辱とし、戦陣に死するを名譽としたる習俗を見るに足るべし。

廿四日に至り、奥州居住の御家人等に對し去年合戦の後恩赦に預かり私宅に安堵することを許されたる金剛別當以下を悉く追放すべきことを命じたり。

廿七日に至り、小鹿島橋次鎌倉に著し言上すらく、去る六日兼任に包圍せられしも、外に計略を廻らさん爲め一旦城を去りたり、然るに合戦に怯れて逃亡せる旨同輩の讒ある由を傳へ聞き辯解の爲め參上せり、賴朝は小鹿島橋次をして出仕を遠慮せしめたりと雖も、戦功を僥倖せん爲め何の思慮もなく、浪戦敗北するの危険も亦戒めざるべからざるを悟り、同廿九日雜色を奥州に遣はし、御家人等に告げしむ、東鑑に之を記して曰く

兇賊所領内を融るも雖も、御家人等一身の勳功を立てんが爲め無勢を以て所々に於いて左右なく合戦を企だて其利を失すべ

からず、假令ば客人を相待ち駄餉を所領に儲くるの儀に似るべからず、發遣せしむるの士、在國せしむるの輩、各々偏執なく、同心せしめ、一所に相逢ひ、僉儀を凝らし、合戦を遂ぐべきの旨、御書を以て今日御家人等の中に仰せ觸れらるゝ所なり、維平の所爲、賞翫すべきに似たりと雖も大敵を請くるの日、聊か憶持なきかの由沙汰あり此御書に及ぶ云々

二月五日に至り頼朝は雜色真近、常清、利定を奥州に遣はしたり、こは海道山道出羽の三方に於ける合戦の勇怯を検見せしめ、且つ千葉新介胤正以下御家人の意見を問ひ、兼て方略を授けんが爲めなり。

第一は若し兇賊の勢ひ猖獗にして容易鎮壓すべからずば、自ら發向せんを欲す、形勢の見込は如何歩兵をして山澤及び驛路を偵察せしめ敵の主力を發見して之を襲ふべし
今度敵の逃亡せるものは、耶黨に至るまで之を召し進すべし、逃亡せるもの、逮捕に關して争論を惹起すべからず

頼朝が指揮の頗ぶる周到なるを見るべし同六日に至り、正月廿三日奥州發の使者鎌倉に著せり、其の口狀に曰く

去月廿三日彼國を出で訖ぬ、其の日は未だ下著の軍兵なし、爰に兼任等の逆賊、群集蜂の如し云々

正月廿三日に至りては兼任の軍已に糟部より平泉に侵入し、葛西清重等は其の勢ひの當るべからざるを見、平泉を去りて多賀の邊にありしなるべし

是に於て頼朝は更に雜色里長を件の使者に添て奥州に遣はし且つ令しく曰く

謀叛の輩は悉く死罪か流刑かを免がるべからず、その何れに處すべかば當方の考へ次第なれども、陸奥出羽の輩にして、一旦は兼任の猛威に怖れて彼れに同意するも眞實の志は味方にあるものあるべし、さる輩にして歸降するに於ては刑を緩うすべき旨國中に披露すべし。

事情の如何に拘はらず、一旦兼任に附きたるものは悉く嚴刑に處すべしとせば、敵兵の味方に歸降するものなく且つ飽くまでも戦はんことすべし、是れ味方の爲めに甚だ不利なり。

出羽の新留守、本留守とも兼任に同意の罪科あり、之は左右なく誅せらるべきものなれども暫らく清重に預け置き過料として甲二百領を召し上げよ、本留守は年齢已に七十なるが故に斬罪に處せずとも程なく死せん、其の儘にするも害ながらん。追討の軍兵等は鹽釜以下の神領に入り狼藉する等のことあるべからず。

本留守及び新留守を捕へしを見れば、出羽に向ひし追討軍の早く已に由利秋田邊に進出せしを知るに足るべく鹽釜神料云々とあるに徴して清重等が退きて多賀にあり、又山道及び海道の軍も多賀の邊に進出集中する豫定なりしことを知るに足るべし。

同時に又兼任の大軍が出羽の南部に向ふの豫定を變じて津輕に入り轉じて糟部より平泉に南下せし爲め、出羽が空虚となり居りし形勢をも想像し得べし。

二月十一日に至り在奥州の御家人及び鎌倉より發遣せられし軍隊は悉く奥州に集中せり、其の地點は史に明記せられざるも前記の如く多賀の國府なるべし。

東鑑二月十二日の記事に曰く

各昨日平泉を馳せ過ぎ、泉田に於て凶徒の在所を尋問するの處、兼任一萬騎を率ゐるに平泉を出づるの由云々、仍て泉田を打立ち行向ふの輩は足利上總前司、小山五郎、同七郎、葛西三郎、關四郎、小野寺太郎、中條義勝法橋、同子息藤次以下雲霞の如きも皆昏黑に及び一追を越ゆる能はず、途中の民居等に止宿す、此間兼任早く過ぎ訖ぬ云々

此の記事の中、馳せて平泉を過ぐ云々平泉は米泉の誤記なり、泉田は今の玉造郡真山村字泉田なり。

米原と泉田

平泉とあるは米泉の誤寫なりといふ理由は當時多賀より黒川に出で色麻を経て玉造郡に進む驛路に於て、出羽より輕井澤越えに加美郡に達する要路に當り米泉(コメイツミ)の地あり、思ふに出羽に進ませし鎌倉軍は、兼任の軍が津輕より轉じて陸奥に出でたることを知り轉じて村山郡を經、銀山越えに輕井澤、西小野田を過ぎ、奥州驛路米泉に會し、多賀より北進せる海道山道の軍と合したるなり、米泉が當時著名の驛なりしはもはら出羽街道との交叉點たりし爲なり、こゝに古壘あり、笠原權右衛門の居館とも、米泉伊勢の居館とも傳ふ、こゝに居住して地名の米泉を名乗りしものありきと見ゆ。

兼任討伐の顛末を記したるもの、諸書多くは東鑑の誤まりを訂さず、平泉を過ぎて泉田に到れりとするが故に兩軍の行動を不可解に終らしむ、最も遺憾といふべし。

泉田の地につきて參考すべきは伊達氏の一家に泉田安藝といへる人あり、後には磐井郡薄衣邑うすぎのむらにありて百四十貫文餘の采地を領せしも、其祖先は、文治五年の役に戦功ありて奥州に領地を賜はり泉田に住せり、伊達家世臣傳によれば『文治五年己酉頼朝卿泰衡退治』の後其の地を分ちて功臣を封す、河内五郡二保(五郡は志田遠田玉造加美栗原)を以て泉田、澁谷、上形、狩野の四家に賜ふ、之を河内の四頭と稱す、建武中管領の旨に従はず、遂に大崎の有さなる之を大崎五郡といふ云々(按ずるに文治中頼朝河内五郡二保を分ち泉田、澁谷、上形、狩野に賜ひ其後島山、吉良、石橋、石塔等をして奥州の管領たらしむ建武の末此の四郡管領の指揮に従はず、之を京師に申し請ふ、因て新波刑部大輔家兼を管領とし石塔家を亡ぼす、家兼の高祖父尾張守家氏下總國大崎を領す、因て大崎を以て稱す、其後胤左衛門督義隆に至つて天正中豊臣太閤の爲めに其の領地を沒收せられ其の家断絶す)泉田は其の住する所の地名を稱號す云々、されば泉田の地が志田、遠田、玉造、加美、栗原の五郡中にあるは明かなり、天正中泉田重光は留守政景宮城郡岩切館に居れりと共に大崎氏を中新田に攻めて敗績し、

退くことを得ずして敵地志田郡新沼に囚はれしことあり、その居城が志田加美以外なりしこと明かにて、今の玉造郡眞山村地内、上山里と下山里との間、道路の東方なる小字泉田、即ちその地なり、こゝは古への葛岡郡に接し、黒岩道と松山道との分岐點なりしなり、土人は泉三郎忠衡の開墾せし土地なるが故に、泉田の名ありと稱し居れり。

足利、小山、葛西、關、小野寺、中條等は、米泉より長驅して泉田に達し、こゝにて兼任等の動靜を偵察せしめたるに、兼任等は一萬騎を率ゐて磐井郡平泉を出發せり、今將に南下の途中にあるべしと聞き、之を邀へ討たん爲め、泉田を出發したり、此の軍勢は、東街道松山道を北進せしか將た西街道黒岩口を進みしか不明なれども、日已に暮れて一迫を越ゆる能はず、途中の民居等に止宿すとあるを見れば東街道を北進せしと見えたり、さるは栗原郡なる一迫を越ゆる能はずとあればなり、此の間に兼任の軍は磐井郡の南境を通過して津久毛を過ぎ、栗原に進入し來りしかば、翌十二日には千葉新介等も一迫なる鎌倉軍に馳せ加はり、兩軍は栗原一迫に相逢へり、即ち其の遭遇地點は一迫以北、三迫以南なりきと見ゆ、さて兩軍奮戦の結果兼任の兵は敗れて分散せしが故に、鎌倉軍は直ちに追撃に轉じたり、兼任は殘兵五百餘騎を率ゐて磐井郡に退き平泉、衣河を前に當て陣を張り、更に栗原郡に向ひて進攻の勢ひを示し、兵を衣河の南岸に出して追撃軍を迎へたり。

この戦ひにも兼任の軍は破れ、敗兵は北上河を渡り逃亡すと見ゆ、北上河の東岸に出で、敵の追躡を免がれんとしたるなるべし、東鑑には

凶徒北上河を渡り逃亡し訖んぬ、返し合ふの輩に於ては悉く之を討取り、次第に跡を追ひて外ヶ濱と糠部との間に於て多字末井の梯あり、件の山を以て城郭とし兼任引籠るの由風聞す、上總前司等、又其所に馳せつく、兼任一旦は防戦せしむと雖

五、平泉の夷族藤原氏

も終に以て敗北、其の身逐電跡を晦まし耶從等或ひは鼻首、或ひは歸降云々

とあり、十二日の條に併記しあれど、實は數日間に涉りての功程なることいふまでもなし、思ふに兼任は北上河の東部を北に向ひて走り、閉伊郡に出で、轉じて北糠部に達せしならん、糠部は今の青森縣北郡、三戸郡、岩手縣二戸郡、九戸郡並に秋田縣鹿角郡を總稱したるにて、外ヶ濱とは今の青森縣上北郡に屬する青森灣沿岸一體の稱なり、さらば多宇末井の梯は東津輕郡の内にあるべし、青木文學士は多宇末井は東津輕郡にある險山なりといへり。

諏訪縁起繪詞に蝦夷のことを記して宇曾利、鶴子洲、萬堂宇滿伊云々、こは北海道蝦夷のことなれど、其名は種族の元住地名と覺しく、宇曾利は今の青森縣下北半島の中央にある宇曾利山（恐山ともいふ）なり、萬堂宇滿伊は松前也といへれど、その起りは多宇末井より轉じたるなるべし、即ち東津輕郡の多宇末井夷族が北海道に渡りて多宇末井と稱し、轉じて萬堂滿伊といひ、更に轉じて松前蝦夷となりしならん。

梯は所謂峻道なり、上北郡より東津輕郡に通ずる古道中にはさる嶮所もありしと見えたり、兼任そこに城廓を構へて足利上總前司等を防ぎたれど遂に敗北して逐電し耶從等或ひは降り、或ひは殺されしなり。

思ふに鎌倉の頃、奥羽最北の蝦夷部落まで手に入れたるは此の兩回の戦ひの結果にて、王朝の時代に於て放棄せし荒服の地をも、確實に日本人の有に歸せしめたるなり。

二月廿三日、千葉新介胤正、葛西三郎清重、堀藤次親家等よりの飛脚鎌倉に到着せり、其言によ

宇曾利
多宇末井
花山

れば賊の宗たる輩は大抵敗北し兼任は逐電せり、其間古莊左近將監能直、宮六傳仗國平等兵略を盡す云々、されど首魁兼任の存亡未だ知るべからざるが故に、三月一日に至り頼朝は、奥州の凶徒敗北すと雖も未だ賊主兼任の存亡を知らざるが故に御家人等左右なく參向すべからざる旨を命じたり。

東鑑三月十日の條に曰く

大河次郎兼任、從軍者に於ては悉く誅戮せらるゝの後、獨り進退に迫り花山、千福、山本等を歴、龜山を越え、栗原寺に出づ、爰に兼任錦の腰巾を着け金作りの太刀を帯ぶるの間、樵夫等怪みをなし數十人之を相圍み、斧を以て兼任を討殺すの後、事の由を胤正以下に告ぐ、仍て其の首を實驗す云々

兼任は東津輕郡の多宇末井より逃亡して花山に出でたり、觀跡聞老志には花山を華山と記しケセんと訓ませたり、陸奥の氣仙と解したるが如し。

然れども花山は古への糠部に屬する鹿角郡花輪なり、花輪は津輕より碓ヶ關の大道を経ずして出羽陸奥に通ずる古道にしてその道順は今の青森縣と秋田縣との堺なる矢立峠より三四里東方鬼ヶ城山を越え山路を通過して小坂に出で毛馬内を経て花輪に達す、こゝより東して陸奥の二戸三戸にも行くべく、西すれば北秋田、南すれば仙北郡に入るべし、この花輪やがて古への花山の地なり、千福は山北にて古への山本郡の地なり、王朝の末に山北郡といへるは古への山本雄勝、平鹿を併せたる私稱なれども、單に千福といへば、今の北秋田の地を指し山本といへば今の仙北郡を指すなり（今の山本郡は徳川氏の頃に定めたるなり）蓋し兼任は糠部の花輪より今の北秋田郡な

る千福に出で、夫れより南に山路を経て今の仙北郡なる山本に入り、陸羽山脈の西麓を辿り、今の平鹿、雄勝を過ぎ最上郡の龜割に達せるなり、東鑑に龜山と記せるは今の山形縣最上郡新庄町の東一里餘のところにある龜割嶺をさす。

義經奥州に下るとき、其妻龜割山にて男子を分娩せりといふ俗説あり、其の説の眞偽は姑く措き、最上の龜割山は古へよりその名を知られし地なり、さるはこゝより陸羽山脈を越えて、陸奥なる玉造の郡に出づる連絡の地點なればなり。

兼任は單身潜み行けるものなれば、いづこを通過せしか知るべからざれど、龜割山即ち東鑑にいふ龜山より東に向ひ向町、本城、富澤、界田を過ぎ、陸奥國玉造郡の鳴子に出で、栗原郡に潜入せしものなるを明らかなり。

さて兼任が潜みし栗原寺の所在につき奥羽觀跡聞老志に曰く

栗原寺、菱沼村にあり、寺あり上品寺と號す、是乃ち古への栗原寺なり、東史に曰く文治六年春大河兼任栗原寺に潜居す、錦の腰巾を着け、金釧刀を佩く郷人之を怪しみ三月十日樵夫數十人起りて其の寺を圍み斧を以て之を殺す云々

封内風土記栗原邑の條

寺一、醫王山上品寺、眞言宗、仙臺府下龍寶寺の末寺、傳にいふ用明帝二年宥日法印の開山、觀跡聞老志、名跡志共に曰く是れ乃ち古への栗原寺なりと、希文按するに東鑑、後鳥羽帝文治六年、大河次郎兼任を栗原寺に殺すの事を記す云々

陸奥風土記佛寺の部、栗原郡の條

栗原寺、栗原郡栗原村、本堂坊屋敷といふ所即ち古の栗原寺の跡なりとぞ

扱て兼任は何故、外ヶ濱より潜行して栗原郡に來りしか、聞老志には左傳、鄭の子臧の例を引き、兼任が錦を着け、金を佩びたるを災ひの因なりと記しあれど、彼が奥地に潜み、若くは蝦夷島に

渡るの安全なるを知りつゝ、出羽を潜行して鎌倉街道の栗原に出でたるには多少の理由あるべし、思ふに彼れは出羽の夷族なれども元とは陸奥より出で、其の祖先は栗原寺の大旦那となり、恰かも平泉族の關山中尊寺に於けるが如き關係ありしならん、是れ彼れが單身潜行して栗原に出でたる理由なるべし。

兼任已に亡びて、平泉の舊勢力は全く地を拂へり、然れども頼朝は未だ之を以て安心せず、三月十五日左近將監伊澤家景を以て陸奥國留守職とすべきに定めたり、伊澤は頼朝の名代として民庶の愁訴を聞き之を鎌倉に申し達すべき役目にて、一は鎌倉の徳政を示し民望を繋がん目的と覺しけれど、裏面には奥羽を擧げて鎌倉の實領となさん準備の意も含みしに似たり。

兼任が誅に伏したる旨の報告は三月廿五日を以て鎌倉に達し、同時に捕虜數十人も到着したり。尙こゝに注意すべきは古庄左近將監能直宮六條仗國平等が奥州にありて降人等のことを沙汰したり鎌倉に歸るべき旨言上せしに對し、頼朝は雜色澤安を討取れるもの、並に同意の餘黨の件、兵具を帶せる土人の件に關し糺斷せしむるの必要あるが故に猶奥州に滞留して夫々處置すべき旨を命じたることは是れなり、雜色澤安は宇佐美平治等其他御家人と共に、津輕に於て兼任の爲めに糺断するの必要な筈なるに、此の特命を下したるを以て見れば澤安は宇佐美等と共に兼任の爲めに殺されしにあらず、兼任以外の他の勢力ありて澤安を討取りたりと見ゆ、而して其の勢力には又た同意の餘黨もあり、兼任とは關係なき獨立の叛逆團ありしと明らかなり、東鑑其の他には、

之れに關して何等の記載もなく、糺斷の結果につきても所見なければ、兼任の亂起ると共に、相呼應して起ちたるもの他にも多かりし形勢を察すべし、かの新留守本留守の如きも其の一にて、一時は容易ならざる形勢なりしこと、かの葛西以下在奥州の軍勢が、平泉を去りて多賀に退縮するの餘儀なきに至りしを見て知るべし。

此の故に奥羽兩州の善後の處置は頼朝の深く注意せるところにて、決して苟くもせざりき、文治五年平泉にて姫宮と稱する婦人の出來りし件の如きも、頼朝は特に之を保護し相當の處置を取れり。

この姫宮と稱する女は何なりしか不明なれども平泉没落の際に出で來りしを見れば、秀衡の時より皇胤と稱して平泉にありしなるべし、よりに此の事亦當時の秘密の發露せるものにはあらざるか、蓋し後白河法皇は、多策の君にて在します、曩に平泉の秀衡に對して頼朝討伐の院宣を下し給ひ、秀衡亦院宣を畏みて飽まで鎌倉に對抗せん意圖を固めしまでは、朝廷と秀衡との間に於て、表面正式の院宣以外、何等か信憑するに足るべき連絡關係の成立せるものありしならん、法皇が後日頼朝より院宣の寫しを以て鬱憤の旨奏上せられし際、大に狼狽し給ひしに見ても、此の間に何等かの消息の存在せしを察するに足るべし。

されば秀衡が院宣を奉ずるに當り、皇胤御一方を平泉に下し給はんことを奏し請ひしに對し、姫宮と稱する方を密かに下向せしめたるにはあらざるか。

爾思はるゝは、姫宮といふ女性の出で來りし時、其の理由を問ひしに對し、女性の答へは

子の母は九條院の官女なり、皇胤にてあり乍ら九條院にありしは、子箏を彈ずるにより母の好みにより、箏を聞かせん爲めなりき、然るに不慮の事ありて院より奥州に下向せしめらる云々奥州に下向せしめられたる仔細は之を語らざりしなり、頼朝之を疑ひしも、肥後守資隆入道の母は、姫宮たること勿論なりと申し上げ、奥州の住人一同も姫宮たることを証言し、秀衡在世の時は、皇胤として厚く尊敬し奉つり、宮が出家して尼とならん希望を申させ給ひしに對しても、切に諫めて之を止め參らせたる事實あり。

秀衡は荒陬の夷族なれど、智略に於ては頼朝の最も恐れたるもの、彼れ皇胤と詐稱する狂女に誑かざるゝが如き人物にあらざること頼朝も豫て知れり、已に皇胤たる以上は奥州の邊陲に置くべきにあらずとて、凱旋の際鎌倉に伴ひまゐらせ、更に之を京都に送り、廷尉公朝につき其の仔細を奏聞せしめたり、然るに之に對する院宣は建久元年六月廿三日鎌倉に達せり、曰く

宮人と稱すること無實なり、全く王胤にあらず、聞し召すが如くんば、不善の人歟、在京然るべからず、早く返す遣はすべきの由、内々御氣色に候也、仍て上啓件の如し

六月九日

參 議

前年の十月に凱旋したる時、伴ひ來りて京都に護送せし所謂姫宮に對し、翌年の六月に至りて始めて皇胤にあらずとの院宣を發せられしなり、其間の消息如何は知るに由なきも、全く皇胤と詐稱せしものか、或ひは秀衡の時、院より姫宮を奥州に下したる秘密發露し、頼朝のいよく法皇を恨み奉らんことを恐れ、枉て皇胤にあらざる由を斷らせ給ひしか疑問といふべし。

尙奥州に於てかの姫宮と稱する婦人が、皇胤に相違なしと証言せし肥後守資隆入道の母といへるもの、何人なりしか東鑑の外に所見なけれど、思ふに佐々木氏の一族に屬すべし、爾思ふは平治の亂に義朝に屬して奮戦せし佐々木三郎秀義の、領地を奪はれて流浪するや、其の姨の夫たる奥州の秀衡に倚らんとしたる事實あり、而して所謂姫宮を佐々木氏に預けらるべき旨を頼朝より特に上奏せしを見れば、佐々木氏に何等かの縁故あることを思はざるを得ざればなり、又思ふに秀衡の時平泉一族は平氏と親善なりしのみならず平泉の富有は天下に聞えたること故、京師の貴族にして失意のもの、來り投せるも少なからざりしならん、藤原基成の父子は朝廷にても鎌倉にても叛逆者の與黨と見做し、かご、外にも朝廷及び宮中の事情に通じたるもの、平泉に寓したることは、當時平泉一族の生活が悉く京様なりし蹟に徴しても知るを得べし、さらば自ら皇胤と詐稱して平泉に到れるものありとも、眞偽は容易に判明せられつべし、秀衡を始め奥州の一族毫も疑はずして尊崇しその落飾をも止め奉つり、且つ肥後守入道の母亦頼朝に對して証言したるに見て院宣の『無實』云々は其の間に事情の存することを想見すべきなり。

しかのみならず、院宣に對する頼朝の請文も亦、多少の曲折あるを見る、曰く

宮と稱する條、狂惑の事、子細謹みて以て承はり候ひ訖ぬ、本自ら信受し難く候、然して實否を承はらん爲め、召進せしめ候の處、猶以て返し預り候事、其の旨を存すべく候、御定に任せ、關東に召下し誠むべく候と雖も今年に殺罪を犯すべからず候、然ればいかにも御計ひ候て面顔に疵をも付られて追放せらるべく候歟、然らざれば經高は阿波國に居住候者に候、件の男に預け給はるべく候歟、關東に召下すべきの由の御定を申し返し候其の恐れ候に依て此の如く子細を言上候也、此旨を以て申上せしめ給はるべく候頼朝恐惶謹言

六月廿三日

頼朝

阿波の國に居住すといへる經高は、秀衡の妻の縁邊なる佐々木秀義の子、二郎經高なり、頼朝に屬して忠戦せし功により中務亟に補せられ淡路阿波土佐の守護となれるものなり、頼朝は件の姫宮と稱するものを鎌倉に送り還して處分せしめんといふ院宣を甘受せず、今年に殺罪を犯すべからずと稱し、朝廷にて顔に疵つけて追放するか若くは在阿波の佐々木經高に預け給ふべし、關東へ下さるゝことの御定を押返して拒み奉るは恐れ多けれど仔細は斯くの如しといへるなり、遠國に預くるとすれば、佐々木經高に限るべきにはあらざらんも、特に經高を指定して彼は阿波國に居住するもの故預け給ふも然るべしといふ、此の間表面には現はれざるも仔細あるを見るに足るべし。

尙今年殺罪を犯すべからず云々といへるは頼朝自身の都合にはあらず、さるは東鑑七月一日の條に

云々
今明年の間殺生を禁斷すべきの旨關東御分國に仰せらる、是れ聖斷に係り去月九日宣下せらる

されば姫宮と稱するものは王胤にあらず云々の院宣を發したる日、殺生禁斷の宣下は同時に發せられたるなり、是亦偶然のみは思はれざる節あり。

是等のこと頼朝と後白河院との關係を窺ふに足るべし、されば後白河院御在世中は頼朝如何に手段を盡すも表面は兎も角衷心よりの御信賴を得る能はず、是に於て内部より手を廻し九條兼實の

女任子めまこを入内せしめ、同時に兼實の嫡子良經を頼朝の姪（藤原能保の女）と結婚せしめ、九條家と姻戚の間柄となりたり、斯く内部より手を入れたる結果、建久三年後白河法皇の崩御あらせ給ふや、兼實の攝政を改めて關白とし、朝廷政務の重大なるものは悉く頼朝に諮りて處斷せしむるの例を開き、法皇の御在世中久しく望みて得ざりし征夷大將軍の職に任せらるゝを得たり、東鑑に之を記して

將軍のこゝ、本自ら御意に懸るゝ、雖も今に達せしめ給はず、而して法皇崩御の後、朝政の初度殊に沙汰あり、任ぜらるゝの間、故に以て勅使に及ぶ云々

征夷大將軍を常置の官としたるは實に此に濫觴せり、蓋し日本の古制に於て大將軍といへるは凡て臨時の官にして、常置には只鎮守府將軍ありしのみ、鎮守府の廢れし以來、木曾義仲一時征夷大將軍の號を拜せしことあるも、是れ朝廷が義仲の兇暴に困じたる結果、一時の假授に過ぎず、征すべき夷族なきにも拘はらず、新たに征夷大將軍を常置したるは朝廷の官職以外、獨立したる武家政府の官職ありて、天下の實權を掌握するものなることを標識せん爲めなりきと覺し。斯くの如くにして鎌倉の實權は愈々鞏固を加ふると共に奥羽二州は全く朝廷の手を放れて武家の有となれり、東鑑には文治五年十二月の條に於て單に

奥州羽州地下二品管領云々

と記せるのみなれど、實治二年二月の條に於ては

右大將家、文治五年伊豫守義顯を請取り又藤原泰衡を征伐し鎌倉に歸らしめ給ふの後、陸奥出羽兩國、知行せしむるの由、

勅裁を蒙らる、是れ泰衡管領の跡たるによる也

と記せり、地下管領とは文籍名儀の上にあらず、現地を領するをいふ、奥羽の中には平泉以前より公家の莊園もありて、それ／＼乃眞を納め來りしなれば、それを沒するとはあらず、唯現地を知領することは頼朝の手にあり、公家の役人を置くを得ざりしなり、さて此の地下管領より更に一步を進め、兩國を擧げて頼朝の知行地としたるは何時のことか、東鑑には鎌倉に歸るの後とのみありて明瞭せざるも、征夷大將軍の官を常置して頼朝之に任せられし時なるべし、是に至りて奥羽は第三次の革命を経たるなり、即ち第一次には蝦夷の領有たりしものが、朝廷の領となり、第二次は朝廷の領有たりし奥羽が安倍、清原、藤原等の手に歸し第三次には、平泉の滅亡と共に幕府の知行地となりしものなり。

兼任が亂の結果は建久元年九月九日、古庄左近將監能國、陸奥國より使者を進し兩州の輩の忠否、並に兼任が伴黨の所領等を注進す、仍て盛時奉行となり彼の黨罰の條々沙汰を経られ事書を能直に下さる云々あり、之にて奥羽に關する異族兵革のことは全く結了せるなり。

異人種に對する征服の事實は以上平泉の沒落と殘黨大河兼任の討伐とに於て結了を告げたるも、實際に於ては武力の征服といふよりも寧ろ同化作用の完了なり、蓋し平泉九十餘年の間に於て、文化を吸收したる結果、奥羽の夷族は異種族たる自覺を失ひ、隨つて又た民族的反抗心を失ひたるが爲め、頼朝の征服は單に叛逆者討伐といふ趣旨に於いて行はれたるに過ぎざればなり、然れども事實は異人種の征服たり、奥羽先住民族史の研究は平泉族に及ばざるを得ざるなり、以下項

を改めて異民族同化の事實に及ばんとす。

六、異人種の同化

人種の起源に關しても其の區別に關しても學者の説は一定せず、されど異なりたる多くの種類の存在するは事實なり、縦令學術上根本的の相違はなしとするも、體質、性情、言語及び風俗習慣等に於て著るしき相違あるものを異人種とするに於て異論あるべからず、さてその異なりたる人種互ひに接觸して一方の種族が他の一方に同化するといふ事實ありや否や、西洋古代史はハム族、セム族及びアールヤ族の化合したる國家の幾多變遷せし事實を叙せるのみならず、征服によりて遂に同化せられたる多くの民族あることを証せり。

日本民族の純一ならざりしことは、古事記、日本書紀其の他多くの國史に明記するところにして天降り給へる天孫の御一族と國神とも同種族にあらず、而もこは早く通婚せさせ給へるが故に尊貴の種族たることに於ては同一にして是れ亦一種の同化なり、此の外九州の襲族、本州の井光、國栖、土蜘蛛、古志、蝦夷(佐伯)などの異種族國內に充滿し早蠅なしてさへぎたりしことは、皇祖の東征させ給ひし後までも、いと著き事實なり、されど天孫の御一族はこれ等の種族中、天業の統一に抵抗するものを征討し給へるのみにて、然らざるものには武力を加へ給はず、神教を以て化導すると共に、是等種族の統治に關して干渉することを避け、種族中の會長をして之を率らしめ、自然に同化せしむるの方針を執られしなり。

又異種族中温馴にして耕作等の業に適するものには専ら農事を教へて化導し、獷猛にして戰鬥に長ずるものは之を收めて兵士とし警衛に任せしめたり、隼人族の宮門警衛に任じたるが如きも其の一例にして、是等は比較的早く同化せり。

此の外に佐伯部なるものあり、是れは中國に棲みたる蝦夷の種族と見るべきものなり、思ふに畿内及び中國に棲めるアイノ種は佐伯部の民として早く同化し終れるなり、爾思ふは姓氏錄左京神列天神の條に記して曰く

大伴宿禰、高皇產靈命の孫、天押日命の後なり、初め天孫彥火瓊杵尊天降り給ふや、天押日命、大來目部、御前に立ちて日向高千穗峰に降り、然して後大來目部を以て天靱負部となしき、天靱負の名此より起れり、雄略天皇の御世に天靱負を以て大連公に賜ふ、奏して曰く衛門開闢の務め、職に於いて已に重く、一身堪へ難し、望むらくは愚兒語と相共に左右を衛り奉らん、勅、奏に依る、是れ大伴佐伯の二氏左右に開闢を掌るの緣なり。

大伴、久米の兩氏は共に武臣にして大伴氏は大伴部の兵を領し久米氏は靱負部の兵を率ゐしも、久米氏の衰へて大伴氏獨り其の部曲の兵を率ゐ、無事の日は宮門を衛り、事あれば出征の大事に當らざるを得ざるが故に、部兵の不足を感じ、更に佐伯部を創設したるなり。

さて創設せられたる佐伯部は佐伯を以て組織したるものなり、而してその佐伯につき日本書紀に日本武尊が蝦夷等を俘として神宮に獻じたることを記して

是に於て神宮に獻する所の蝦夷等晝夜喧嘩し出入禮なし、時に倭姬命曰く是の蝦夷等神宮に近づくべからずと、則ち朝廷に進上す、仍て御諸山の傍りに安置せしむるに未だ幾時を経ずして悉く神山の樹を伐り、隣りに叫呼し人民を脅かす、天皇之を聞き群卿に詔して曰く其の神山の傍りに置きし蝦夷等は是れ本獸心あり、中國に住ましめ難し、故に情願に任せ邦畿の

佐伯夷の同化

異人種を懐柔して同化せしむることは上古以來の朝廷の經國的大方針にして、抵抗せざる異種族に對して武力を用ひしことは嘗て之あらず、この故に異種族の同化せしもの多きことは氏族制度の嚴重なりしことにても反証し得べし。

氏族の制度は尊卑の階級を維持するの必要より生じたるのみにあらず、同化せる異人種の蔓延すると共に、此の血統と彼の血統との區別し難きに至れるより、彼此を甄別し混亂を生ぜざらしめんが爲めなりきと覺し、爾思はるゝは上古彼此混同の虞れなかりし時には單に名のみありて氏なかりき、天稚彦、下照姫等の如き是れなり、漸やく蕃殖するに及び功業又たは居所等により氏の稱號を與ふるの必要を生じたり、そは各氏をして其の氏中のものを統括して他種族と混ぜざらしめんが爲めには、大氏小氏上などいへるものも生じたり、又た其の氏には神別あり、皇別あり、蕃別あり、その神別には朝臣、連などの姓を、皇別には臣真人などの姓を、蕃別には忌寸、吉志などいへる姓を賜へり、この姓は主として政治上の必要より出で、血族國家の政治機關として一定の資格を一定の氏族に與ふるが爲めなりしも、漸次に氏族の分岐繁殖するに伴ひ、系圖を膺造して身分を偽はるものも出來りし爲め、允恭帝の時、疑はしき氏々のものを味檀丘あじのしのかに集へ、探湯法を以て之を正されしこともありたり、然るに大化の新公布かるゝに及び、血族國家の組織は漸く變じ、國政の機關と血族の尊卑とは必ずしも同一ならず、特に人才をも登用する制度となりしかど、姓氏なき程のものを朝廷に用ゐられしことなし、則ち皇別神別乃至歸化の貴族の中より登用せられ、異種族の同化せしもの、即ち土人は、身分を偽るか若くは賂ひて氏を得るにあらざる

よりは社會上の地位を得る能はざりしなり、さて此の氏なき日本人こそは土著の異種族にして遂に同化せしめしものなり。

人種の同化は人類學的之を否定せざるべからずとの說一理あれども、賤民は必ずしも異種族にはあらざるなり。

賤民制度

賤民の由來につきては、今詳かに尋ぬる能はず、有史以前にありては、異種族の最も劣等なるものを賤民として良民と區別せられしこともあるべけれど、有史時代に入りての賤民は其の性質を異にし、必ずしも種族の如何を問はざるなり。

尤も蝦夷又は韓人にして賤民となりしものもあれど、是れ其の人種の異なるが爲めにあらず、一に境遇の上より來れり、故に異人種ならざるものも亦賤民となれり、こゝに賤民たるもの、條件を擧れば

第一 負債の爲に其身を債主に引取られしもの

第二 父兄の爲に其身を賣られ又は他に掠奪せられたるもの

第三 犯罪の爲に其身を官に没せられしもの

以上は賤民となる動機にして此中には家人と稱し自ら一家をなしつゝ、主人に使役せらるゝものあり、官戸と稱して官衙に使役せらるゝものあり、公奴婢として役所に驅使せらるゝものあり、私奴婢として家畜の如く賣買讓渡せられたるものあり、又職業の卑賤なる爲め賤民となれるものあり、其種類は左の如し。

一 陵戸、陵墓の掃除等を司るもの、不淨に觸るゝを以て賤民とせり
一 雜戸、屠畜其他不淨の事を職とするを以て賤民とせり

右の賤民中、官戸、公奴婢は比較的上等の階級に屬し陵戸、雜戸、家人、私奴婢は最も劣等とせられたり、此中屠畜等のことをなすものは夷族に多かりしなるべく、雜戸に異人種の多かりしことは推測せらるれど、夷族ならざるものも職業として雜戸に入りしものなしといふべからず、此の故に蝦夷と雖も佐伯部の民となり、又は他の部曲に屬して職業を営みたるものは良民たりしなり、少なくとも有史時には良民として良民同志自由に結婚することを得たりしなり。且又良賤結婚に關する法律も、絶對的のものにあらず、婚姻法の大要を掲ぐれば

良民の男子が賤民たる婢を娶りて生める子は母に配して賤民とし、良民の女が賤民たる奴に嫁して産めるは父に配して賤民とし奴と婢との子は母に配す、賤民互に婚するには、官戸と官戸、家人と家人、即ち當該階級に於ては之を許すも、相異の階級即ち公奴婢と私奴婢、陵戸と家人との結婚は之を禁じ、違ふものは笞五十の刑に處す。

と定められあるも、良民が他に壓略せられ賤民となり、賤民に婚して産みたる子は良民となり、良民が賤民を強姦して産ましめたる子も良民となり、和姦の子も犯時不知のものは良民となるのみならず良民が賤民たることを知らず、賤民が良民たることを知らずして結婚して産める子も、父母其の情を知らざりしものとして之を良民としたり。(但し逃亡したるものは其所生の子を賤民とす)

又雜戸は良民と婚を通することを聽したること戸令の解に見ゆ、斯かれば良賤の間に血統の混淆

することは免かれざる勢ひにて、縦令賤民を異種族とするも、相互混血の行はるゝは自然の勢ひなりしなり。

又賤民といふものは子孫代々必ず賤民たらざるを得ざりしかといふに然らず、戸令によれば家人奴婢を放ちて良民となさんことを請へば之を聽さる (但し家人は本屬を経て申牒するを要す) 又官戸、家人公私奴婢にして他に抄略せられ没して外蕃にあるもの自ら抜けて還ることを得たるものは皆放ちて良民とし官の奴婢にして年六十六歳以上及び癡疾竝に配没せられたるものは之を官戸とし七十六歳以上は放ちて良民たらしめ、又良民の家長死して絶家となり、近き親族もなき場合には其の家の財産は四隣五保立會にて檢校の上之を功德に營盡し其の家に屬したる家人奴婢は放ちて良民たらしむ (但し生前の遺言が適法に存する時は其の遺言に従ふ) とあり、賤民と雖も良民の身分を取得する道は種々の場合にありたるが故にこの婚姻法も異種族の混血を禁ずる力あるものにあらず、又立法の目的も種族の血統を純粹ならしむる爲めにあらず、當時の社會に於て必要なる賤職従事者及び奴婢 (即ち財産なり、當時の財産は、家人、奴婢、田地、宅地、家財を總計して若干と評價せり、養老元年の詔にも賤の多少と幼長とを財に準じ定めをなすとあり、東大寺の古文書によれば奴婢の正丁の相場は大抵稻千束、即ち今の二十石餘に當れり) を保存する爲、唐律を參酌して定めたるものにて、多くは支那の習慣法を採りしなり、この故に結婚法の禁制も實際には行はれずして戸籍も漸次に紊れたりといふ、唯佛教の信仰の盛んになると共に、殺生を罪とし肉食を忌むの風一般に普及し又神道の觸穢の觀念も強くなりし結果、後世までも一般の良

民と隔絶せられしは穢多の一種のみ。
以上の趣旨を約言すれば左の如し。

- 第一 天神地祇の御一族は高尚優雅にして神教を崇奉し族制を以て國家の統一を計られたれど抵抗せざる異種族に對しては武力を用ゐ給はず、綏撫同化を主とせられしこと
- 第二 異人種は頗ぶる勇武なりし爲め之を以て武備機關を組織せられしこと
- 第三 異人種の多くは同化して良民となりしこと、その同化の程度の低かりし東國人は勇武の氣風を多く存せしこと
- 第四 賤民階級は異人種に限らず、從つて結婚に關する法令も異人種の混血同化を妨ぐるものにあらざりしこと
- 第五 以上の結果として民間に於ける日本人種と蝦夷其他の人種とは一般に混血せしこと

以上は日本全國一般にわたりて異人種の同化を證するものなれど、景行帝四十年の頃まで奥羽越の地方に於ける夷族は毫も同化せず、稀には天神地祇の御裔にして奥州に跡を垂れ給へるものあれど、その民を化して朝廷の民たらしむること能はざりき、日本武尊の御征伐にて歸降せる島蝦夷、國蝦夷の一部は中國に放たれ、其後仁德帝の五十五年上毛野の田道が征伐せる頃よりは夷族の内附せるもの多く、雄略帝の二十三年には、吉備尾代が新羅を征伐するに當り蝦夷五百人を率ゐて出發せしことあり此の蝦夷は途中にて亂暴を働きたる爲め周防の佐波より丹後の與謝まで追窮して討殺されたれど、清寧帝の朝には又々蝦夷の内附するもの多かりし模様にて、奥羽越夷族の中

國に入りたるもの少なからざりしが如し、中には遣唐の使節に従ひ支那に行き唐の高宗皇帝に謁したるものありき。

其の後各朝専ら綏撫鎮壓を旨とせられれど、酋長等に位階を授け、響應せらるゝ間こそ馴服もすれ、元來己が領域と信じ居れる地に、異種のもの來りて棲むを見ては、忽ち反感を生じて叛亂の態度に出づることを免かれず、朝廷は其の都度大軍を發して討伐せるも抄々しき勝利を得ず、只夷軍の解散するに乘じ、若干の夷族を俘囚として收容し之を關東中國等便宜の地に配分せりしなり。

斯く歴代の征夷に於いて俘囚として諸國に配分せる蝦夷の數は頗ぶる多く、之れが取扱ひには何れの國司も大に苦慮せし事實あり、是れ等のものに如何なる待遇を與ふべき規定なりしか分明せざるも、住居の土地を與へ、食料を與へ、被服を給與したるもの、如し、中には亂暴を恐れて厚遇度に過ぎ、費用多端、百姓の困苦を顧みざるの故を以て譴責せられし國司もありたれど、朝廷の方針は是等の夷族をして逃走亂逆等のことなからしめ、遂には中國の居住を樂みて土著同化せしめんとするにありしを知るに足るべし。

諸國に分たれし俘囚の夷族中には國司の所置に不満を抱き、相率ゐて亂を企て火を放ち人を殺して山に逃げ入り、國司をして非常に狼狽せしめたる事實もありたれど、多くは其の國に定著して土民に化し、子孫は普通の平民となりて同化したるもあるべく、又其の獷猛なるものは深山などに隠れ棲みて平民と交通せず、異種族として残りたるも稀にあるべし。

諸國に分
住せしめ
たる夷

蝦夷の多くは混血同化したれど、往々頑癡怯懦にして日本人と接觸するを嫌ひ、山間等に隠避して跡を垂れたるもあり、是等は世人より鬼形異類のものとなされたるなり。

山男山女

久米長目氏が曾て『郷土研究』にもせられし『山人外傳資料』に『拙者の信する所では山人は此島國に昔繁榮して居た先住民の子孫である、其の文明は大に進歩した、古今三千年の間、彼等の爲に記された一冊の歴史もないそれを彼等の種族が殆ど絶滅したかと思はる、今日に於て彼等の不倶戴天の敵の片割たる拙者の手に由て企たてるのである』といひ、山人の第一期を荒神、邪神時代、第二期を鬼時代、物時代、征夷の頃の兇暴なる異族、即ち鈴鹿山、大江山の鬼、有耶無耶の關の鬼神など、第三期を山神時代、第四期を猿時代（本草學者が山男を猿の類としたる頃）に分ち駿河、土佐を最古として飛彈より信濃、北越、出羽奥州等の山人に關する傳説を掲げ、之を異人種の殘存と斷定したるは卓見といふべし。

所謂山男の類となりて世と相隔絶し深山幽谷に世代を累れたるものの中には、古代の土著異族にて、優等種族と混和するを得ざりしものもあるべく、景行帝以後奥羽より移されし夷族の逃亡して棲るもあらん、奥羽にても山男、山女に關する傳説は比較的早く王化を被りたる福島、山形、秋田縣の南部、岩手縣の南部に多く、其以北には殆ど聞かず、蓋し北部は殆ど全く異種族の住居にて、彼等は世をも人もも避くるの必要なかりしか爲めならん。

多くの俘囚中、同化せざるものは稀にありしとするも、それは極めて少數にて多數は同化せしこと有史以前の異種族と等しかるべし。由來日本人は人種の異同に關し酷烈なる感情を有せず、此の點は血族國家を以て創まりたる國としては不思議なるが如しと雖、熟々其の所由を考ふるに宗教信念の淡薄なりしこと其の最大の原因なりしが如し、天孫の御一族には固有の神教ありしも、それは只天津神國津神に對し眞心を以つて清淨齋き祭るのみ、極めて高潔に淡泊に且つ單純なり、かの歐洲及び印度等の民族に於けるが如く一種熾烈なる感情を以つて固結せる信仰生活にはあらず、

又た異種族中の大部分を占むる蝦夷の宗教といへるものも極めて單純なるものなり、金田氏の説によればアイヌの神は日常見聞する總てにありて天地日月は勿論山にも水にも土鍋にも箸にも小刀にも神あり、其の神は人間と同じき慾もあり、見えもあり、喜怒哀樂も同じきものにて、彼等は自己の便宜上之を拜するに過ぎずといふ、斯かれば異人種とはいへ信仰問題に付き互ひに氷炭相容れざるが如きことなく、衝突の生ぜるは單なる異種の反感及び土地の領有並に統治に關する行懸りに過ぎず、若し日本國內の各種族（及び支那韓土の各種族）の間に、熾烈なる感情を以て、種族を固結する宗教を有し、信仰上到底並び立つこと能はざる關係となり、互ひに異種族兼異教徒を以て目する間柄となりしならんには、到底同化すること能はざるのみならず、最後の一人までも屠り殺さずんば止まざりしなるべし。

然るに日本の種族間にはさる宗教的關係なきが故に統治經營上支障なき限りは、異民族を容れて同化せしめ、弱者、被征服者をも殺すことはなかりしなり、次で佛教渡來以後日本人は深く之を信するに至りしも、此の宗教は不信仰者に對し壓迫を加へざるのみならず、寧ろ慈悲忍辱を以て之に對するに至りしが故に、夷族にして佛教を信じ出家得度するものをも生ずるに至りしなり、されば劣敗者たる蝦夷の俘囚に對しても成るべく刑戮を加へず、保護して同化せしむべく努めたるは此の宗教の影響もありしなり。

以上は一般異族同化に關する考への概略なるが、以下奥羽に於ける夷族の成行につき考ふべし奥羽は元と蝦夷を以て充たされたる地方なり、換言すれば奥羽（越も）の住民は悉く夷人にて、概

異人種を
憎まざり
し理由

して蝦夷ともいへり、しかれども太平洋に面する今の磐城、岩代、陸前、陸中に棲めるを夷といひ、越後、羽前、羽後等日本海方面に棲めるを狄といひ、陸奥より北海道に棲めるには此の區別なかりしもの、如し、斯く蕃息せりし異人種は、如何にして歴史上より消え去りしかは大疑問たらざるべからず。

第一 彼等は日本人に討伐せられて種族全たく滅亡せるか

第二 彼等は日本人に抵抗すること能はざる爲め海を越えて北方に移住し去りしか

第三 彼等は日本人種との競争に破れ劣敗種族となりて自然に消えたるか

第四 彼等は日本人と混和して遂に同化し其の儘存在せるか

この四ヶの疑問を解決するにあらざれば先住民族の運命を歴史的に確かむるの端緒を得る能はざるなり。

先づ第一につきて考ふるに、討伐により種族の全滅すといふことは事實上有り得べからざるなり有史以來或る民族と他の民族と戦ひ、一は征服者、他は被征服者となりたる例は少なからずと雖も、劣敗者か全滅に歸したることは之をあらす、蝦夷征伐の事蹟を考ふるに、景行帝の四十年より陽成帝の元慶二年藤原保則等が出羽の夷俘を討じたるまで七百六十餘年（延喜十二年藤原利仁が奥羽の蝦夷を征したる傳説を事實とすれば八百年）にして此の間歴朝の征伐は、純然たる異人種と認めて之を討せられしものなれども、單に叛亂を鎮定して夷民を招撫するに過ぎず、殺戮は朝廷の方針にあらざりしなり、元慶二年の亂の如きは、出羽津輕渡島の夷種連合して大騷擾をなせ

しにも拘はらず、其の降を容れての外、三千餘の夷族を秋田に集め、大に饗應して其の歡心を買ひし程なり。

其後安倍、清原、藤原等の族に對しては朝廷にても人種上の蝦夷とは認められしも、目するに蝦夷の叛亂を以てせず、蓋し彼等の言語及び習俗等、既に日本人に同じく、古代の蝦夷と同一ならざりければなり、故に之を討ちても、首魁を誅するに止め他を問はざりしなり。

加之蝦夷の有力なるものを文武官吏に拔擢任用し位階を授けたるもの多く、奥郡及び出羽の郡領には蝦夷最も多かりき、元慶の亂後に外正六位下より外正五位下に陞叙せられし深江三門、外正八位下より外從五位下に陞叙せられし玉作正月丸の如きも、郡吏として一方の隊長となり戦功ありし蝦夷なり、討伐によりて種族の亡滅を來すが如き事實は全く之なきなり。

第二彼等は日本人に抵抗すること能はざるが爲め、海を越えて今の北海道に移住し去りしかといふに、是れ亦事實と認むべき證據なきのみならず、却つて移住せざりしことの證據多し。

但し海を渡りて北海道に入りたりといふ説は多少の根據なきにあらず、そは鎌倉幕府の季世に集録せし諏訪縁記繪詞にある文にて左の如し。

蝦夷の千島といへる我國の東北に當りて大海の中央にあり、日本、唐子、渡黨此三類各三百三十三の島に群居せり二島は渡黨に混ず、其内に宇曾利、鶴子洲、萬堂宇滿伊犬といふ小島もあり此種類は多く奥州外ヶ濱に往來交易す其一把といふは人なり、相集るときは百千把に及びり日本唐子の二類は其地外國に連りて形體相又の如く變化無窮なり、人倫禽獸魚肉を食して五穀の農耕を知らず、九譯を重ぬとも語話を通じ難し、渡黨は和國の人に相類せり、但し鬚多く、遍身に毛生

ぜり、言語俚野なりといふも大半は相通ず、根本は首長もなかりしを武家其の濫吹を鎮護せん爲めに安藤太さいふものを蝦夷管領とす、此は上古に安倍氏悪事の高丸さいひける勇士の後胤なり

内地表は
渡海せず

こゝにいふ島とは必ずしも島嶼の義にあらざる、部落を指しても島といへり。
吉田博士の説に日本とは舊栖の夷（喜田博士曰く今の千島アイヌを蝦夷語にてチユブカクルといふチユブカは日出所の義なり其の島嶼連串して勘察加に至る實に東北方に居る云々）にて唐子は肅慎より南下の夷、渡黨は奥羽より退去せる夷種並びに雜民ならんといひ、喜田博士は唐子は樺太夷ならんといへり、而して渡り黨なるもの、傳説は尙あり。

蠣崎松前家譜に『實頼將軍の時、強盜海賊の徒類數十人搦め取り奥州の外ヶ濱に下し遣はし狄の島に追はる、渡り黨といふものは渠等の末孫なり云々

此の説によれば渡り黨は夷種にあらず、日本内地の罪人なり、されど日本人よりも鬚及び毛の多きことを記せるを見れば内地の罪人のみにあらず、半ば同化せる奥羽の土人も混じりありしなり、而も此の半化の夷も日本人の壓迫の爲め北海道に移住せりといふ證據は一も之れあらざるなり。思ふに渡黨蝦夷の特徴として鬚及び毛の多き丈にて其の他は相貌も日本人に類し、言語も俚野なれど大半相通ずといへるを見れば是等は奥羽の出稼人なるべし、奥羽人は純然たる日本語を話せるにも拘はらず、維新前までは關東中國乃至九州人とは言語全く相通せざる程なりし故、渡り黨の日本語が大半通じたりといふに見て、彼等が已に言語風俗に於て日本に同化したるを知るべし、さらば渡り黨の北海道に入り込みし年代は、安藤氏が蝦夷管領となりし頃か、さなくとも奥

羽の蝦夷が大半同化せし頃なるを推知し得べし、故に渡り黨なるものは北海道在來の蝦夷及び唐太蝦夷よりも開化せし種類にて、その渡海は、之を開化せし夷族の發展と見るべく、産業上の利益を目的とし殖民的に渡海せしものと認むべきなり。

又渡り黨の混在部落に宇曾利、鶴子洲、萬堂宇滿伊犬といへるは、彼等の郷里をさしたるものなり、即ち宇曾利は青森縣下北半島恐山附近（宇曾利の夷は古來名高かりしものなり）鶴子洲は津輕越の略にて今の弘前附近より移住せるものなるべく、萬堂宇滿伊犬はマトーマイ即ち今の松前郡多宇末井山の附近より移住せしものはマトーマイと稱せしならん、之を要するに今の青森縣下北郡、東津輕郡、北津輕郡附近に棲める夷族の發展して對岸の北海道に殖民せしもの即ち渡黨なるが故に、此の一群は言語も日本人と同じく其産業としたる漁獲物獸皮海藻等を東津輕附近外ヶ濱に持來り交易せしならん、其の狀は恰かも今日北海道の漁期に際して秋田岩手青森其他より出稼ぎすると同じき關係なりしならん、津輕と北海道とは上古渡り島に津の司を置かれし程にて舟楫往來の便早く開かれありしこと故、斯るは敢て怪しむに足らず、然らば此の諏訪縁起繪詞は奥羽蝦夷の文化と發展とを證するに足るも、蝦夷の内地人に壓迫せられ海を渡りて北海道に逃竄せりといふ證據とはならざるなり。

然れども若し蝦夷（渡黨以外）種族中に、日本の内地より逐斥せられたりといふ口碑傳説にても存せんには、蝦夷移轉の證ともなるべけれど、彼等には毫もさる傳説なし。

往古アイヌ等は西比利亞に住居し、韃靼人と雜種となりし者もあるべく、又樺太島及蝦夷島のみならず、内地へ移轉せしものもあるべし。

又アイヌ等の所持する小刀をマキリといふは奥州詞なれば、奥州人よりアイヌに賣り渡せしとは明白なれども、其の元名は、タムなり。石狩川上にタムシユマあり、石刀の意、高さ三四丈もあるべし、其の形マキリの柄鞘を立てたるが如し、アイヌのいふタムはアイヌの祖先なるボイヤウンベ功績の歌詞にも見え、又大和古墳中より發見せる石刀の形體も同一にして、樺太アイヌも古へより所有すといふからは、是亦往古韃靼より傳來せし物品ならん、但し韃靼傳來のタムは鈍く、日本製のマキリは斬敵の鋭利あるを以てマキリの名遂にタムの名を壓倒したりけん、マキリの詞のみ廣くアイヌの間に行はれてタムの詞を知るもの稀なり、偶其の名を知るも、其の形を知るもの少なし、元祿九年八月朝鮮人李先達等八人禮文尻島に漂著し、又宗谷に漂著し衣服を以てマキリの鞘と交易し所持しけるにより朝鮮にて其刀を何といふかと問ひしにタムタカオ答へし由、當時の記録に見えたり、タムタカオは蓋し短刀の音なり、アイヌ語のタムは朝鮮語にあらず、雖も元來大陸より來りたる詞なるべし、又アイヌは弓をクラーといひ、樺太のオロツコ人種はクンといひ、クラーといふ、支那音もクンクンなれば、アイヌの祖先大陸より移轉の時、携帶せし武器にやあらん云々

日本の本土より漸次に北退して北海道に渡りしものとすれば、古代の日本人の影響をも受け居るべき筈なるに、毫もその形蹟なく、後世に至り奥羽人と交通せし後の關係、及び足利氏の頃亂を避け、て北海道に渡りし日本人の製作品を見るのみ。

世に蝦夷後藤と稱して銀の縁頭の彫あるは北海道に於ける日本製の刀なり、松前廣長曰く、足利氏應永の頃江州後藤の一族亂を避けて蝦夷島に入り、武器を作りて蝦夷と交易せり、蝦夷捨遣に曰く、蝦夷所有せる金具は江州彦根柳川の作と見ゆ、往時の商人が蝦夷と交易したる品にて近世の商人稀に買ひ得て蝦夷後藤と稱して世に出づることありき。

新羅記に曰く、文祿元年蟬崎慶廣肥前古屋に至り豊太閣に謁す、明年正月二日太閣慶廣に國政印章を賜ふ、これより先、慶

廣に近江國の地三千石を賜ふ慶廣辭して曰く、家に白髮の雙親あり、願はくは五七年を隔て朝覲するを得ば幸ひなりき、太閣印可す、茲に至り印章を賜ふと、また北海道海岸漁師の舊家に往々近江人あり、傳へいふ豊公の時代に蟬崎慶廣に従ふてこの島に來ると、此れ彼れを併せ考ふるに、蝦夷後藤の武器は文祿頃より以後、近江人の持來れるものにして、應永年間近江後藤の銀匠自から來りしといふは如何あらん、されどもこの縁頭等は後世松前秋田淳代氏等の拙治が作る比にあらず、これを要するに近世の人アイヌ小屋に入りて和製の粗なる武器を見てアイヌの武器は盡く日本の武器なりと思ふと勿れ云々、これも永田氏の考へなり、アイヌの品に日本製のものあるは舊くも足利氏の頃以後にてその以前には殆んど無關係なりしなり。

以上の事實を綜合して考ふる時は古へ奥羽に充滿せし蝦夷が、日本人の勢力の北進に伴ひ去りて北海道に退嬰せりといふ説の無稽なるを知るに足るべし。

北海道に於ける蝦夷の大部分は、樺太方面より南進せるものと、舊來北海道に棲みしものにて、其の外には、半ば日本化せる奥羽蝦夷の出稼ぎせるものあるのみ。

吉田博士の地名辭書蝦夷島の部に諏訪縁起に所謂渡り黨を解して

渡黨に三類二種あり、第一は渡島蝦夷にて本來古住(阿部比羅夫征伐以前)の夷種なり、第二は津輕蝦夷、廳蝦夷の敗走渡海せるものにて前者と合同して北島に退守せるもの、以上二類は一種に出づ、諏訪縁起に渡黨といへるは専ら之を指す、第三は松前舊事記に

文治五年鎌倉右大將の奥州泰衡追討したまふ節、津輕樺部より人多く逃渡り彼等難刀を船舷に結びつけて權を漕渡る、是れ當國車權の根元なり、是より東の方險(二に卒に作る)川、西の方與伊地、四十里程の内、村と里と人民居住す、とある一類にて夷俘と雜居するも本來和人種なり云々

と記せれど、平泉時代まで奥州は樺部以北、出羽は仙北郡以北は夷地として手を下さず、前九年

の役には今の岩手郡附近まで後三年の役には仙北郡の南部まで干戈を及ぼしたるに過ぎず、平泉の一族は元より夷俘なり、同族に對して壓迫を加へたりとは見えず、敗走渡海すべき何等の事實もなきなり、文治の役に秀衡の家人が多く渡海せりといふ松前舊事記の説は一概に否定し難きも頼朝の泰衡追討は岩手郡厨川を最北とし泰衡搜索の兵士を糠部比内邊まで派したるに過ぎず、大河兼任の追討に及び多宇末井まで兵を派したれど、こは敗殘の郎從等を捕へしに過ぎず、且つ津輕北海道間の船舶は古代に於いて已に發達し昆布及び獸皮等の貢運も開け居りしこと故、薙刀を權に用ゐしといふも信すべからざるに似たり、故に諏訪縁起に渡黨といふは、青森及び津輕邊の半日本化夷族の漁業出稼及び貿易の爲めに彼地に渡り居りしものを指すと明らかなりといふべし、さて奥羽の夷種が討伐の爲め全滅せしにもあらず、海を越えて移住せしにもあらずとすれば、日本種族との競争に破れ劣敗種族として自然に消滅せしかといふにさる形蹟の存在を認むる能はず。

元來或る種族の自然に消滅するには、種々の要約あるべし。

第一外圍に適應せざる状態の下にありては種族の滅亡を來すことあるべし、進化學者は外圍の適應に關して(一)氣候風土等に對する適應(二)食物獲得に對する適應(三)自己防衛に對する適應(四)自他競争に對する適應(五)幼兒防衛に對する適應とせり、是等の條件に基きて内地夷族の立場を考ふるに、彼等は奥羽の氣候風土に對し日本種族よりも其の適應の度の大なりしこと論を俟たず、蓋し此の種族は古への挹婁種族と起源を同じうするもの、如くなるを以て樺太、千島を經、

夷種の適應力

漸次南進して本州に蔓延したるものと見做すべく、能く沍寒積雪に耐へ温度の低き地方にも繁殖するを得たり。

次に食物の獲得に對しては如何といふに上代に於て已に田夷といふものあり、彼等は既に耕作の方法を知り食物を土地の生産力に求めたり、その他島夷は漁貝及び海藻を採取し、山夷は鳥獸を獵し、各々相當の生業を營みつゝありしもの、如し、食物の獲得に對して適應を得ざりしものは認むべからず。

自己防衛自他競争竝に幼兒防衛に對して彼等は果して適應者たりしや否や、今日詳細に考ふべき資料なしと雖も、彼等が日本民族に比して劣れるところはその知識のみ、體力意氣殊に敵に對抗する力に於ては毫も日本民族に劣らざるのみならず、その悍鷲勇武の舉動は、高尚にして平和なる日本民族をして數百年間統御に苦しましめたり、彼等には固有の文字なく、従つて記録もなく、又他の優秀なる民族の文明を攝取する機會もなかりしが故に、生業にも戦争にも、器具の銳利及び方法の巧妙なるものを有せざりしかど、之が爲めに種族の消滅を招ぐ程のことはなかりしに似たり、そは征夷の日本軍が屢次敗亡せしに見るも、夷族を地方文武の官吏に採用して位階を授けたるに見ても明らかなり、思ふに彼等は日本民族と接觸して漸次にその文明を吸収し知識の缺點を補ひ適應の度を加ふるに至りしものなるべし。

或ひは曰く蝦夷人は酒類を好むこと甚だし、彼等が日本人に接觸し酒類を嗜むに至りて遂に濫用の弊に陥りその種族の體質を害したる結果、子孫の消滅を招きたるべしと是れ某醫學大家の北海

酒と夷族

道夷族に關する意見なれど、是亦肯定し難し、進化學專攻家海野幸徳氏は酒害と遺傳とに付き論じて曰く(大意を採る)

生殖學の學說並に生原子論に於ては身體變異は遺傳するものにあらずして生殖細胞内に起りし變異のみ生原子を動かして變異を顯現するものなり(中略)この故に生兒に開展し來るべき變異は單に生殖細胞の固有要素の變異以外に之あるべからず、傷害官能的異常膨大並に萎縮、氣候産料の影響より來る變異は生殖細胞に何等變異を來さず、從つて遺傳せざるものこそ、されば酒精による親の變化は之をそのまゝ次代に繼承せざるは明らかなり、若し酒害が遺傳して種族を壊滅せしむるものこそすれば事實上飲酒に耽る人種は滅亡し又は漸次衰廢せざるべからざる筈なるに事實は之に反し飲酒料の多きもの程健全なる身心を有す、これ一見奇なるが如くなれども淘汰の結果は茲に明徹す、蓋し酒を用ゆるものは酒に抵抗する力の強き人種なり、酒を多く使用し且つ久しく使用せる希臘人、伊太利人、西班牙人、葡萄牙人の如き南歐部落に居住する人種は絶えて衰亡潰滅せざるに反し之を使用すること少く且つ久しからざる北部歐洲人は壊滅すること多し、酒が種族を滅亡せしむるいふとは科學的には何等の根據もなき想像説にして事實に反せり云々

此の學說を眞なりとすれば蝦夷が飲酒の爲めに種族を滅亡せしめたりといふ説は、學理上事實上根據なしといふべし。

又或る學者は、現在の北海道アイヌを視察したる結果として彼等は近親結婚を重ねたるが爲め、體質を壊敗して今日の狀況となれり、思ふに古昔内地に於ける蝦夷も之が爲めに種族を消滅せしめたるならん、然れども内地に於ける夷族の間に近親結婚が果して行はれたりしや否や、據るべきの證左なし、目下北海道に残存する少數の夷族の間に、近親結婚が行はれ居るとするも、それは現在の狀態に於て已むを得ざる結果なるかも知るべからず、之を以て古代内地に繁殖しありし

夷族にも近親結婚が行はれたりしとの結論には到着するを得ず、一步を退きて近親結婚が果して内地夷族の間に行はれたりしとするも、これは獨り夷族のみにあらず、上代に於ては貴種族の間にも其の習慣はありしなり。

且つ近親結婚は絶対に有害なるものともいふを得ず、近世の學者中、グアキズマン、並びにフォーン、グアイタは白鼠に就き近親蕃殖を實驗せしに二十九代中、始めの十代は變化なく二十代に至り蕃殖力の減退を見たりといひ、カッスルは蠅に付き近親蕃殖を試験せし結果によれば毫も生殖力の變化あるを認めずといへり、是等諸學者の研究の結果

- 第一 近親結婚の利害は形質の良不良によりて決定せらる
- 第二 不良なる形質を共有する近親者の結婚は極めて有害なり
- 第三 之に反し良美なる形質を共有するもの、近親結婚は良美なる形質を増大するを以て極めて有益なり
- 第四 近親者の體質中不良の形質を一々決定するは極めて困難なるが故に近親結婚を行はんとするものは精細なる研究を積み其の是非を決定せざるべからず

近親結婚が内地夷民族間に縦し行はれしと假定するも、彼等種族滅亡の原因たりしものとは斷定すべからざるなり。

然れども北海道蝦夷の現状を見て、夷族の自然消滅を信する學者も少なからず、其の論ずるところによれば、松前氏の頃全道に蕃息せりし蝦夷は漸次に減少し明治四十三年末の調査によれば北海道各地にて夷人種の現在數は札幌九百二十九、上川三百十九、檜山百六十二、室蘭三千六百四十二、河西千六百九十九、根室千十八、宗谷二百九十九、小樽十五、空知百九十九、後志五百六、

近親結婚
と夷族

函館四百二、浦河五千八百四十四、釧路千六百七十一、網走六百八十六、増毛百五十三にして總針一萬七千五百五十四人に過ぎず（但し同年アイヌの出生数は七百七人、死亡数は五百人にして一ヶ年約二百人餘の増加なり）斯く憐むべき状態に陥りし事實に徴すれば劣等人種たる彼等が何等かの要約の下に自然衰滅に歸することは争ふべからずと、この説は確かに理由あり、されど北海道夷族が斯くの如き状態に陥りし原因は、特殊の事情に由ることを考へざるべからず、内地の先住民族たる蝦夷と、北海道蝦夷との事情を同一に見るはわれ等の首肯するを得ざる所なり、其の理由を左に略説すべし。

古代の北海道蝦夷は今日の如き無智にして柔馴なるものにはあらざりしなり、頼朝の奥羽を征伐せし結果鎌倉幕府は其の餘威を北海道に及ぼしたるは事實なるも、そは夷族にして日本に同化せる安東氏（安倍氏の後裔）が渡海して統率せるに過ぎず。

即ち今の秋田縣北秋田郡檜山にありし安東氏と、今の青森縣津輕にありし安東氏とは共に北海道に至り（藤崎の安東氏は南部秀政に逐はれ嘉吉年間北海道に渡航して松前より茂別、函館に至る一帯の地の夷族を撫恤して下國氏と稱し、檜山の安東氏も年代は不明なれど、相前後して渡航し今の檜山の邊にありて上國氏と稱せり）同族を招撫したりしにて事實上異種族の征服にあらず、恰かも安倍の一族が奥羽の夷族に臨みたる同一の關係なりしなり、然るに安東氏の衰ふるや、武將の勢力始めて北海道に及び、蠣崎修理大夫季繁先づ上國を押領し、武田信廣往いて之に寄り、是に至りて北海道蝦夷は大叛亂を起して之れに抵抗したる爲め武將の壘皆陥り、僅かに茂邊

安東氏と檜山氏

松前氏

地、花澤の二城を保てるのみ、武田信廣は之れを憂ひ、奮闘して亂を鎮め、蠣崎氏の聳となりて夷地を統督し、下國なる安東氏の一族を討ちて之れを亡ぼしたれど其の勢力の及ぶところは今の渡島國の一部に過ぎず、秀吉の時に至り稍其の領地を擴め、徳川氏に至り姓を松前と改め福山に居れり、この時の領は東は龜田、西は熊石を限り廣袤七十里、村落七十七にて、其の以外は之れを蝦夷地と稱したり、以上は松前氏の北海道に於ける表面の經過なれど、その對蝦夷策は最も陰險且つ慘酷なるものなりき。

慘酷なる蝦夷統治

蓋し松前氏は蝦夷の勇武なるを、其の叛亂の極めて恐るべきことを知りたるが故に表面上直接彼等に干涉せず、すべて彼等の自由に一任しその取締りも各部落の乙名おとみなに一任したれど、内地人の蝦夷に出入することは之れを嚴禁し蝦夷と直接の取引することを禁じたるが故に、蝦夷は其の産業上の獲得物を自己の手にて直接内地と交易するを得ず、松前氏を経るにあらざるよりは生活上必需の品（其頃迄は北海道に絶えて穀菽を産せざりき）を得ること能はざると共に、内地人に接して文化を吸収するの機會もなかりしなり、即ち自由放任の美名の下に生活上殺活の權利を握られしものにて、さしもに勇猛强悍なる蝦夷も、之れが爲め漸次に衰滅に就くを免かれざりき、加之松前氏は令を發して蝦夷に日本語及び日本の文字を教ふることを嚴禁せり、是れ表面上華夷の別を明らかにするためなりといへりしも、實は蝦夷を飽までも無智文盲の境遇に置き、且つ邦人との間に自由に意志を通せしめず、必らず松前藩の通譯を経由せしめんがためにて、其の目的は永久に蝦夷の死命を掌握し之れによりて北海道の利益を獨占せんがためなりき、先づ松前氏の

蝦夷經營に關する施政の概略を擧ぐれば、漁業の統括及び收税のことはすべて之れを松前の商人に請負はしめ、商人は支配人、通辯、番人を蝦夷の各部落に派して其の實務に當らしめ、番人は各所に番屋を置き蝦夷を驅使して漁業をなさしめ、酒、菘、古著、雜貨などを以て、昆布、魚油等の高價なる品と交易し、非常の暴利を得たるが故に、支配人はいふ迄もなく番人も大に富めり、隨て、その權威頗る強大にて跳梁跋扈甚だしかりき、蓋し彼等の眼中唯私利あるのみ、出來得るだけの手段を以て蝦夷を欺き且つ強迫して、利益を征り奢侈に耽り、遊惰を縱にし、毫も人道の觀念なかりき、松前藩にては彼等請負人の不正を取締る爲め、家士を派遣するの例なりしも、其の家士も亦支配人、番人と結托し其の私利を分つに過ぎざりしが故に、蝦夷は遂に正しき政治の下に統括せらるゝの機會を得ざると共に、帝國の北門として又北方の寶庫として最も重要な位置を占むべき北海道が毫も發達の緒に就くを得ざりき。

斯く詐欺、奸計、虐待、暴壓を以て蝦夷を苦しめたる結果、蝦夷は到底耐ゆる能はず、寛永廿年西部の首長メナウケといふもの同族を糾合して猛烈なる叛亂を起し、次でまた寛文九年には東蝦夷地染退そめたいの酋長シャクシャインといふもの先づ東部蝦夷を集めて叛亂を企たて、西蝦夷をも勸誘して同時に暴發し、松前商人及びその他の日本人を殺すこと二百七十餘人に達したる爲め、松前家にては大いに驚き千餘人の兵を發し辛うじてこれを鎮壓したれど、蝦夷統治の方針を改めざるを以て寛政元年に至り國尻くになじりの蝦夷もまた叛亂を起し松前家をして大いに狼狽せしめたり。以上は松前家に對する蝦夷の叛亂の稍重大なるもの、みなれば、その他各所に小叛亂少なから

北海道蝦夷退化的原因

ず、如何にもしてその暴政より免がれんとしたれど、蝦夷は經濟的にその死命を制せられしのみならず、智力、體力、共にその發達を妨害せられ來りし爲め、進歩せる銃器及び刀劍を應用せる、征討軍に對抗する能はず、遂に慘憺たる運命に陥りたるなり。

元來蝦夷は日本人よりも偉大且つ強健なる體格を有する人種なりしも、松前氏は蝦夷の蓑笠草鞋を用ふるを禁じたる爲め、彼等は自己の健康を保全するの道を失ひ、體力大い衰へたり、また松前氏は蝦夷の日本語を學ぶことを嚴禁し、通譯によりてのみ日本人に意志を通せしめ、何等の知識をも得る能はざらしめたるが故に、精神上には非常の壓迫を受けたるのみならず、努力して獲たる生産物は、詐欺、瞞著の手段を以て粗惡なる日本品と交換せらるゝに過ぎざりしを以て、生活上にも多大の苦痛を與へられしなり。

且つまた夷地に出張する請負人等は妻子を携帯することを禁せられしが故に、彼等は概ね夷女を妾として玩弄しあらゆる凌辱を加へたり、これが爲め元來夷族間に無かりし惡性の疾病（漁場商人は暴利を擱みて内地に歸り遊里に出入して放蕩するを例とせるが故に、惡質の疾病に罹れるもの多かりしといふ）に感染し益々その體質を害せりといふ。

斯る事情の下にありたるが故に、彼等は身心共に著しく劣等となり終れるものにて、自然に退化したるものといふべからず。

日本人が夷族に對する虐待壓迫の手を緩めたるは露國の北海道を覬覦することを知り、對露外交按件の考究を重ねたる結果にして、安政二年東西蝦夷地及び諸島を徳川幕府の直轄地とし竹内保

徳、堀利熙を函館奉行に任じたるの時に生まれり、この兩奉行は蝦夷に保護を加ふるにあらざれば、北海道を開發する能はず、随つてまた北門の經營を全うするに由なきを知り、松前家の掟を改め、漁場商人の弊習を去り、

夷女を妾とするを禁ず

夷人の蓑笠草鞋を用ゐることを許す

夷人の和語を學ぶことを許す

外人の賄を受くることを禁ず

死者の家を焼くことを禁ず

鯨唇耳環を禁ず

と令し夷族を保護すると同時に、其の風俗を改めしめ、漸次に之を日本化せしめんとしたるなり、然れども二百數十年の間加へたる酷虐の結果は容易に改まるべくもあらず、遂に今日の狀態に陥りしものなれども、明治政府の加へたる積極的保護の效果は近年漸やく現はれ彼等の人口も多少増加の傾きあり、又教育を興へられたる夷人にして純然たる日本人に比し體力智力とも殆ど差異なきに至りしもの少なからざるを見れば、彼の種族が、優等人種と混じ自然に敗退消滅せりといふ論の謬妄なるを知るに足るべきなり。

以上の舉證に徴するときは、古代内地に於ける蝦夷が、劣敗種族として自然に消滅せりといふ見解も亦誤まれり、然らば第一項より第三項までの假定説は全然成立せず、第四項即ち彼等が日本

人と混和して遂に同化し其の儘存在せりといふ假定説を事實として成立せしむるの外なきなり。

七、奥羽の植民史

然らば内地の夷族は如何なる狀態に於て同化したるかを考ふるに、先づ奥羽が日本人の植民地として如何程に成功したるかを史實により考へざるべからず。

今日にありては東北を植民地なりと思惟せざるもの多からんも、事實に於て東北地方は純然たる植民地なりき、往古の奥羽は恰かも今日の臺灣の如き狀態なりしなり、但し臺灣には支那人あり、熟蕃あり、生蕃ありて其の文化の度にも大懸隔あり、我邦が支那より臺灣を割取せし當時は支那の軍隊を駐屯しありしも往昔の奥羽は夷族の群居せしのみにて文化の度の異なる他の種族を混在せざりしが故に、夷族にして暴動を起さざる限りは之を討伐する必要なく、一面には之を馴服せしむると共に、他の一面には日本人を移植したり、此の點に於ては今の臺灣と往昔の奥羽と大に異なれり、又其の植民といふことも最初より日本人を以て奥羽に居住せしめんとにはあらず、唯奥羽夷族の上に日本の主權を確立せんとするにありしなり、此の故に武内宿禰の奏によりて日本武尊の東征し給へる時にも降を許して饗へ給へりしなり、但だ蝦夷の屢次境を犯して叛亂を企つるに及び、屯田兵を置くの必要を感じて所謂柵戸の制度創まれり、即ち大化三年は越後國中蒲原郡に淳足（なみ）の柵を作りて柵戸を置きしを始めとし夷賊抑への柵を作りては、そこに柵戸を置き、平時には耕作して食料を得、一旦叛亂あれば兵となりて征伐の事に従ふものなり、然るに叛亂の

範圍擴大となり、柵戸の屯田兵のみにて之を鎮壓するを得ざる時は、京師より將軍の統率する軍隊を派遣せざるを得ず、然るに大軍を派するには先づ兵糧を運輸せざるべからざるも、當時は交通の極めて不便なる時なりしが故に、轉輸の困難甚だしく、到底満足に糧食を支辨するを得ず、是に於て夷境に近き地方の農民を移し耕作を奨励し以て兵食を貯蓄するの必要を生じ來れるなり、故に奥羽の植民は、内地の人口の増加せし爲め、移民的に開拓せられしものにあらざるは勿論、土地を占有して國利を増さん目的にもあらず、外交の壓迫に對し自衛上の必要より來れるものにもあらず、單に邊境の騷擾を鎮め、國土の領域を擴め、主權の確立を計らんとしたるに過ぎず、近世の植民地と其の旨趣を異にして而も其の方法を一にせし所以なり、此の故に夷族にして日本に同化するに於ては、強て日本人を奥羽に移すの必要なかりしはいふまでもなきことにて強て夷族を逐斥するが如き方法をば執らず、成るべく之を馴服せしめんとしたり、蓋し當時の日本人は奥羽に移さるゝも、氣候寒冷にして農耕の結果十分ならず、凶歉次ぎて夷族の動搖之に加はるが故に、居住に堪へずして本國に逃歸るもの多く朝廷は之を如何ともする能はざりければなり。

先づ奥羽に於ける植民の事蹟を考ふるに養老六年八月諸國の司をして柵戸一千人を簡點し陸奥の鎮所に配せしむといへるを史籍上の初見とすれど、舒明天皇の九年上毛野形名が蝦夷を討ちける頃、已に城柵の類ありて、鎮所の存せりし事實に徴するも往古已に今の多賀の邊を王夷の境とし、其の以南に日本人の住めりしを知るに足るべく、養老の柵戸は兵備上其の規模を大にせしものなるべし、尙此の頃には諸國の百姓を柵の戸として奥羽越に移したるのみにあらず、蝦夷の馴服せるものを柵養の夷とし、専ら戰闘に使役したるもの、如し（越後の柵に次ぎて出羽の柵も置かれて之にも柵戸を置かれしなり）かゝれど柵戸として移されたるもの、植民的成績は見るに足るものなく、専ら夷族を馴服せしめて開發を圖るの外なかりしと見え、齊明帝の頃已に夷族を郡領に任じ職田を給し位階を授け、元明帝の頃よりは夷族の功あるものに姓を賜ひ邑里の戸籍を編入し純然たる日本臣民の待遇を與へ、漸次夷民の融和するに及び和銅七年の冬、尾張、上野、信濃、越後の民二百戸を出羽の柵に移し、次で靈龜元年五月相模、上總、常陸、上野、武藏、下野の富民千戸を陸奥に移したり、之ぞ陸奥に於ける正式植民にて、多賀以北、玉造の邊までも、邑落の開けたる結果なり。

靈龜二年に至り巨勢朝臣麻呂の奏に

出羽の國を建てしより數年を経ぬれど吏民稀少にして狄徒未だ馴れず、其の地は膏腴田野廣く寛し請ふ近國の民をして出羽の國に遷らしめ狂狄を教諭し兼て地の利を保たんと

是に於て出羽にも正式の植民を始めたなり即ち陸奥の置賜、最上二郡及び信濃、上野、越前、越後の百姓各百戸を出羽に移して太朝臣安麻呂を氏の長としたり。

次で又養老元年に信濃、上野、越前、越後四ヶ國の百姓一百名を出羽に移し、養老三年の七月に至り更に又東海、東山、北陸三道の民二百戸を移したれど、其の翌年に至り陸奥夷族の叛亂あり、從來大に奨勵して諸國より移したる百姓も東西に離散して拾收すること能はざるに至れり、是に

於て、奥羽に移されし百姓に對しては庸調を免じ税として正丁一人に付幅一尺八寸、長さ一丈三尺の布を課するに留め、兵衛、衛士其の他の公役を免じ祿を給して農桑を勸課し射騎を習はしむることとし、又閑地を開拓し三千石以上の收穫を見るに至りしものは勳六等に一千石以上は終身無事、見に八位以上を帶ぶるものには勳一轉を加ふることしたり。

又此の叛亂の爲に鎮所の兵糧空乏を告げたるを以つて諸國より穀を鎮所に送るものに對し其の路の遠近と量の多少とを計り外從五位下を授くることとせしむ、既に離散せる移民を再び招徠すること能はざりけん、更に諸國の司に命じ柵戸一千を簡點して陸奥に移せり。

然るに又海道蝦夷の叛亂あり、陸奥の百姓にして焼損せられしもの、財物を奪はれしもの多かりしが故に、此度も亦大半は離散しけるなるべし。

斯く植民のことは累次不成功に終りけれども、夷族中にはよく馴服して耕作に勤むるものもあり、之を田夷と名づけ、其の部落には郡家を建て、之を保護せり、今の宮城縣内遠田郡及び登米郡の邊は古への田夷の郡家を置きし部落なり、是等の部落に郡領の職を奉ずるものは、皆馴服せる夷の酋長にて其の職を世々にしたるなり。

此頃までも陸奥は桃生、牡鹿、登米、遠田、の各地概ね夷落にて日本人の住めるものなく、出羽は雄勝以北悉く狄族の部落のみなりしなり、植民の失敗斯りければ、朝廷にてはかの露西亞にて罪人を西比利亞に送れると同じく、不孝、不恭、不友、不順の徒をば陸奥の桃生、出羽の雄勝に配し内國の風俗を清むべしと令せり、罪人を配流するの外、望みなき地方と見做されたるなり、

植民は失敗せり

斯くしてまでも日本人を奥羽に移住せしめんことを計りたるも、罪人の遷謫すべきものども、其の數には限りあり、こゝを以て専ら夷族を同化馴服せしむることに努めたり、而して其の手段は先づ柵戸に置ける夷族をして、王化に服せざる夷族を討たしめ、同時に又利を以て夷族の歸降を誘へり、是に於いて夷族は二派に分れ一は日本人に味方して同族を討ち、一は飽まで同族を糾合して日本人に抵抗せり、此の兩派が互ひに相敵視する關係を利用し、日本に黨する夷族を庇護して土著せしめたり、天平寶字二年、陸奥の奏に

去年八月以來の歸降夷俘男女總て一千六百九十餘人、或ひは本土を去り離れて皇化を歸慕し或ひは身戰場を涉り、賊と怨みを結ぶ、總て是れ新たに來り未だ安堵せず、又夷の性狼心猶豫疑ひ多し望み請ふ天平十年閏七月十四日の勅に准じ量りて種子を給し田を佃るを得せしめ永く王民として邊軍に充てん。

とあり、一旦歸降したるものは同族と讎敵の關係を結ぶを以て再び同族の本土に歸るを得ず、よりに官は之に土地を割與し種粃を給し移住民と同じく扱ひて、夷族王民混淆化馴せしむる方法なりしなり。

同年陸奥に桃生、出羽に雄勝の柵を築くや、阪東八國竝に越前、能登、越後等四國の浮浪人二千を雄勝の柵戸とし、又罪ありて官に沒せられ賤奴となれるもの二百卅一人、婢となれども二百七十七人を雄勝に配したるが、此の方面に於ても夷賊の歸降せしもの四百餘人あり、是れ亦土地を割與し種粃を給與して土著せしめたるべし、神護景雲元年には伊治の城(栗原郡)も成りたる故、租税を免除し種粃を給與して移住民を募集せしも、曩に桃生及び雄勝に配せし三千の浮浪人は概

ね逃亡して残るもの少なく、城柵は成りても、之に置くべき守兵もなく、保護すべき良民もなき状態なるを以て、鎮守府の兵を分ち、糧食を運びて城柵を維持せざるを得ず、よりに國守より一家に正丁三人以上ある家二百戸を桃生に移されたしと請へり、植民の成功せざりしを知るに足るべし。

是に於て朝廷にては『桃生伊治の二城成りて賊の憂ひなく、其の地は肥沃、其の毛は豊かなる故、農業を好むものは同地に移住せよ、すべて法外に安置し土地を與へ租税を免じ、種穀を給與して特別の保護を加ふべし』との詔を發したり。

斯くても日本人の移住するもの少なかりしと見え、大國造道島宿禰島足の奏により夷族の酋長にして日本に歸したるもの悉く姓を賜ひて優待せり。

是等賜姓の夷は白河、標葉、安積、信夫、會津、磐城、行方、磐瀨、宇多、等各郡の安倍氏、多氏、靱氏、大伴氏、磐瀨氏、下毛野氏、柴田、刈田、互理、名取、黒川、加美、玉造、牡鹿、新田等各郡の安倍氏、武射氏、湯坐氏、靱氏、大伴氏、上毛野氏、下毛野氏等にして、何れも臣公、連、朝臣等の姓を有し日本人たるの權と共に少初位以上外正五位を賜はりたるものあり、斯く榮譽と利益とを以て夷族の化馴を獎勵したるを以て、夷族の歸順するもの多く、拓殖の功は之によりて進みたるもの、如し。

斯かれば陸奥の伊治、桃生以南、出羽の雄勝以南に於ける歸順の夷族等も、夷種たることを恥ちて純然たる日本人たるの名譽を得んことを冀ひ、天平寶字三年に牡鹿軍の俘囚外少初位上勳七等

大伴部押人より、先祖は日本人なりと申立て夷の稱を免がれ、實龜元年には黒川、加美等十郡の夷俘三千九百二十人よりわれ等の父祖は本と王民なりきと申し立て同じく夷の稱を免がれたり、柵戸として阪東諸國より移せしものは多く逃亡し植民の計畫も失敗したるが故に、奥羽の間に、さる多數の王民の子孫は存すべからず、僞りて申し立てたること明らかなれど、朝廷にては皆之を許して純然たる日本人種と定め給へり、是れ一に拓殖政略より出づる便宜の處置にして民夷混淆速かに同化せしめん爲めに外ならざりしなり。

この後にも海道山道の夷族の叛亂多く、其の都度討伐を加へたれど、内地の民を陸奥出羽に移すことは、暫く中止したるもの、如し、こは歸降して王民となりたる夷族の漸次に同化して日本語を語り日本の文字を書き、風俗も亦日本化して蕃殖したるが爲め、風土氣候に慣れざる内地の民を招ぐの必要なきに至りし爲なること明らかなり。

加之拓殖の進むに伴ひ、討伐も漸次に成功したるを以て内地の民を奥羽に招ぐよりも王境以外の夷族を内地に配して以て之を馴化するの必要を生じ、實龜七年には陸奥の夷三百五十五人を太宰府管内に分配し出羽の夷三百五十八人を太宰府及び讃岐國に分配し、その七十八人をば諸司及び參議以上のものに賜ひ之を賤民として使役せしめたり、是等は征討の際俘囚となりしものにて土地を賜ひ耕作せしむべきものにあらざるが故なり、さらぬ歸降者は之を兵として用ゐたるが故に討伐の成績も、臨時諸國軍團の兵のみを用ゐたる時に比し遙かに良好にて、實龜七八年の頃には膽澤、志和に勢力を及ぼすに至り、栗原郡以北磐井の邊に百姓の戍兵を置くこと、なれり、此の

成兵も夷族の同化せしものにて、衛戍のまゝ土著せさせ、三年の復を給ひしかば夷族にして歸降するもの頗ぶる多かりきと見ゆ、後世安倍氏が奥郡の衣川に占據せしは此頃占住せし夷族の首長として勢力を奥郡に張りし結果ならん。

斯く王師の威力の奥郡に及びたるは畢竟夷族を以て編成せる俘軍の力なるにも拘はらず、鎮守府及び郡領の官にある日本人は、夷種にして同列の官職にあるものを兎角に輕侮するの傾きありし爲め、夷種の武官及び俘軍に職を奉ずるものは常に不快の感を懷き居りしが如し、栗原郡の大領として武名ありし外従五位下伊治皆麻呂が寶龜十一年鎮守將軍紀廣純及び牡鹿郡大領道島大楯を殺し鋒を逆まにして多賀城を襲ひ、掠奪を縱にし火を放ちたるも之が爲にして、歴代の拓殖及び征伐の効果も、忽ち頓挫を來せり、蓋し朝廷の爲に俘軍を率ゐて勇戦せし皆麻呂伊佐西古等は王師の脆弱にして而も驕慢なるを知り、夷族と相呼應して叛せるものなれば、王師の討伐は更に効なく、一旦は膽澤の邊まで及びたる朝威も遂に退縮して栗原以北を境界とするの已むなきに至れり、加之出羽に於ても雄勝平鹿の二郡夷族の蹂躪する所となり郡府を亡失し百姓散佚したりと見ゆ。延暦八年、紀古佐美を大將軍とし空前の大計畫を以て征夷軍を起し膽澤、志和、和賀までも掃蕩せんとしたれど、却て非常の大敗を招ぎ、衣河附近にて殆ど三千人の死傷あり、朝廷にては再舉征討の計畫を立てたれど、糧食、武器、兵員の準備容易に成らず。多賀以北は殆ど擧げて夷族の蹂躪に委するの外なかりしが如し此頃最も強猛に抵抗せし夷族は皆麻呂等の率ゐし栗原郡伊治の夷及び膽澤邊の夷にして、志和、和賀邊の夷が之と連絡せしか否かは不明なり、そは延暦十一年

志和村の夷酋膽澤公河奴志巴等、使者を遣はして請ふて曰く、己れ等王化に歸せんとするも伊治の夷族に遮ぎられて達するを得ず、請ふ降路を開かれよと、されど朝廷にては之を信せず、饗祿をも賜はざりき、或ひは志和邊の夷族が内々栗原、膽澤の夷族と心を戮せ、王師を誘はん計略なりしかも知れず。

されど閉伊以北爾薩體、大川目等の夷族（津輕蝦夷の族ならん）は膽澤、栗原の二類と同心せず、爾薩體の大酋長、阿波蘇大川目の大酋長隱賀及び吉禰候部の荒島等は出羽を経て上京し延暦十一年の十一月京に入り勳爵を賜はり又出羽の平鹿、最上、置賜の夷に對し田租を免除したり、朝廷にては斯く奥郡出羽の夷の馴化に力を盡されしは、膽澤、栗原の夷族を孤立せしめ、之れを掃蕩せん準備にして、延暦十三年に至り坂上大宿禰田村麻呂等栗原及び膽澤、志和の夷と戦ひ大いに之を破り、降服せし夷は之を相摸、武藏、甲斐、常陸、上野、下野、出雲等に分配し衣類及び食料を給與して之を馴化せしめたり（夷の配置が馴化の目的なりしことは延暦十九年甲斐の國より夷が百姓の婦女を姦し牛馬を掠め取りしことを訴へしに對し朝廷より夷を中國に配せしは野俗を變じ風化に靡かせんが爲めなれば國吏たるもの懇々教諭すべしと命せられしに見ても明らかなり）同時に征夷の際、敵を畏れて逃じしたる諸國の軍士三百三十人は之を死刑に處すべきなれど、特に宥めて之を陸奥に移し再び奥郡の植民に著手し、相摸、武藏、上總、常陸、上野、下野、出羽、越後の百姓九千人を栗原郡に移したり。

こは皆麻呂の叛亂以後夷族の有に歸し夷族の敗れし後空虚となりし郡家を再建せんが爲なりし

夷の馴化
を獎勵す

も、成績は例によりて不良なりしと覺し、さるは今の登米郡及び其以南に住める夷族にして磐井郡以北の夷落に出入し種々の流言をなすものもあり争擾絶えず、且つ栗原郡以南にも夷落多くして時々小衝突ありしこと、此の頃の史乘に散見すればなり、夷酋に又もや姓を賜はり叙勳授位のこと多かりしを見れば、夷族を懐柔して馴化せしむるの外なかりしなるべし。

斯く優遇を與へて、夷族の歡心を買ひし結果、膽澤及び和賀、志和の殘徒は再び同志を糾合して南下の勢ひを示したる爲め延暦十九年に至り坂上大宿禰田村麻呂の再征あり、膽澤及び志和の殘賊を悉く平らげ、膽澤夷の大酋長大墓公及び盤具公を降し其の種類五百餘人同時に降伏せり、斯くて膽澤の城及び志和の城を造ると共に駿河、甲斐、相摸、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野等の浪人四千人を膽澤の城に配すべしと命じたり、こは城柵を守るべき兵なりと覺しく、諸國に令して糶及び米を運搬せしめたれど、邊城の守備最も困難にして、逃亡するもの多く、鎮守の將軍も、國府多賀にのみありて膽澤、志和には赴かず、出羽の兵備も亦大に弛解したりしが如しされば大同中按察使藤原緒嗣の奏にも

陸奥の事は成熟し難し、圍國疫を患ひて民庶死盡き、鎮守の兵は差發せんとするも人なく、狂賊は病なくして強勇常の如し降者の徒叛端已に見はる、是によりて奥郡の庶民出走數度なり云々

各地より差遣したる流人も定著し得たるもの少なく、夷族のみ依然優勢にて、官の保護を貪ぼり居りしなり。

斯く鎮守府の編制及び充員不完全にして防備全たからざる爲め、坂上大宿禰田村麻呂の獻策によ

夷族を郡司とす

り郡司の定員を増加し、之に兵力を與へて武官としたり、其の結果として郡司なるものは一面には郡の行政を司とり、租税を收納し土地民籍を預かると共に、他の一面には兵馬の權を握りて其の職を世々にせるが故に、郡司の向背即ち治亂の關鍵たるに至れり、而して郡司は多く夷族の大酋長の歸順せるものなるが故に、奥羽の實權は此頃より異種族の手に收めらるゝに至りしなり。但し制度の上には於ては膽澤の鎮守府に三千八百の兵を養ふこととなり居り、黒川郡以北に住める浮浪人等は夷族と同じく全く無税にて交番に勤仕するの制なりしが故に、一ヶ年の糧のみにても五十餘萬束を定額とせり、而して此の糧米は刈田郡以北の稻穀を以て之に充つるの制なるも、收穫は公定の額に達せず、隨つて兵制も有名無實なりしが如し。

弘仁二年の春、和賀、稗貫、志和の三郡を定めて郡司を置き拓殖せしめたれど、租税を課するときは、民夷共に逃亡するを以て、單に耕地を檢査するのみにて公課は一切之をなさいりき。

弘仁中に至り爾薩體夷族（今の岩手縣二戸及び九戸附近の總稱）と閉伊夷族（今の閉伊郡宮古附近）との聯合成り邑良志閉夷族に對し戰端を開かんとせるに乗じ出羽の國司大伴宿禰今人は歸順の夷軍を率ゐて不意に爾薩體を襲撃して勝利を得たるを以て按察使文室綿麻呂も亦諸國の兵を集め、爾薩體及び閉伊の夷族と仇敵の關係ある大酋長吉禰候部都留岐等に糧食を與へ、大に都母に戰はしめ、官軍之に聲援して閉伊及び爾薩體を破りたり、此の時の征夷は大成功にして歸降の夷族最も多く、前例によりて之を諸國に配置したり、但し此の役を以て夷族の征伐と見るは當らず歸順の夷族乃至親日派の夷族と排日派の夷族との戦ひに乗じ、親日派の夷族に糧食武器を給し之を

親日夷族
と排日夷族

援助して排日派を討たしめたる結果、奥夷の異派を屈服せしめ其因虜は之を中國に配し歸順者を本土に置き、以て夷族間の騷擾を絶たしめたるなり、故に戦ひの終るや、夷族に姓を賜ふなど恩寵頗る厚かりき。

思ふに此戦ひにより陸奥にては磐井郡以北二戸九戸の邊に至る迄の夷族は一先大酋長の勢力の下に統一せられたるを以て大動搖を生ぜざるに至りしなり、之より同化は次第に行はれ、遠田郡の田夷勳七等竹城公金弓等三百九十餘人より田夷の姓を脱し公民とならんことを出願するに至り、朝廷にては、臣、連等の姓を賜はり之を純然たる日本の公民としたれど、公民たる以上は課役に服せしめざるべからず、斯くては他の夷族の歸化を奨励する所以にあらざるを以て、特に課役を免じ、同類にして未だ公民たらざるものを誘へり。

又弘仁五年の勅に、歸化したる夷族に對して官司及び百姓が單に夷と呼ぶは宜しからず、彼等已に皇化に馴れて夷と呼ぶる、ことを恥づるが故に夷族にして官位あるものはその官位を呼ぶべし、官位なき夷に對しては其の姓名を呼ぶべしとあり、又廣く姓を賜ひて民夷の區別なからしむることに努められたり。

此頃に至りては諸國に配置せし夷族は前後非常の多數に上り、中には京に上り越訴するものありしかば、朝廷にては之れを容れ、國司の教諭の不行届を叱りし程にて同化の實漸く舉りしかば、

夷俗の歸化年久しく漸く華風に染めり、宜しく口分田を授け、六年以上を経るものは従つて田租を收むべしと命せり、言語、風俗、習慣とも日本人と區別する所なきに至りしなり。

歸化夷の
免租

言語風俗
の同化

斯かれば弘仁八年には有名なる夷會吉禰候部等波醜はしも歸化し、又其の部下にて頑強に王師に抵抗し大戦亂を企てし奥夷の於夜志閉等六十一人も擒獲せられしが、國司は之を城下に留め置き、一族妻孥をも招き歸化せしめたり。

又歸化後二十ヶ年を経、皇化に染み、活計を得たりとて編戸の民たらんことを出願するものも多し、中には貞操を以て表彰せられし夷婦もあり、至孝を以て三階を陞叙せられしもあり、出家得度して僧となりしもあり、又慈善事業に寄附し、官舎、池溝、道路、橋梁の修造新設等公益に貢獻したるものありて、其の善行を表彰し位を授けられし程なり、されど、陸奥及び出羽の南部に居れる夷賊の大抵日本の文化に霑ひ、日本人と撰ぶ所なきまで同化せしなるべし、又承和二年に至り吉禰候部志波宇志等に物部斯波連といふ姓を賜へるを見れば奥郡なる志波の邊の夷族中にも、文化に服せる酋長ありしと見ゆ。

然るに同四年の春に至り栗原以北に住める日本人の逃げ去るもの多く、延て栗原加美兩郡の百姓も逃げ去り、郡司に於て之を抑留する能はず云々と見ゆ、これは妖言の爲めに騷擾を醸したるにて、栗原桃生以北の夷族等も亦色めき立ちたる爲め、國守は兵備を嚴にし援兵を差すると共に三千餘人の課丁に對し五年間調庸を免じたれど、騷擾已まず、同六年更に三萬八百人の百姓に對し三年間の免稅をなせり、されど妖言は災星の現はれたると地震の多き爲めに起りしものにて、移住の日本人は大概陸奥を去り、膽澤より多賀までの間、悉く夷族を以て満たさるゝに至りたる折しも、出羽には鏃の降りたる異變あり、陸奥出羽とも人心恟々たりし爲め、同七年に至り、柴田、

移民植民
全く失敗

伊具、耶麻、磐城等の郡司たる夷族に姓を賜ひて人心の鎮撫に従事せしめ、又志波にありて夷類の教諭鎮撫に力を盡せる物部斯波連字賀奴(夷族)に外從五位の下を授け専ら夷族の暴發を防げり然るに此の承和七年の歳は庚申に當り、戰亂の歳なりとて逃亡するもの非常に多く、國守郡司とも之を如何ともする能はず朝廷にては大物忌神社其他に神封を増して平和を祈り、又出羽の百姓二萬餘人に免稅の恩典を與へ、夷族にして郡領の職にあるもの及び有功のものには、姓を賜ひ位を授け其の族を鎮撫せしめたり、斯く鎮撫に盡したる結果、大叛亂は起らざりしかど、第二回に試みし延曆中の植民も、大概奥郡より逃亡し夷族のみ多く土著する狀況となりしなり。

奥羽の兵制は此頃より漸く紊れ、國府鎮守府に備ふる官兵は表面定數に充ちたる如く裝へども實は兵員も兵器も制の如くならず、文武の官吏は糧食及び雜費を私して利を營みたり、此の故に兵士への給養も薄くして逃亡相次ぎ、遂に強盜と化するに至れり、齊衡元年の饑饉に百姓困窮兵士逃亡、已に屯戍に乏しく虎狼の類争ふて強盜を事とすとて援兵一千人を請ひしが如き、其の一例なり。

斯る場合には民夷救恤として多額の米穀を支出せざれば叛亂の發生を免がれず、財政愈々窮して武備ますます弛廢したるもの、如し、然るに一方郡領の職にあるものは、國府の官人及び鎮守府の武官の如く年期を以て交代するにあらず、代々其の職を世襲して部下に爪牙の兵を養ひ居るを以て、兵力は大ならずとも勢威は侮るべからざるものなり、官一朝事あれば是等のもの、力を假りたるを以て賜姓叙位等の勳賞頗る多かりき、而して郡領の多くは夷族なり、同化せし夷族の潜

郡領夷會
は世襲

夷族の大
蕃息

勢力は此頃より漸次に加はりたり、之と同時に同化せし夷族と、然らざる夷族との間には反目を免がれず、殊に爾薩體夷族の如きは、一旦は官軍と於呂志閉夷族との連合軍に破られて閉息せりしかども、其の背後には津輕夷族の存するあり、隙の乘すべきあらば、於呂志閉及び南部の同化夷族に對し襲撃を加へんしたり、齊衡二年正月の國奏に奥地の俘囚等彼此刃を接して同種を傷殺す、事須らく警備して以て非常を防ぐべし仍て且つ援兵を差發せんといへるは、此の間の消息を傳ふるものにして、官軍は傍觀の位置に立ちて警備せるに過ぎず、而も靱一萬石を輸送して夷落に頒與せるを見れば、双方に賑給して調停解諭を加へ、干戈を戢めしめたるなるべし。

斯る状態なりければ陸奥出羽とも夷族闔境蕃息して跋扈し日本人たる官民の數は少なかりしと見ゆ、貞觀十五年陸奥國司の奏に

夷俘境に滿ち動もすれば叛戾を事とす夷民恐懼、虎狼を見るが如し、請ふ武藏國の例に准じ、五大菩薩の像を造り奉つり國分寺に安置し、蠻夷の野心を畫し吏民の怖異を安せん。

とあり、吏民の少なく夷族の多かりしを知るに足るべも、然れども叛兆のある毎に財物を賑給し又夷會の勢力あるものに勳位を授け、利益と名譽とを以て懷柔したるが故に大なる叛亂なく、漸次民夷混濬して同化し了れるなり。

之に反して出羽の方面には渡島夷族の叛あり、思ふに是れ亦最初は夷族同志の争鬪なりしが如し、貞觀十七年渡島の荒狄水軍八十艘を以て出羽に來り秋田飽海を侵掠すとあり、是れ津輕夷族の所爲にて出羽の北部に於ける夷族と氣脈を通じ、南部に於ける日本化夷族に戦ひを挑めるなり、此の

間の行動は史に記載を缺きたれど、兩者互ひに相殺戮したる結果、北部の夷族は漸次南進したるなるべく、元慶二年の春に至り彼等は進みて秋田城及び城邊の民家に火を放ちて大いに侵掠せり、朝廷にては陸奥及び上野下野に勅して援兵を送らしめんとしたれど、機急に會せず、官軍徒らに敗退するのみ、夷族は軍使を官軍に遣はし條件を提出して曰く秋田川以北を以て吾等の領地と定めらるべし、然らば兵を戡むべしと、官軍答ふるところなく、援兵を待て戦はんとしたれど、陸奥の援兵の如きは、夷軍の勢ひ鋭きを見て境に臨むや否や、悉く逃亡せし程なれば、出羽の北部は全たく夷族の蹂躪に委するの外なく、出羽の國司は遂に不動穀を支出して、北部の夷族に與せざる深江於加止、玉作正月麻呂等に給し其の徒をして防禦に従事せしめたり

此の外北部の狄族と反對なる同化の夷族は官軍の聲援を得て専ら戰鬥に従事せしかば朝廷にては綵帛百四十五疋、及び越中越後の米各一千石を送りて夷族に給せり、此の間陸奥より津輕方面に迂回せる鎮守將軍小野春風は専ら狄族を諭したるを以て彼等も媾和に傾むき、却て官軍の爲に盡さんといふものも出て來りしが故に、出羽の國司は之を招ぎて大饗應をなせり、朝廷への奏狀には、降を許すとあれど、其の實は和を講じたるなり、斯く北部の狄族と和を講じたる結果は、之と反對にして官軍の爲めに狄族と戦ひし南部の夷族間に苦情を生せるは已むを得ざるの數にて

國家に從ひ奉り賊の怨む所なれり若し殄滅せずば後必らず相報せん、仇家の種多し何ぞ恐れざるを得んや、加之其體疎慢にして舊例に叶はず

と申し出たり、和を講じたるものなるが故に降服の舊例を修めざるは當然なり、國司將軍も狄族

日本人は
調停者た

に降禮を強ゆる能はず、さりとして南部夷族の主張の如く、殄滅を期して戦ふの意もなく、窮餘の策として狄族等に對し曩に秋田城より掠奪せし甲冑を返進すべき旨の條件を以て兵を解くに決せり、而して其の返進したる甲は二十二領のみ單に形式に過ぎざりしなり。

斯くて渡島の酋長百三人は三千人の部下を率ゐて秋田城に來り、又津輕夷も百三人同じく秋田に來りて、糧食の支給を受け厚く饗應せられたり。

又仙北三郡の夷族に對しては不動穀六千二百九石七斗を支出して狄八百三人に給せりと見ゆ、斯くして出羽に於ける夷狄を綏撫して辛うじて叛亂を絶てり。

斯くの如く日本政府は奥羽の植民に失敗し夷族の慰撫に稍成功したるが其の間實に七百七十餘年を費やしたり、此の間に於て陸奥は栗原郡以南、出羽は雄勝秋田以南の夷族を同化し日本人と同化夷族と雜居雜婚するに至り、全く動搖なきに至りたれど、陸奥の磐井郡以北、出羽の仙北郡以北は同化の夷族と同化せざる夷狄との群居部落にして日本政府の權力以外にありき、故に朝廷の方針が若し飽まで奥夷を統一するにあり、國司亦其の意を體して之に臨みたらんには、事端を發生することを免がれざりしならんも、中央政府には藤原氏の專權甚だしく、驕奢の漸やく長ずると共に、財政の窮迫となり、地方制度の弛解となり、陸奥出羽按察使の如きは全く有名無實の官となり、同司亦徒らに俸祿を食はるのみ、兵權は國司を去りて郡司及び土豪に歸したるを以て、化外の地に於ける夷落の動搖の如きは措て問はず、延喜中藤原利仁の夷族を討ちたると、天曆中藤原時信の北狄鎮護に任じたることは、稍注目すべき現象なれど、前者は陸奥夷族の域外に出で、

群盜に混し下野邊にて劫掠せるを討伐せしのみ、後者は秋田城介工藤爲憲の孫にして、秋田以北に鎮護の所司を開きしのみ夷族に對して壓迫を加へたるにあらず、單に同化の度を促進せしに過ぎざりしなり。

八、異人種同化の經過

さて如何なる状態に於て夷族が日本人に同化せしか、正確なる記録の徴すべきなきも、夷落中に勢力ある大酋長は大抵賜姓者にして勳位を有するもの若くは其の子孫なるが故に、彼等は自ら中華の種と稱し日本の言語を話し、日本の文字を用ゐる、家屋も衣服調度も日本様のものとしたるなるべし、是等のものが郡司たり里正たるに於ては、部内のもの、之を摸倣するは勢ひの當然なるべし。

かの陸奥の奥六郡に滋蔓せし安倍一族、出羽の山北に蟠踞せる清原族等は、夷族中の最も有力なる大酋長の裔にして、勢力は外ヶ濱及び津輕に及びたるが故に、其の名は化外蠻地の俘囚長、土豪に過ぎざるも、其の實は陸奥及び出羽の實權を握り一族を各要所の部落に配して民政を司り兵馬の權をも統べたるなり。

奥羽の夷族が斯く大酋長の權力の下に統一せられ日本人の干渉を免がれたる以來部内に騷擾なく、言語風俗等の同化も比較的速かに行はれたりしもの、如し、安倍清原等が、何時の頃より奥羽夷族の實權を握るに至りしかは不明なれど、安倍氏が東夷の酋長を命せられしは頼時の祖父忠

頼の時なりといふ、其の以前より勢力ありて夷族の服従する所なりし爲め、此の命を拜せしなるべく出羽の狄族が最後の叛亂を企てたる頃より漸次勢力を扶植せしものと見るを得べきなり。

日本の言語風俗が是等の大酋長を通じて夷落部内に行はるゝと共に、少しく勢力あものは、競ふて日本人と結婚せんとしたり、安倍頼時の叛亂も其の子貞任の結婚問題より起り、清原氏の叛逆も、其の元は結婚のことに關係したる事件なり、但し彼等は其勢力に任せ藤原氏源氏等の名族に婚を通せんとして種々の事故を生じたれど、普通の夷族にありては名族貴種と婚を通ずるの企て及ぶべからざるを知り、陸奥出羽に雜居せる百姓浮浪人の子女と婚を通ずるに過ぎざりしならん、此雜婚も亦同化を促進する所以の方法にして、今日臺灣の生蕃を同化せしめんが爲め雜婚を獎勵すべしと論ずるものあるを見ても、往時の状況を想像し得べし、然れども雜婚が獎勵によりて奏効すべきものなるか否かは疑問ならん、陸奥出羽の如きは兩種族數百年間接觸し、夷族が漸く同化に向ひ、日本種族を尊きものなりと信じ之と婚を通ずるを榮とするに至りし結果、雜婚は大に行はるゝに至りしなり、此の故に奥羽人は和銅七年に尾張、上野、信濃、越後より出羽の田川郡の邊に移されしもの、子孫、靈龜元年に相摸、上總、常陸、上野、武藏、下野より陸奥の多賀の邊に移されしもの、子孫、同二年信濃、上野、越前、越後より養老元年及び同三年に東海、東山、北陸より出羽に移されしもの、子孫と夷族との雜婚より成れるものにて、其後桃生及び栗原、膽澤等に移せし内地の人民は大部分逃亡して土著せるは極めて少數なりしが故に、陸奥の栗原以南、出羽の仙北以南にこそは純粹なる日本人の血統の多少あるべけれ、北部の奥羽人は大部分夷族と

日本人との混血兒にて、北に進むに隨ひ、純然たる夷族の日本化せるもの多きを占むべし。斯く云はゞ奥羽人を劣等種族として侮辱するやうにも聞ゆべけれど、現今のアイヌこそ特別の事情の下に進化の方則に逆行して劣等のものとなりたれ、夷族は決して劣等の人種にあらず、西南の大部分に蕃殖せる南洋バブア食人土蠻の血統を混せる九州人即ち熊襲族と、夷族の子孫たる東北人と、何れが貴とく何れが賤しきか、何れが優りて何れが劣れるか、貴賤優劣は社會的の境遇と文化の遲速とによりて、時々の状態の下に其の位置を決すべきものにて、學術上人種の上より階級を附して斷定を下すべきにはあらず、但だそれ有史以來我國の文明は常に西陲より入りたるが故に、東北方面に棲める種族は常に不利の位置に立ちたるのみにて、人種の劣等なるが爲め、文化に遅れたるにはあらざるなり、一步を譲りて夷族果して劣等の人種なりとするも、奥羽に充満せりし夷族が天にも昇らず地にも潜らざる以上は、其の儘に同化して奥羽人となりたる事實は之を如何ともする能はざるべし。

今日學術上現住日本人の各個人に就き人種に關する斷定を下すこと能はざるべしと雖も試みに北陸道を日本海に沿ふて北に進み其の土地の住民の相貌及び發音を検し見よ、北越に入りて先づ其の差違（九州及び中國人に比し）の著るしきを發見すべし、更に進みて羽前に入り、羽後に入り陸奥に至れば、皮膚の色、毛髮鬚髯及び顔面の型、肢體の姿勢、發音聲韻等一種の特色を加へ來るの甚だしきを見るべし、又若東山道を北進して白河の關を越え福島縣に入らば、普通關東人と稍相違せる型を發見すべく、仙臺を過りて古への多賀以北に入らば其相違の漸次に著しくなり行

奥羽越人の相貌

くを見ん、若夫陸中の盛岡以北古への糠部に入るときは、往古の爾薩體夷族かと思はるる程の男女を田野にも、山間にも見るとあり、其の皮膚は白く、軀幹は長大にして肩張り腰太く、相貌溫和にして發音は重く濁り、語尾に悠長なる韻あり、更に進みて青森半島に至れば精悍なる多字末井夷の面影を偲ばしむる男女の多きを見るべし、是れ皆現在の日本人にして而も先住民族なり、而して奥羽の特質も亦茲に存するなり。

寛政の頃に著したる、橋南谿の東遊記に

天地開けしよりこのかた今の時ほど太平なることはあらず西は鬼界屋敷國とて異國のやうに聞こえ奥州も半ば蝦夷の領地たりしにや猶ほ近き頃まで夷人の住所なりしと見えて南部津輕邊の地名には蠻名多し、外ヶ濱通りの村の名にもタツヒ、ホロヅキ、内マツハ、外マツハ、イマベツ、ウテツなどいふ所あり又田名部の地方にもチコハ、チ、マ、シリヤなど其の外村々在々の名、多くは此類なり、是れ皆な蝦夷語なり、今にてもウテツなどの邊は風俗もや、蝦夷に類して津輕の人も、彼等は蝦夷種といひていやしむるなり、余思ふにウテツ邊に限らず南部津輕邊の村民も大かたはエゾ種なるべし、只早く王化に服して風俗言語も改まりたる所は先祖より日本人の如くいひなし居る事こそ思はる、故に禮義文華のいまた開けざるは最も事なり、南部の邊鄙にはいろはなだに知らずして、盲曆といふものありとぞ、余が通行せし街道にはあらねど聞きしまゝを記し、又般若心經などもめくら曆の法にて誦すといふ云々

橋南谿は醫師にして探險家、尙藥に補し石見守に任せられし人、親しく奥羽越を踏破して風俗を視察し、著書も亦多し南部津輕邊の村民大方はエゾ種ならんとの觀察は卓見といふべし、今より約百年前までも一見して人種の相違を認め得べき程なりしを見れば、陸中の北部は殆ど純夷種の部落ともいふべく、其以南より陸前の大平も平泉全盛の頃までは、尙異人種の特徴を相貌言語、

風俗の上に存せしなるべし。

又東遊記の記事に、南部藩内の廣漠たることを記して

南部の地に南より段々一ノ戸、三ノ戸、五ノ戸、七ノ戸、八ノ戸、九ノ戸、野邊地まで戸の字の付たる地多し、戸の字を皆へき讀むなり、皆三里五里、或ひは七八里を隔て山に據り川を受けて要害の地なり多くは城跡を見ゆ、今にても戸の字の付きたる所は皆町作りにて賑かなり、往古蝦夷を防ぎし關所木戸なりと覺ゆ、それ故今に至りても猶ほ其名の残りたるなるべし、其内野邊地といふは北の終りなり、又南部の地は今も六丁を一里といふ、余初め宿より宿の間を尋ねるに或は二十里三十二里などいひしに驚きしが後には馴れて常になりたり、道平かなる所などは馬に乗りて道を急ぎし事ありしが南部の地にては一日に七八十里、又は百里も經行せしことありき、仙臺領津輕領も南部に近き地は多く六丁を一里といふ六十丁を大道一里といふ其地の人に里數を尋ねるに其人大道か小道かといひて幾里ありと答ふ惣じて古風なること多し云々

戸は夷族の各部落が防備をなして住居したる跡にて柵戸の『へ』なり、日本の古制柵戸に倣ひて、集團せし爲め、『へ』の名を存せしなり、又六丁一里は王朝時代の古制にて、奥州の住民は後世の三十六町一里制を知らざりしなり又同書に

錦木は夷俗

錦木の古跡は南部領と津輕領との境に湊といふ所の傍らにあり、街道より東南の方へよほど入込みたる所なり其跡にツギといふ木の檜木に似て殊に大なるが一本残りありしが四五年前に雷火にて其木焼失せりとなり、又南部三ノ戸の西の方の在中に錦木の古跡まで巡見使なども一見の地ありといふ何れが誠の古跡なるにや總て名所古蹟も仙臺より上方の地に甚だ多し津輕南部は甚だ少し出羽の國にても秋田邊は古の遊びしこともなしと見ゆ、只西行一人は極邊の地にも遊びしにや外ヶ濱岩城山等の和歌残り其の外の名所は纔かに津輕、善知鳥宮、けふの里、此錦木の塚など計りなり、東の壺の碑、野田の玉造などは南部の内さといふ南部津輕秋田邊はむかしは皆夷人の住家なりけるを覺ふ、やうく此二百年計りこそは全く日本の地さなれりといふ人あり云々

夷族同化の根跡を失ふに至りしは近世のことにて其以前は、人種上の相違歴々たりしを、此の頃までもいひ傳へし證據なるべし。

尙思ふに錦木塚のことも蝦夷の古俗なり歌人の解釋は當らず、袖中抄には

にしき、ほちつかになりぬいまこそは人に知られぬわのうち見ぬ
顯昭いふにしき木といふは、よのふるとにて昔よりいひ傳へたるにつきてふたつのやうあり、一には陸奥國のおくのゑびすは男、女をよば、むとする時文をやることはなく、一尺許なる木をまだらにいろとりて、その女の家のかごにたつるに、あはんと思ふ男なればそのにしき木を内にこり入れつ、をそくこりいるれば、しめて猶たて、千束を限りにたつればまことに志しありけりさて、その時に取り入れてあふさいへり、或ひは千束になりとも取り入れぬさは思ひたえぬさいへり、いまの歌は千束たて、あふ由の心をいへるなりにし木々さば色々にまだらなればいふなり、ひさすちたつる木を束と云はんこさいか、と疑はるゝ故に薪をこりて立つこさいふ義はべれど、それは別事なりまだらなる一箇なこともなごか束と云はざらん、弓にもつかさいふはひさつなれさいへり(申略)一にはにし木々さば灰の木なり、ものゝいろくにあふゆゑにその木をば灰にやきてさせばいふなり、東國の紺布のいろのひかりめでたきはその灰をさすなり、やがてその灰の木をにしき木と申すなり、その木をえりてたつれば、にしき木のちつかさばいふなり、ものゝ色にあふ故にいはいひてさくあふべきしるしに、げさうふみに用ゐてかごには立つるなりさればにしきまだらにいろなごさいふこさば、たにしき木といふにつきいふなるべし云々

全く取どめのなき説にて、古俗の研究上何の價値もなしといふべし。

こは思ふに往古夷狄部落を見たる日本人が、一尺程の木を夷女のもてるを、さては戀文の代用ならんと想像し遂に錦木の説となり、歌にも咏むに至りしならん、されど夷族の間には、男女間にさる風習なく、一尺程の木を持つは神を祭る爲めに多くは巫女の持ちたるものなり、今山形縣

地方の巫女が口寄等をなす際に神體として所持するは一尺餘の木を布にて包めるものなり、又岩手縣遠野地方の巫女は一尺程の木に男女の顔を刻みたるを持歩くといへり、又秋田縣仙北郡邊の巫女は谷を隔て、生えある桑樹の枝を切り八寸餘りの束の末に人の頭を作り之を絹綿にて包みて所持すといふ、岩手縣の他の地方にては木串に種々の布片を細く截ちたるを結びつけて之を携へて祈るともいへり。

松前志に引ける蝦夷風俗彙纂によれば、蝦夷は桑の木一尺餘の枝に男女二神の形を刻みて所持し若し祈願するものあれば布片を出させ之を包めり、又之を左右に持ちて呪咀することもあり、吉凶を豫言すといへり。

和賀稗貫二郡志岩手縣稗貫郡龜ヶ森の條に記して曰く

くいつは神子の類なり、俗にモリコ又はイタコといふ、木の切を以て白山明神の形を刻み此に絹布の裂を多く蔽ひ之を舞はして兒童のまじなひす云々

奥羽地方にて巫女の持つ木片をオシラサマ又はシラサマといふ、又現今アイヌの神聖なる祭具とするイナウといふものは木の棒を削りかけたるものなり、是亦オシラサマと系統を同じくするものなるべし、日本の歌人によりて懸想文の代用品として目せられしは其の實夷巫の持てるオシラにて、之を都雅に呼ばん爲め、にしき木といひしならん、さて其の祭具たるオシラの棒も、追々是用ふるものも稀になり、それを集めて埋めたるを、にしき木塚と呼びしなるべし、今奥羽の巫女の秘め有つ木片はその夷俗の名残りにておぼろげ乍ら夷族同化の沿革とも證するものなるべし、

し、又同書に出羽の北部に於ける城墟を擧げて疑ひを存せり、曰く

出羽國秋田城の東邊既に津輕地に近きところに鶴形飛根などいふ所あり、此邊津輕地の界たる所にて山の姿川の流れ頗る要害の地形なり、然るに此邊山甚だ高からずして或は川を前に受け或は兩山相對し或は數里一望に見ばらしすべて山の頂上平地にして古城の跡儼然と備はれり然れども他所の城跡に異なりて地面甚だ廣大にして十町二十町に連なれり、或は中に一山高く四面は山の姿堤の如くめぐれるあり、或は山連り屈曲して所々に通路の道を開けるもあり、山は何れも皆上平にして人作にて山を引ならしたるものなり天然の山の姿にはあらず此あたりにて何人の城跡にやと尋ねるに知るものなし、又古書傳記にも此あたりにかく廣大の城廓を構へ住みたる人を聞かず、日本記などにも上古蝦夷を征して鎮府を置きしうにも見えす、何にもせよ人力を費やしたること豐臣太閤などの十倍にも至るべし、日本古今未ださることを聞かず、按ずるに上古の世、蠻夷の住みたる時、彼人に格別の豪傑ありてかくの如き事をなせしやいぶかしき事の限りなり、博物の人に見せば考ふる所もあらんや是まで人の沙汰せざる所なれば書しるせり、又津輕地に入りても錠が關の山の口に城跡あり、是も飛根などの如く山を引ならし前は大河を受けたり矢倉の跡或は城門の跡など儼然と残りて見ゆ此城跡も他國の名高き古城の跡採よりは格別に大なれども飛根のごとく數里に連り四方にはびこれるにはあらず、飛根に比ぶれば十分が二にも足らず、此の錠が關は何人の城跡にやと所の者に尋ねるに之も何人といふことを知るものなし、所の人も只城跡と計り覺えたり今に土中より太刀、響等種々の兵器を掘出す事多しとなり、されば纔かに三四百年か五六百年には過ぎざらん事を、文華なき國なれば書き傳ふる人も無くなれりける事にこそ

鶴形、飛根（今富根村字飛根）は米代河口能代より古への比内郡賚の柵、即ち今の太館平野を經、矢立峠を越えて津輕領碓ヶ關に至る要路に當り、文治の頃大河兼任等が活動せし地なり、此邊には所謂檜山領にて、安東氏之を領せり。

安東氏は夷族安倍貞任が裔にて文治の後も檜山を領して勢威あり、出羽の北部に於ける唯一の武

將たりしなり、其の城廓の規模の頗る廣大なるを見れば、文治の役後、賴朝に歸服して後に築造せるものは思はれず、安倍氏の衣河に亡びし後、其の族の出羽北部及び津輕を統一して代々武威を輝かしたる結果なるべく、津輕の安東氏の下國と稱するに對し、檜山の安東氏は上の國と稱し足利氏の頃までも、北部出羽を鎮したり、思ふに出羽に於ける夷族の領分を上下に分ち、檜山を上の國、津輕を下の國と唱へしなるべし、上の國の安東氏は足利氏の季世の亂に及び北海道に移れり、今の渡島國檜山郡上の國は其の移住地なりといふ。

碓ヶ關附近の城廓も安東一族の據りしところなり、其族長は弘前の東北藤崎に居りしを以て藤崎安東と稱す、此の安東氏も泰衡に同意せざりしを以て賴朝之を津輕の守護とす（内津輕三郡は宇佐美氏の領たり）檜山の安東氏に對し下の國民といふ、嘉吉中安東盛季（又教季に作る）南部義政と戦ひて破れ、北海道に渡り松前より茂邊地函館一帯を領して依然下の國と稱せり、檜山の安東よりも先に渡航せしもの、如し。

日本化したる夷族の大酋長は陸奥にて安倍氏、藤原氏（平泉）出羽にて清原氏、檜山安東氏、藤崎安東氏等あり、足利の季世に及びては、自他ともに日本人として認むるに至りし程なれば、其の部屬の奥羽兩州に蕃殖せるものも其の儘同化して日本人となれるなり

寛政中に著はしたる古河古松軒（名は辰字は子曜、通稱平二兵衛、備中の人、幕府の巡見使に隨ひて、奥羽及び北海道を視察せり）の東遊雜記に乙部浦の蝦夷のことを記したる條下に

蝦夷も今にては昔のやうになくて松前に近き所にては日本のいろは文字もならふさいへば此の後ばそろ／＼日本風にもなり

ぬべし、松前と稱するも鎌倉時代は今の蝦夷に替ることもなき夷ありしことなり、既に正徳年中に蝦夷人十人斗り、漁船に乗りて津輕の地、三馬屋の邊にて津さいふところに来りて住居せり元より獨漁することは上手にて鹿を取り海漁を取りてわざとす『津輕近江の夷と争論のこと出來し相戦ふ所に我々が一類はたゞ殺されし、此人數あやうきなのがれ此地に来りしものにて再び歸り候へば殺され候よし御慈悲を以てさし置かれ下さるべく』さいふによりて其のまゝ捨ておかれしにわづかの間に今の日本人に少しも替りし事なく言語はいふに及ばず文字も知りて中にも三郎さいふものは今千石積の廻船を處持し富饒の身となりて津輕侯の御用も仰せ付らるゝ事なり、始め來りし蝦夷人の孫なりさいふなり。

とあり、近江人の北海道に入りしは足利氏の應永年中、江州後藤の一族亂を避けて蝦夷島に入りしともいひ、或ひは松前氏の祖蠣崎慶廣、豊臣秀吉の命により蝦夷松前を統括し文祿中近江に於て三千石を賜はれり、故に近江人の北海道に入りしは文祿の頃なりともいふ、何にしても北海道の夷族が近江人と衝突して津輕に逃げ來りしは事實にして而も彼等は間もなく同化し其の孫の代に至りては純然たる日本人となり千石積の船を所有する身分とはなりしなり。文化の頃の著述『未曾有記』に藤島（東津輕郡筆島なり）ウテツ及びワクテ川等の四ヶ村は蝦夷人なりしが五十年來今の俗に化したり、今も蝦夷の子孫といふものありと記せり、其他安永の頃の出版『雲根志』に

外ヶ濱は九十三里、此濱通りに蝦夷の住所五六軒づゝあり、月代半分割りて目赤く耳に環あり昔より代々爰に住す久しく同化せずして蝦夷の古俗の儘、外ヶ濱の邊に住めるものありしなり。

又文化の頃の著書、眞澄遊覽記に

上辻鐵の浦人はもも蝦夷の末なれど物言髪容今は異浦と同じ

母衣月の繁岐利婆(夷)が末のものを又右衛門といふ、松ヶ崎の加布多以武(夷)の末を今は治郎兵衛といふ、藤島の牟左河衣武(夷)の末を清入といふ、辻織の久磨他河以武(夷)が末は此浦の長なる四郎左衛門なり、此の四人の保長としては濱名浦の七郎左衛門今も禮物を受く云々

青森縣の北端にありては、其頃既に同化して日本人と擇ぶところなき平民も、夷族たる祖先の名の傳はりありて人種系統の明らかなるものありしなり、近くは吉田松陰の東北遊記に、津輕の三厩附近のことを記して

龍飛崎の近地に五村あり、上字鐵、本字鐵、六十間、筆島、釜澤といふ、戸數合せて六十許り、其の人物舊くは蝦夷人種に係る、今は則ち平民と異なるなし云々

又柳田國男氏のものせられし『蝦夷の内地に住する』と題する文中、此の消息を最も明らかにせるものあり、左に要を摘む

青森縣下北郡風間村大字易國間は舊くはイコングマで、爰に居るアイノの附けた名だ、イコングマの榮えた頃は隣のチタン澤にも夷人が浦人と共に住んで居た、同郡脇野澤村字九艘泊のアイノも今は絶えたる處のものはいふが、現に佐野と稱する蝦夷の子孫があつて夫死亡の後三年其妻初子なるものよく家を守り老人に仕へたことあつて幕府の巡見使石川忠房、村上義禮より褒美を受けたといふのが寛政五年九月五日の事である、同じ村の大字脇野澤にも昔住んで居たハツピランといふ蝦夷の子孫が残つて居る、又大畑村大字大畑附近のノッコロは元はノツコル、ピツ、ケの落は舊くはヒツツケ何れも蝦夷人の爰に住んだものが呼んだ地名である、此の邊の海岸は一帯の高砂で今の民家は皆其上に建て、あるが此も寛政五年の高浪に其砂田が崩されて多くの屍骸が下から出た、何れも臥した儘に埋めてあつたからアイノであらうといふことであつた、アイノは死すれば寝たる様に席に巻き塚にこめるのが其の風習である、此徒には永く此の地を自分の村として居たらしいが、同時に今の北海道も海上自在に往來したと見える、下北郡川内村大字宿野邊には蝦夷人スケノベツなるものが住んで居たとあつて、

繪河の西に村址がある、或る時の凶年に出逢ひ、遁げて松前へ還つたといふことで、平所といふ地名ばかり残つて居る。

尤も此等は皆海峡に面した蝦夷地の對岸であるが或ひは青森灣の奥深く、淺蟲の温泉から青森の町へ通ふ海岸、横内組の袈裟森の附近にも昔シロサクといふ蝦夷が居た家の跡がある、小さな岬の尖端で、其處の立石の名を祖母石といふのは、シロサクの女房老いて我子の遠島渡する別を嘆き此の石となつたのだと傳ふ。

更に南部の東の荒濱、上北郡六ヶ所村大字泊の少し北にも蝦夷人の住んだ村址がある、其の地名を蝦夷屋敷といふ人も知る如く蝦夷屋敷蝦夷穴蝦夷塚などは東北地方には無數にあり色々の口碑を有てる關東以西では其傳説が少しつゝ變化して居るが元來は一つの話であらう。

北の海岸では越後と勿論、佐渡にも能登にも蝦夷の大人の昔語りがある、能登の鳳至郡宇津町大字宇津は今はウセツと呼ぶが、此も元は文字の通りウテツであらう、ウテツはアイノの語のウトエツの約で即ち彼等が好んで住む岬の側を意味するかと思ふノトも亦此語の岬のことだといふ説がある。

今からちやうど百五十年前寶曆十三年の序文ある遠野古事記の中に、其の時から又八十四五年前、著者の母が幼少の時に、松前蝦夷か田名部(陸奥の下北郡)の夷かは知らず、惣體に毛の生えた乞食夷が、小弓に小さき矢を取添へて度々來たのを小兒等が事の外怖れて、常に部屋の間々に遁隠れたといふ話しが載せてある、度々來たといへば此の附近に住んで乞食をして居たのである、外南部の海岸からは四十里以上ある、又昨年春千葉縣茂原在の鶴枝村で聞いた話に、東上總の海邊では近い頃まで岡の蔭などに穴住居して夏冬共に裸で海へ入つたりする一種の賤民が居た、之を此の地方でインツツポ又はエンツツポと呼んださうである、エンツツ坊は必ずしも蝦夷でないかも知れぬが其詞は少なくもエツから來たものと思ふ云々

正徳中三厩に來り住みし夷族の如く孫の代には純然たる日本人に化したるものもあり、遠野古事記に見ゆる如く、後代までも同化せずして、一族中に取殘され、乞食となりて彷徨したるもあり、同化が必らず一律に行はれしとは斷定するを得ざるも其の或るものは案外速かに同化して、異種

正徳中の夷

族の面影を留めざるもの多かりしは事實なり、柳田氏は又

樺太富内村の山邊安之助君などは立派な洋服を著て私の家へ来た、色こそ少し黒いが六尺の大男で、眼が鋭く、口髭が見事である爲め、我々によりも寧ろカイセルの寫真によく似て居た、先年室蘭の江供で會ふたアイノの紳士も髭を奇麗に剃つて居たので、些しも北狄のやうな感じがしなかつた、旭川の兵營などで彼等の青年を教育した士官は、屢々經驗せられたとであらうと思ふ、實際首から上を内地人と同程度に修飾させるならば、きつと郷里の誰かに似て居るやうに思ふことがあるに違ひない、内地にもアイノ手とも稱すべき顔容は随分多いやうである、以前何回も面會したものである某通信社のE君の如きは江供の舊知己の令弟かと思ふやうであつた、其語音に由て君は青森縣でしやうと聞いたら果して津輕人であつた、併し獨り此地方ばかりでなく、現に體にばかり毛が多いと言はるゝ某縣の顯官、又は某省の能吏某氏の如きも、眉から眼から顔の輪廓からよく似てる、此の人々までも決して五代や七代の前に内附した人ではあるまいが古い祖先の遺傳が偶發したものであると思ふ。

千年前の朝廷の記録には俘囚優遇の證據がいくらかも見えて居るが彼等の最初の生活はやはり寂しいものであつたらうと思ふ彼等の戸主が隣村の住民と共に自分でも家の由緒を忘却して了ふまでには、よほどの年數を要したであらう、或ひは腕力で美しきシヤモのメノコを娶り、或ひは名門の公達を聲にして普通の大名小名の格に入つてしまつて今では御互ひに高千穂の峯へ降りて来た仲間のやうな積りで居る、又それが善いのである、後世蝦夷の歸順の方式が勵行せられぬやうになつてから、フラーと顔を出したもので、或ひは内々で北方の山中に居た連中に至つては、對等の地位を得ることが、中々容易でなかつた云々

と記されたり、記事中に見ゆる山邊安之助といへるは樺太蝦夷にて千島樺太交換のとありし後、北海道に來り小學教育を受け、更に樺太の居村に歸り、卅七八年の役、日本軍の爲に盡したる爲め勳七等に叙せられ、南極探險のとあるや、樺太犬を牽きて探險隊に加はりし人なり、此人の自

傳によれば同學の樺太アイヌ皆淵宇之吉といへるは最も數學に長じ教師の誤謬を指摘し、富之助及び遠藤周藏といへるものも秀才にて助教となり、千徳太郎といへるものは、書法及び讀書作文に長じたりといへり、此の種族の頭腦の決して日本人に劣らざるを知るに足るべきなり。

われ等が面會せし函館附近の蝦夷辨開某といへるは年齢五十餘、明治天皇の御大喪儀拜觀を許されて上京する途中にて夷族本來の服裝にイナウをも懸けありしが日本語を明瞭に練り頗る事に通じたるもの、如く、身の丈高く、頗る威嚴ある相貌なりき、若し之に日本の衣服を著せ、頭髮を日本風になさしめなば、何人も内地人と區別すること能はざるべしと思へりき。

思ふに奥羽の蝦夷も斯る状態にて其の儘に同化し、祖先の夷族たることをば長き歲月の間に忘失したりしならんと思ふ證據數々あり、東遊雜記に今の山形縣庄内附近の風俗を叙して

この邊米の澤山成る地にて下民といへども平生米を食し、まつしきものはサガといふ米にまじへ喰ふ事なりサガといふは土人ツクナシともいふ、ウツキともいへり卯の木にはあらず、澤山にあるものなり、人足に出でしもの、蓑を見るに至つて雅なるものにて所望に思ひし程なり、龍の鬚と稱せる絲の如く細き海草にて色は薄黒く上方にある蓑と違ひ上品成るものにして雪中などは一入よからんと思ひしなり、又荷すりと稱して唐人の服に似たる帶きりにかゝる袖なし羽折の襟のなき衣を著し脚絆は山菅にて圖の如くなるもの、たばこ道具も左の如き雅物なり(圖略す)ホクチ古木を焼きて灰とし火打を火口入に懸け置きて石を以て火を打ちこえて火の付くやうにしてあり何れも他國にては目なれぬ物には面白きもの故に求めし人もあり。

同書、北海道黒石蝦夷の風俗を叙したる中に、礎石、火口、火口入とも、之と頗ぶる相似たることを記しあり。

同所又莊内の風俗を記したる中に

寒き節の頭巾にて山菅にて山岡頭巾の如く帯までもはる／＼さかゝる様にしたる頭巾もあり、婦人の風俗にも變りし事あり長き故に略す、すべて在中十軒に八軒までは土間住なり、貧家にて土間にするにあらざる國風なり、蕨たゝみ、その外の器にも見なれぬ道具數多あり、夷風の残りしなるべく宿々にて料理して出すものにも食しなれぬ物あり、異木、異草も多く數々にて面倒に思ひ爰に記さす。

羽前の山夷

農家、漁家其他田舎の家々に、床板なき土間の部分の多きは、羽前、羽後、陸中、陸奥押なべて明治十七八年頃まで然りしなり、床板を張りたる部分もありしかど、概して低く、多くは土間に木材を竝べその上に板を敷きたるまゝにて、中にはその上に蕨を敷けるもあり、又床のある作りには所謂蕨たゝみを敷けるものありき、蕨たゝみとは、疊床の上に藁蕨を張りたるにて、斯るは上等の家居なり、又先住民族の遺風ならんとも思はるゝは燈火なり、羽前羽後の邊にて明治の初年頃まで普通民家に用ゐし燈火の松の脂を長さ七八寸太さ百匁蠟燭程にしたるを熊笹の葉にて巻きたるものと深山の枯竹とにて、藁臺油、蠟燭の如きは神佛に供するときの外用ゐざりき、思ふにこは山夷の遺風なるべく、海夷にありては魚油を用ゐて燭としたるなるべし。

橋南溪の東遊記に

秋田市津輕邊極めて北地なる故、松なく竹なく其の外の草木にも無きもの多し鳥類も中國の如く多からず、只虎杖、車前草、獨活、仙臺萩等甚だ多く且肥大にして上方にては見ざるもの故目を驚かせり、又熊笹甚だ多し深山は皆是なり、彼地にては根曲り竹さいふ、蝦夷地にてはシヤコタンさいふ、蝦夷にあるは最も大にして太し長さ八九尺太さも杖ほどなるもの多し云々松なく竹なしと視察の周からざる結果にて、事實にあらざれど、熊笹の八九尺程なるは、蝦夷地

のみならず、羽前羽後陸中陸奥等の山地に多し、是等の竹に花咲き實を結ぶときは一齊に枯るゝ故それを伐採し、點火すればよく燃焼す、普通民家の燭火、及び鑛山に於ける坑内の燭火は皆この枯竹を用ゐしなり。

又羽後の山奥の民家には、厠を家の入口に作れるもの多し、古への邑婁種族の風俗も厠圍を中心とせる家屋の構造なりしといへり、是等も異民俗の遺風と關係あるべし。

山蝦夷にて専ら獸獵をなしたるもの、子孫なるべしと思はるゝものは羽前羽後の山地に多し、多少の畑なども耕せど專業は狩にて、よく犬を御し、青鹿、猿、狐、狸、兎、熊などを獵す、土人之をマタキといふ、近世に至りては、銃をも用ふれど、元は弓を使用し、又銳利なる刀物にて薙刀に似たるものを携へ、堅木にて作れる棒を持てるもありき、是等の徒は多く深山に住し、冬期に至れば積雪を踏みて峰より峰、谷より谷を傳ひ、獸を逐ひて數十里を行くことあり、嚴寒にても薄き麻布を纏ひ、獸皮を其の上に著し、犬と共に丈餘の雪中を走り、獸類を逐ひて多くは之を撲殺す、毛皮を傷けざらんが爲めなり、思ふに夷語のマタは冬の義なり、マタキといふ稱も、夷語に關係あるべし。

すべて羽州の邊の民俗の大に改まりしは足利の末、上國の武將の争ひ入りて、領地を占めしよりのことにて、其の以前の土民には、夷族の多少同化したるもの、み多かりしなるべし、佐竹氏の封を常陸より秋田に遷されて境に臨むや、一望榛叢の地、之を日本國として見るを得ずと嘆けりぞぞ、東遊雜記に酒田吹浦のことを記したる條に

松前公の奥方、京家より入らせ給ひ、北陸道を下り給ひし頃、此の地に御乗物を寄せられ、しばし御休みありしに、四方のけしきを見給ひつゝ、之より先にも國はありやとのたまひて、聲を上げ喚き給ひしを人足に出でしもの物語りなり。此日は御巡見使へ御馳走にて漁人大勢集まりて綱を引く、いわしを取りて御覽に入れしに婦人も加はりて綱を引く、さらには倭國の人とも見えすいやしきありさまなり。

とあり、歴史には諸侯、諸士の事蹟、軍事の關係などを記せれど、邊鄙に於ける土民の風俗習慣の變遷などは毫も記述せず、故に古への奥羽土著民も今日の如くなるべしと思ふもあるべけれど、そは大いなる誤りにて、一般民俗の大に進化し關東中國の風をも混するに至りたるは徳川氏三百年の間にあり、而もその中世の頃までも、他邦人を驚かしたる程の差違ありしなり、同書又本庄の城下の下に

此邊の町端には穢多町、百姓家と軒を並べて居住す、國風さはいひ乍ら、他國に知らぬことなり、本庄などの穢多町中々に奇麗の家作りにて居るは皮細工いろく飾りあり貧なる體に見えず。

とあり、總じて羽州の北部にては、穢多を卑み嫌ふこと關東中國等の如くあらず随つて又之を平民と區別して交通往來を忌むが如き風俗なし、單に神を祭る時、穢れありとするのみ、是れ亦注目すべきことにて、穢多は山夷乃ちマタキの部落と關係あり、山夷の一部が其の獵獲物の毛皮等に加工して販賣する爲め市街地に出でたるもの即ち後世に穢多といへる職業となれるものにて單に職業の區別あるのみゆる混住を忌むの風俗を生せざりしなり、東遊雜記には由利郡に入りて、村々より選拔せられて出でし案内者が全く無筆にて郡村名の文字も知らず、言語も解し難く、又西馬内邊にては佐竹家の足輕さへも、巡見使の前に裸體にて立はばかり、下に居れど大聲に叱す

れば、手をつきたるまゝ尻を立て居るを見て、是れ夷なるべしといひしことを記せり、當時の風俗の一端を知るに足るべし。

又南谿の東遊記に

秋田市津輕の邊の村民の子供、榎木の皮の如く見ゆる木の皮にて、未開きに巻きて吹くものあり、其の聲甚だ大なり、是れ胡笳の遺製なりとぞ、所々にて見及びたりし故、一つ携へ歸りたくも思ひしかども長途荷物の重きを厭ひやめたり、只其の圖はくはしく寫し歸れり。

とあり古松軒の東遊雜記には、北海道乙部浦の蝦夷の風俗を記したる次に

コサ笛の圖(圖略す)長さ一尺五六寸より二尺迄にて大小ある中にしんはなく異木の皮にてクルクルとまきて丸く製せしものなり、古歌に『こさ吹かばくもりもやせん陸奥の蝦夷にな見せそ秋の夜の月』

として圖にも説明を附しあり、昔は奥州にも出羽にも、胡笳を吹くの習俗ありしなり。

爲家の歌に『陸奥の蝦夷』とあるも之が爲ならん、但し支那にいふ胡笳の遺製とは思はれず、胡笳は合解に『笳は李伯陽、西戎に入りて作る所、葉を吹き聲をなす、之を聞くに聲最も悲し、故に悲笳といふとあり、岑參が顔真卿の使して河隴に赴くを送る詩に

君不聞胡笳聲最悲。紫髯綠眼胡人吹。吹之一曲猶未了。愁殺樓蘭征成兒。涼愁八月蕭關道。北風吹斷天山草。崑崙山南月欲斜。胡人向月吹胡笳。胡笳怨兮將送君。秦山遙望隴山雲。邊城夜々多愁夢。向月胡笳誰喜聞。

夷族は西戎にあらず、コサ笛も胡笳より來りしものにあらざるべし、唯其の一種の笛の夷族の間に弄せらるゝを、胡笳に思ひよせて詠せしものなるべし。

夷族の體格の偉大にして堂々たることは今岩手縣地方にて往々にして見る型なり、今日現存の北

海道蝦夷中には羸弱矮小なるも見ゆれど、一般に此の種族の筋肉骨格はよく發達せるものの如し、東遊記石黒蝦夷の條に

夷族の體格

こゝにては古例ありて蝦夷人御巡見使へ御目見えする事なり、御目通りへ出でし蝦夷人十七人なり十二人男、五人婦夷なり、こゝへ出でし男夷は甚だ逞ましく長もおのゝ六尺ばかり、顔色ゆゝしく、人品骨柄天晴の夷人なり、婦人はさして變りしやうには見えす、衣服は乙部浦へ出でし夷人の服よりも劣りしなり、林子平が三國通覽に云がきし蝦夷人の繪姿に似たる所なし予が見ざる所の蝦夷人は知らず、今日見る所の夷人は日本人のに變りし所さらになし、たさひて云はゞ口髭多き力士の丈夫なるを赤熊頭にして左に圖せる衣服(圖略す)をきせて見るにひこし林子平が目眉毛一文字につきしやうに記しあれども日本人の眉毛あつきを見る如く一文字に續きし眉毛は一人もなし婦夷の風は白石先生の蝦夷志に圖せし姿に似てかしらのうしろは刺りて雛人の童子あたまの如くに中きりの髪を前後左右へなでおろせし頭なり頬には菊の花或ひは梅の花或ひは櫻の花を點せし手きはよく、唇はうすく、青くせしものなり。

と記し婦夷の鶴の舞、男夷の射禮、棒打、繩跳、角力などの様子をも仔細に記せり。

又宗谷のテウケンといへる蝦夷のことを記して曰く

此地に富饒の夷人三家あり、その一人にテウケンと稱したるは空飛ぶ雁を射落し海上に浮む魚を射さり、人物も宜しく身の長八尺に髭の長さ一丈二尺、行くときは髭を左右になで、小夷二人に持たしめ、座する時は小夷の膝の上になみ、寝るときは、鹿の皮の袋に入れ髪を愛すること甚だし、松前の商人、テウケンとは稱せずして、詔ひの詞に關將軍と呼ばば聲に應じて喜びの體なり、此夷五十歳まで長壽して元文中に死し今はなし云々

此の記事は著者古松軒自ら宗谷に至りて筆したるにあらず、松前滯留中、油屋傳兵衛といへるものより聞きしことなりといふ、一丈二尺の髭といへるは誇大に話したるなるべきも、髭の多く且つ長きは夷族の特徴の一なり、然るに奥羽人にも異常に多毛の人を見受くること少なからず、北

長髯

秋田郡の人、柳田ながしといへるを、われ等仔細ありて知れるが、若き頃北海道に渡り後志にて鯨漁の網元となり、相當の産を起せし人なり、國にありし頃はさまで髭多しとは思はざりし由なるが、彼地に至りて後髭を蓄はへたりしに、斯くはなれりてて先年われ等に示せしを見るに髭々として二尺餘に達す、坐る時は二分して之を結び、寝るときは袋にすと語れり。

毛髮鬚髯及び體毛の多きは、人種の特徴と云はんよりも、氣候に適應すべく自然に發達せしものにて北方民族に通有の現象ともいふべし、寒帯に棲める鳥獸の羽毛の極めて稠密にて、冬期には皮下脂肪の多きも適應性の然らしむる所なり、所謂毛人の子孫も寒地を去りて暖地に住むに至れば、體毛減すべく、さなくとも衣服其他生活状態の變じて保温の方法具備するに至れば、毛髮等の稠度を減すといへり、不要機關は退化する原理によるなるべし、されど柳田國男氏の云はれし如く遺傳の偶發もありて、内地人にも往々昔の北方民族の特徴を顯現することあり、われ等の知れる北秋田の柳田ながしの如きも其の一例なるべし。

されば現在の奥羽人が、蝦夷の如き髭を有するもの多からざるが故に、彼れど人種上の關係なかるべしといふは當らず、蝦夷と日本人との雜婚問題は前にもしばしば記せるが、北海道夷族と日本人との結婚につき、東遊雜記に

松前にて不行の男、渡世の手たても盡きて、いかんともなりかたきものは蝦夷地へ行きて、やもめ住みの婦夷の家へ入簞なるも稀にはある事にて松前人と夫婦となりて、子供まで出生すればシヤモ筋(日本人をシヤモと稱するなり)の孫とて蝦夷地の歴々を稱す、此の類は前々よりあることにて松前蝦夷人より交易の道に利根なれば、夷人ものしりて先生の如く敬

夷族の風

夷人種は元來正直にして品行の正しき人種なりしが如し、特に男女の間に不義淫佚の悪習なかりしは、血統を重んじたる爲めとおぼし、故に貴族に結婚するに當りても必らず正式の婚儀を必要としたるにて、平安朝時代の日本人の如き淫糜の行ひはなかりしなり、奥羽夷族の結婚問題が戰爭の原因となりしこともあり、畢竟彼等の種族が婚姻といふことを眞面目に考へたるが爲めなるべし。

袖中抄に

みちのくのえびすの身より出だす血のこころなれや逢はぬこひかな

顯昭云ふ、奥のえびすは、わが子、ひこの子さためんとするには、父が血と子の血を合せ、我子なれば親子の血一つにあひぬ、ここの子なれば血一つにならずといへり、さてこころなれや、あはずさはよめるなり

とあり、往古の奥州の蝦夷の習俗をいへるものにて、血統を重んじたりしことを證するに足りぬべし（古への陸奥人の蝦夷なりしこと此の外にも證あり、新千歳には『わがごとや奥の郡のえびすかけ、ごにもかくにも引ちかへつ』とあり、奥の郡は磐井郡以南の各郡をさすなり）東遊雜記に、蝦夷の男女間の習俗を記して

えぞの地は婦人多く中以下の夷にても女房二人はあり初めマチ（妻のここのなり）後のマチと稱す、富饒の夷は三人も五人も妻を迎ふるここのにて、さして嫉妬せるここのなく、誰夷が妻といふのみにして別家に住して自己のかせきを以て子など産しても養育するここのにて、婦夷の身持至つてよし、不義などいふここのはえぞの地にては決して無き風俗にて、まれに不義

夷族の倫理觀念

なる女夷あるときは男夷は婦夷をたゞき棒を以て打ころして海へ流すえその法なり、日本の風俗は不義せる女人ありてもつみせる事のなき故に、次第／＼に風情打かはりて貴賤とも不義するここのを恥せすして、ゆるす人もあまたなれど、さしての事とも思はず、開流にして事すむ、蝦夷の風俗よりは大いに劣りしここのならずや

と記せり、此の種族の倫理觀念は案外に發達し、親及び夫の爲には三年の喪に服し詐欺、虚言、窃盜を恥ること甚だしく又兩性の情慾に關することを口にするここのなし、若し他人の前にていふものあるときは、償ひを命じて罰せしといへり、東遊雜記

すべて夷人は深切なるものにして久しぶりにて逢ふ時はたがひに抱き合ひて背を撫つるここのなり、夷人は正直にて人のいふここのを信じ偽りなきものなれども松前の人度々虚言にてあやかせし故、今にては交易の道かしくて少しもあやかされず諸品の目利をす（中略）愚なる夷人ながら父母に仕ふる道は至孝にして、かりそめの事にも父母のいふ事はさからばぬ事と思ひ居る風體にて、死すれば仕方もなし父母存生のうちに親切にせざれば死して後はいかやうにしても益なしとす云々

此の種族の性質の一斑を知るに足るべし、かく正直にして表裏なく、潔白なる倫理觀念を有するが故に、他の虚偽、狡猾、不正に對して激怒し易き傾きあり、松前氏が夷地を管領して屢々大叛亂に遭遇せしも、畢竟日本商人が彼等に對して詐欺不正を働き、不道德の行ひ多かりしが爲なりといふ、寛文中に於ける蝦夷騒動の顛末につき、記すところを見るに、渡島國知内川の上流仙見山脈（千軒ヶ岳ともいふ）に於て蝦夷等砂金を發見せし爲め、寛文年中に至り秋田南部及び津輕よりも同族多く集り、數千人にて砂金を取り知内及び箱館へ持出し交易せし爲め、非常の盛況を呈せりき、然るに松前家にてはこの砂金採掘權を蝦夷より奪はんとして命令を發したるも彼等之に應せざる爲め、兵を發して之を焼討したり、是に於て蝦夷激怒厚岸に集まりて、復讐せんこと

を謀りたり、其の隊長はシャムシャインといふものにて、身の長八尺、力數人に敵する程なりきといふ、夷族は此の男の統率の下に凡そ一萬人程弓及び刀を携へて松前に攻め入らんとせしかば松前侯は大に驚き津輕藩に應援を求めしにぞ、津輕藩にては笠原某を大將として兵一萬を率ゐる津輕三厩浦に陣し順風を待て渡海せんぞ、時に松前家に佐藤權左衛門といふものあり、自ら漁師に變装して蝦夷地に入りシャムシャインの卒となり、夷軍の戸切知に入るや松前軍に相圖して挺身シャムシャインを刺殺して松前軍に走り入りし爲め、松前人勢ひに乘じ夜討にして蝦夷三千餘人を慘殺せりといふ、蝦夷より見るときは、松前家の所爲は不正にして不義なり、彼等が其の土地に發見せる砂金の採收は彼等に於て正當の權利なりと思惟せるなるべし、然るに松前家は理由なく之を奪はんとし、蝦夷の承服せざるに及び兵を發して燒討するに至りては、彼等の之を讎敵視するも宜なりといふべし。

北海道志に曰く慶長十三年幕府の吏大久保長安、知内の金を開採せん計る松前慶廣辭するに地僻にして五穀生せず、糧を他邦に仰ぐが故に、坑夫を養ふ能はざるを以て其の事止むと、又一説には建久中筑前のもの知内の濱にて砂金を得、之を鎌倉將軍に獻じたる爲め、將軍頼家淘金鑛夫八百五十人、修験者一人に兵千餘人を添へて知内に遣はし採取十有三年、土人と衝突して終に敗走したり云々、されど此の説信難し、前記の寛文騷動顛末は事の真相なるべし

かゝれば王朝時代に於て陸奥出羽の夷族が屢々大叛亂を企たて王師に抗したるも所謂狼心狂性の爲めのみにはあらず、邊土の施政に任じ居れる日本文武官吏の處置宜しからざるに原因したこともありしならん、但だ夫れ此の種族に文字なく、隨つて歴史を有せざるが故に、叛亂の原因を此

の種族の側より疏明したるものはあらず、而してその種族中の同化して文字を知るに至りしものは、己れの夷種たることを忘れ、若くは枉げて自ら本來の日本人なりと稱し來りしが故に、すべての事實は蒙昧に附せられ、今日にありては纔かに片鱗を拾ひて全體を推し得るに過ぎざるなり尙こゝに注意すべきは同じき夷種の同化せしもの若くは混血せしものながら、陸奥の奥郡即ち後に南部領となりし邊と出羽地方即ち今の羽前羽後及び津輕の邊と、住民の氣風に著るしき相違あること是れなり、學者或ひは出羽の狄種と、陸奥の夷種と種族の相違あるが爲めなるべしといへれど、王朝時代の歴史に、夷といひ狄といふは、種族の上より下したる稱呼とは見え、出羽の異種族をも蝦夷と書けること少なからざればなり、唯だ出羽に向へる將軍をば征狄將軍といひ陸奥に向へるをば征夷使又は征夷將軍といへり、支那にて東夷南蠻北狄西戎といへれば、これに倣ひて東方の異種を夷といひ、北方なるをば狄といひしに止まるもの、如し、されば夷と狄との名稱に種族上の區別はなけれど、出羽の種族は北越種族の縁を引けるものなり、越後は古への高志の國にて古志種族の蕃殖せりしところなれば、同じき夷族にても陸奥とは別派なるべし、陸奥夷族はもと常陸以北に蔓延せしものにて武内宿禰が視察せし頃、日高見族として知られし一派なり、古志族は専ら海に働きて船に練熟せしも、日高見族は主として山野に働き、騎射に長じたり、故に兩族は發達の方面を異にするに共に、其の氣風にも自然の相違を來せしなるべし、且つ日本海に面したる北越及び出羽には港灣少なからざるが故に、海上よりの刺戟により、自然に險猾の氣風を生じたるべきも、陸奥の方面には往時船舶の寄港少なかりし爲め刺戟乏しく、隨つて

住民も比較的純朴なりしなるべし。

近世に至るまでも舊南部領の土民は極めて素朴にして、文字のなきことはいふまでもなく僅かに日本語を解するのみ、これだにも他邦人には通じ難き程なりき。

寛政の頃、幕府巡見使に隨行せし古河氏の紀行によりても其の一斑を知るに足るべし、今の青森縣田名部より小田野澤に出でそれより泊濱邊の紀行中に

この邊なごの人物を見るに多くはいやしきことにて婦人も櫛かんざしなごすことを知らず、おごろの髪を亂して人さばさ
らに見えざれども、心ばさして見苦しきはあるまじ、言語は男女さもチンファンカンにて十にしてその二ツ三ツならでは解せ
ず、すべて御巡見使は御領主より御巡見使一人へ御案内の外に二人か三人か御城下元の萬事に心得よきものを始終付け給ふ
事にして、別して南部の地には言語の通じ難きありて盛岡城下より通辭の者を二人づゝつけ給ひしに、こゝに於ては通辭の
解せざる事ありしことにて、人々大きに笑ひしなり。ふしぎの縁ありてかくの如き地に來りしことにて一度はおごろき一
度はよきみやげ話しと樂みもありしことなり云々

櫛かんざしも用ゐず、蓬髮のまゝなる婦人あり、通辭を附しても解し難き言語あり、之を關東中國より移住したる日本人の子孫とすれば、餘りに其の祖先の生活の痕跡乏しきに驚かざるを得ざるべし、彼等は正しく夷族にして同化程度の極めて低きものなりといふべし。

又一行が八戸より劔吉に至る途中の記事に

三枝侯は至つて馬好きにてあまたの馬を御覽ありて御案内のものへ御尋ねには牧の馬の野原にて干をうませし時に人にても
行きて育つる事にや、其まゝにて育つ事にやとありしに、案内のもの、答へに左様のことは存じ不申といふ又御尋ねあるに
は里子（これは家の中にて産ませたる仔馬をいふ）はいかゞせるご御尋ねあるに左様のことも存ぜずといふ、侯も少し御怒

の御顔色にて馬を指し給ひ、あれは何といふものぞと御尋ねありしに存じ不申といふ、此時御駕籠わきにありし人々、汝は大馬鹿ものなり、退て外のものを出すべしとて大いに叱りしかば、此のもの恐れ入りし體にて何やら懷中より取出してこれは御巡見使より御尋ねの品々に御答へ申し上げる覺え書にて、此の外のことを御尋ねあらば、存じ不申と御答へせよと領主役人より渡されし書付なり、この書付に馬の一件なかりし故に存じ不申と申し上げ候事なりといふ、皆々大いに笑ふ云々

多少事理を辨へ、書つけの假名文字も讀み得て、案内人を命せられし程のものも斯る程度の智識ありしなり。

又三戸郡關宿とて往古關塞を設けし所に一行の止宿中、灸治をなさん爲め線香を差出すやうにと命せしに宿の亭主畏みて立去り、時過ぎても持來らず、度々催促せしに唯今夫れくの用意中なりとのみ申し上げしが、暮頃に至り寺僧一人、亭主附添へ、臺に線香を載せて恭々しく持出でしといふ、死人ありて佛事供養なす時の外に線香を用ゐざるは南部藩内、盛岡以北は、悉く然りしといふ、又此一行は、沼宮内と澁民との間なる巻堀村の金勢の宮に至り、寶物を見たることを記しあり、此の金勢神も蝦夷の古俗なるべし、事の序に、金勢神が夷種の祭神なるべしと思はるゝ理由を附記すべし、先づ紀行文を掲げんに

金勢の神

此ごころに金勢宮と稱する事跡ありて御巡見所なり古への社のありしごころを古社と號して僅かなる小社あり、神體は宗十郎といふ神主の家の内に棚をつりて祭ることなり、其神體と稱するものは圖の如きの男根（圖略）と陰門の形の石なり、今の神主宗十郎といふもの至つての愚者にして御巡見使へ申し上げること、らちもなき事のみなり尤も古への風俗かくもあるべきにや宗十郎がいふに昔女帝の御時に此二つの神體を奉納ありて神にあがめとありし故に私の先祖が金勢宮と名づけ候といひぬ、かくもあるべし、道祖神の事ならんか、男根の形は鐵を以て製せしものにて千歳もたちしやうに至つて古く見え長

さ六寸六分、下に鐵の環あり、陰門の形は自然なる黒色の石にて長さ四寸六分横三寸、右二つ錦の袋に入れてあり、此外に木を以て製せし男根の形はあまたにして大なるは長さ二尺もありて、其古く見ゆると云はんかたなし大雅物にて人々ほしき事に思ひしとなり今にても願ひある人は、之を製して此神に祈れば諸願叶ふといふ事にて小なるもの夥だしくあり、世に珍らしきともあるものにて定めて由緒あるべし云々

金勢神は、岐道神又は道祖の神ともいふ、女性の生殖器を神とし男性の生殖器を以て祭るなり、此の生殖器崇拜が先住民族の遺俗なるべしと思はるゝは原始的宗教に於て嚴肅なる神秘信仰の對象として生殖器を拜せしことあるも、日本民族には絶えて其の痕跡だもなきに拘はらず、陸奥にはこの巻堀のみならず名取郡笠島村にも此の神を祭り、常陸の國にも此の祭神あり、蝦夷の最も後れて日本化したる地方にのみ此の祭神を存するに見ても先住民族の遺風なること明かなり。

思ふに往古夷族が諸國に勢力を有せし頃には常陸、陸奥のみならず、諸國に此の祭神ありたらんもこの民族の日本化すると共に、或ひは廢除し或ひは單に痕跡のみを留め、若くは他の祭神を以て之に代へしなるべし、さは、道祖の神と稱するもの、上州安中にもあり、美濃の大堰にもあり、信州松本にもあり、播州四竈にもあり、しかも是等は笠島又は巻堀の如く生殖器の形を露骨に作りて祭れるにあらず、單に丸石などを神體とすといへり、扶桑略記、天慶二年九月の條に

近日東西の兩京、大小路の衢に木を刻みて神とし相對して安置す、凡そ厥の體丈夫頭上に冠を加へ髮邊に綫を垂るに髻髯す、丹を以て身を塗り緋の彩色を成す、或ひは作る所の女の形、丈夫に對して之を立て凡案を其の前に構へ杯器を其の上に置き、兒童猥雜拜禮、殷勤に幣帛を捧げ、或ひは香花を供して岐を神と號し、又御靈と稱す。未だ何の神たるを知らず時の人之を奇とす。

と記せり、こは當時夷族の遺風の尙存せりしより、何等かの機會に於て信者の京師に入れるあり、一時の流行神となり岐神と稱せしも祭神の形體は大に變じ、單に男女の姿となりしなり、日本人が勢力を加へ、夷族が日本化するに伴ひて、異民族生殖器の神秘信仰が漸次に變じて遂に全然日本人の神となりし變化の道程をも察するに足るべし。

尙思ふに此の生殖器祭神は、蝦夷の大に跋扈せりし頃には、部落と部落との境に必ずありしならん、然るに後世祭神の變更せらるゝに及び、之を岐神とし又塞の神として、境を守り邪疫を拂ふ神とせり今各地方の村界などに存する塞の神は、元と先住民族の奉祀せし秘神の遺れるなり、さて斯く變じたる傳説的理由は日本書記神代の卷にあり、曰く

一書に曰く伊弉諾尊、其妹を見さん欲し乃ち殞歛の處に到す、是の時に伊弉册尊、猶生平し時の如くにして出迎へて共に語る已にして伊弉諾尊に謂りて曰はく、吾夫の尊、請ふ吾をな見ましそ、言ふこと訖りて忽然に見えず時に聞し、伊弉諾尊乃ち一片の火を擧て視ばすの時、伊弉册尊脹滿太高へり上に八色の雷公あり、伊弉諾尊驚きて逃げ還り給ふ、この時雷等皆起ちて追ひ來る時に、道の邊りに大きな桃の樹あり、故伊弉諾尊其の樹の下に隠れ因て其の實を採りて雷者に擲けしかば雷等皆退きぬ此れ桃をもて鬼を避くの縁なり、時に伊弉諾尊乃ち其杖を投げて曰はく、此より以て還雷敢來じ是を岐の神と謂ふ、此本の號は來名戸の祖神といふ云々

是れフナト、クナトの名の因りて起れる傳説にして、サへの神も、雷を支へたるよりサへの神といふべきをサいと訛りしなりと説けり、されど此の桃の傳説の如きは支那の文獻より附會したるものなり禮記に君從臣喪以巫祝桃茷執戈とあり、左傳には桃弧棘矢以除災とあり、後漢禮儀士に、爲桃印施門戶以止惡鬼と見ゆ、鬼を遮ぎり止むるに桃を以てするといふ説は古代支那民族の

フナトの傳説

間に發して、支那の文學と共に我が邦に傳はりしもの故、養老中書記編纂の頃、諸家の傳説中には支那のことを伊弉諾尊に附會して記したるもあり、編纂者は之をも參考として附註に記したるものと見ゆ、蓋し之を以てクナト、フナト及びサイ、といふ語の縁起を説明するに足ると思ひしが爲めなるべし、然れども之を他の半面より見るときは、先住民の殘したる生殖祭神の變化して單に其の名のみ残り、由來の明かならざるの至りし爲め、支那の傳説を我が神代にかけて斯る傳説を作りしものとも見るを得べきなり。

古事記にも伊弉諾尊が黄泉比良坂の坂下に逃來りて桃子三個を取りて待ち撃ち給へることを記し、其の桃に意富加牟豆美命と名つけ給ひしこと見ゆれど、勿來戸、支への傳説なく、又黄泉平坂を引塞し石に道反の大神、又の名は塞坐黄泉戸大神と名つけ給ひしことを記せれど、雷を支へし岐神の傳説なし、只御杖を投棄つるところに成りませる神の名を衝立船戸神といふとあれど、フナトには岐路の意なく、岐路の意あるは御禰を投棄るときに成りませる道保の神こそ、岐神、衢神の名にも負へれ、クナト、フナト、サイ、の傳説何れも確かならざるを見るべし、或ひは曰く書紀こそは漢文學の影響をも受けたれ、古事記は純全たる日本の古典にて後世の訛謬附會を混入せざるものなり、而してこの古事記既に桃の傳説あり、日本書記に掲げある傳説も亦之を後世の附會と見做すべからずと、されど古事記の撰者も和銅中の誦語の儘を録せるものにて後世の訛謬を混せずといふべからず、英人チャンバレンは、『古事記も支那の文字を以て記したるものなれば、支那風の感染なしとはいひ難し、されど他書に比ぶれば其の感染する所も僅少にして他類と

は異なり、此の書に載する所の傳説及び風俗の中に、或ひはもと古代日本人の固有する所にあらずして支那印度より移り來れるものありとするも此の撰者に於ては日本の固有と信じたるものなり』といへり、古事記の眞價を公平に判定せるものといふべし。

然るに笠島道祖神に關し名跡志には道祖神、是れ乃ち神代猿田彦命、天孫降臨の時始めて行を啓く仍りて道祖神とす、祖は始めなり道は乃ち路なり、因りて又た岐神とす云々、風土記には道祖神社、祭る所は猿田彦大神、奥玉姫、天鈿女命相殿に之を祭る云々州人男女の婚姻を祈り陰相を造り之を社前に掛け以て報賽とす、近年に至り猶然り、社家宍戸長門守之を禁じ今之を掛くるものなし云々、然るに岐神(船戸神)は天神伊弉諾尊の御子にて天照大神の御同胞なれど猿田彦は天神と縁のなき國神にて、天照大神の御孫の降臨を突然天八達に迎へ奉りし神なり、この二神を混淆したるは無稽なるのみならず、何れの神にも生殖器又は婚姻に關する何等の傳説もなし、されば、岐神にしても猿田彦にしても古來陰相を作りて祭りし理由、如何にしても解釋すべからず、名跡志には『岐神乃ち道路の義、是亦猿田彦の神號なり道の至極を原ぬれば即ち生々不息の名なり、是に於て推して男女婚姻神妙和合の祖とす、又幸の神と稱す、人家尊仰すべきの天神なり』云々とあれど、道路の義を神人の大道の義とし道原は男女の合婚にありとするが如きは後世の儒學思想より道といふ文字に拘泥せる一種の理窟にして、猿田彦、岐神と生殖器崇拜とを強て結びつけんとしたるに過ぎず民俗學上何等の價値もなき説のみ又原道生々不息説以外に、之を説明せんとしたる一説あり、名跡志に曰く『古來郷里傳ふる所の妄説に曰く此の神洛陽賀茂川西一

生殖器崇拜の風

條北出雲路道祖神の女を祭る、彼女生前私かに商賈に通ず、故に謫流せられ此の州に死す、州人祠を立て之を祀り、上元の夜を以て社日とす、又九月十九日神輿を北釜に輿かきしめ修禊して還る、一州神に祈りて應あり、則ち陰相を作りて之に賽す云々、風俗の變更と共に崇祀の理由も不明となりて、斯る傳説をも生ずるに至りしならん、されど道祖神は笠島にのみならず、各地に其の類多ければ、此の縁起傳説もて生殖器崇拜の理由を説明するに足らざるなり。

思ふに生殖器崇拜は古代ギリシア、ローマ及び印度にも盛んに行はれ、其の他小亞細亞、メキシコ、タヒチ、タスマニア等にも神像に此の類の表象あり、西藏の秘佛は最も露骨なるものにて、蒙古人も亦之を崇拜せり、案ずるに支那の北部より北韓に蕃息せる民族に早く此の習俗ありて、往古日本の東北部に分布せる異民族中にも亦生殖器崇拜の原始的宗教を有するもの多かりしなるべし。

然るに日本の天孫種族には、此の習俗絶無なりし故、神話にも其の痕跡なく、却つて後世印度佛教の輸入により、古代印度種族の信仰を混じ、兩部神道に所謂金精（金勢又根勢ともいふ、卷堀の道祖神を金勢明神と呼びたるも後世秘密佛教の教義より來りし名稱に外ならず）明神などいふものをも見るに至りしなり。

されど古代日本に於ける生殖器崇拜は天孫人種以外の異民族間に行なはれしものにて、奥羽地方に最も其の形蹟の顯著なるを見れば蝦夷（若くは古志族）の遺風たること明らけし。さて先住民族が此の生殖器神を如何なる名にて呼びたるかを考ふるに、クンネトなるべしクンネ

ト Kunneto は夷語の夜の義にしてクンネイ（黒き義より）來れるなり、卷堀道祖神の神體が黒き陰形の石なりといふをも思ひ合はずべし。

されば古へ先住民の祭れる生殖器神をばクンネトといひ、約めてはクンナト或ひはクナトともいひけん、日本の古語のクナグといふ動詞も、これより出でたりと思し、日本靈異記に天皇與后寢大安殿云々の條に婚合をクナカヒと訓ませ、又古事談には人にクナガレ云々とあり。

允恭紀に忍坂大中姬を立て皇后とす云々初め皇后母に隨ひ家に在まし獨り苑中に遊ぶ、時に鬪鶏の國造、傍徑より行き馬に乗りて籬に莅み、皇后に謂ひて嘲りて曰く能く園を作るか汝者、且た曰く壓乞戸母其の蘭一莖、皇后則ち一根の蘭を採りて馬に乗れるものに與ふ、因て以て問ひて曰く何用とカ蘭を求むる、馬に乗れるもの答へて曰く山に行き蟻を撥はんと、時に皇后意裏に馬に乗れるもの、辭の無禮を結す、即ち謂て曰く首、われ忘れじ、是の後に皇后登祚の年、馬に乗りて蘭を乞ふものを覓め昔日の罪を數へ以て殺さんと欲す、爰に蘭を乞ふものを頼地に捨きて叩頭して曰く臣の罪實に萬死に當れり、然れども其の日に當りて貴者たるを知らずと、是に於て皇后死刑を赦して其の姓を貶し稻置と謂へり云々とあり、鬪鶏の國造が入内以前の皇后に對し罪死に當る程の重大なる侮辱を加へ奉れる言語は單に、山に入りて蟻を拂はんといへる一句に過ぎずこの一句の中にも、最も無禮なるは蟻即ちマクナギの一語なるが如し、マクナギは今いふ蚋蚊にて山蚊なり、この語に爾く無禮なる意味を含めるか否かは史家の疑ふところなるが、こはマクナギの名によりてクナグの意を含めたる猥褻の語なるが故に、皇后深く恥らひ給ひ、終生忘

れじと思はれしなり、而してクナグといふ語は先住民の祭れる陰神の名より轉じ來りしものにて、クナトの神、實に之が緣由となれるなり。

このクナグよりクハヒといふ語も出で美斗能麻具波比みとのまぐはひなどもいふ。

ちきりおきししちのはしか見えねどもみどのまぐはひ月日經にけり

きかはやと人つてならぬこの葉をみどのまぐはひまでも思はず

又クハヒをクアヒと轉じクアをカに約してカヒともいひ、更に之を延べてカハヒともいへり萬葉集に耀の字をカハヒと訓ませたり、又加賀布耀歌ともいへれば、カハヒカハフなども働くなるべし。

仙覺抄に坂より東の諸國の男女、春の花開くとき秋の葉黃む節飲食を相携へて遊び樂むなりといひ、常陸風土記に筑波山の祭りに男女集會し和歌を贈答し婚をなす、之を耀歌かやうたといふと見ゆ、クネットよりクナトとなり、クハヒとなり、カガヒと轉じたるなるべし。

尙ほ思ふに夷語サンゲ又は Sange サンゲアバ Sangeapa は女性の生殖器にして俗稱にはサマンベ Samambe ともいふ故に道祖神はクヌストカムイ即ち夜の神ともいひ別に其の形體についてはサンゲアバともいひしなるべし。

爾か思はるゝは延喜式神名帳に名取郡二坐、多加神社、佐具叡神社とあり、佐具叡はサグエにてサンゲアバカムイを略したる神名なるべし。

封内風土記には道祖神と佐具叡神社とを別々とし道祖神は笠島にあり、佐具叡神社は鹽手邑にあ

りと記しあれど、其の實は一社にして延喜式の佐具叡神社は後世にいふ道祖神なり、風土記殘篇には、佐具叡神社圭田五十束又假粟猷半毛所祭高皇産靈尊、孝徳帝二年丙午三月始奉圭田行神靈有神家巫戸等と記せり、風土記殘篇といふもの後世の偽撰らしく、信じ難き説多かれど、其の偽撰の年代の舊きだけに有力なる参考書なり、此の書に記せる體を見るに、圭田は兎もあれ、神家巫戸などもありて、邑民の崇奉厚かりし模様なれば、其社の廢滅し社地の民戸に没せるが如きことは容易にあるまじと思はる然るに觀跡聞老志は、同神社の所在地を記さず、名跡志には其社廢す、今其の地を北野の宅といふ、社なしと記し、新選風土記には文化十四年石川基則名取郡中の人々と再興せりと記せり、名跡志の説を根據として文化中に至り、鹽手村に再興したるものなれど、北野なるは佐具叡神社址にあらずして、中將實方の墳墓なるべし、觀跡聞老志に『實方中將の墓、兩地あり、一は即ち鹽手村の山畔にあり、一は即ち社北七町餘農家の後にあり、北野宅といひ、叢社を設く、是れ其の墓址なり、或ひは曰く作衛臣といふもの、墓址なりと、是れ古の佐具叡神社を傳へて郷俗其の語音を誤まるものなり、然れども傳來の愆を質すこと能はず惜むべし』と記せり、佐具叡神社を道祖神とのみ呼ぶに至りて、佐具叡の稱をば實方中將に移し終には實方中將に作衛臣の名をも負はするなどの訛謬を生じたるなるべし、大日本史の神祇志は、さすがに此の訛謬を正して一神兩名の事實を明かにせり即ち

佐具叡神社（今笠島、鹽手二村の間にあり）岐神を祀る世に稱して道祖神といふ（日本紀纂疏、神代卷口訣、源平盛衰記）一條帝の時藤原實方本國守となり騎して笠島を過ぐ、路傍に神社あり

るを見、禮せずして過ぐ、俄かにして馬斃れ、實方亦尋で卒す、人以て神崇とす即ち此社なり云々

道祖神の外に佐具叡神社あるにあらず、道祖神、即ちクナトカムイの別名は佐具叡即ちサンダアバカムイなりしことを證して餘りありといふべし。

さて中將實方と道祖神との關係傳説につき神社考、源平盛衰記等に記せるところを見るに、實方一條院の御宇、大納言行成に含むところあり、笏もて行成の冠を打ち落したる狼籍を主上、樞子の間より御覽あり、實方を召し歌枕註して進せよとて陸奥に流され三年の間、名所くを註しけるも、阿古野の松を知るものなかりしが、鹽釜の神、一老翁と現じ、阿古野の松は出羽の國にありと告げしかば、實方出羽に行き、松を見て註して歸り、名取郡笠島道祖神の前を過ぎるとき、或人實方に向ひ、早く歸洛せんことを望ませ給は、馬より下りて此の神を拜し給へといふ、實方こは何の神ぞと問ふ、これは都の賀茂の河原の西一條の北の邊におはする出雲路の道祖神の女なりけるをいつきかして、よき夫に合せんとしけるを、商人に嫁ぎて親に勘當せられて此國を追ひ下され給へりけるを、國人之を崇め敬ひて神事再拜す、上下男女、所願あるときは陰相を造りて神前かけ装り奉りて祈り申す云々と答へしに、實方さては此の神下品の女神にや我下馬に及ばずとて馬を打て通りけるに神明怒りをなして馬をも主をも罰し殺し給ひけり云々
太平記古事談等何れも實方貶謫のことを記せれど實方實は陸奥の國司に任せられて任所に暴死せるなり、剛毅の人なりければ、縦令先例はありても夷族の神を祭ることを肯せざりし爲め、其の

死するや州民は是れ道祖神の崇りなりと思ひしなるべし、所謂蕃神を拜せざるの本義を固執せりしにて、この佐具叡の神、道祖の神が、岐神にも、猪田彦神にも、將た高産靈尊にもあらざりしことを間接に立證せるものといふべし。

以上は濊民及び笠島の道祖神に關して異種族の遺風の、尙陸奥に残れることを事の序に記したるに過ぎざれど、一般住民も元と異種にして漸次に混構同化し來れることは、おぼろげながら、古河氏も之を認めしと覺しく、南部の地理風俗を總括しての評に

他國と違ひて行程の改めもさらになく人物言語のことは前にも記せし如く、中よりして以下の人は何といふべきやうもなく一人として升目ばかり目里數などを悉くは知らず、予九州日向の國に下りし時に邊鄙の下國なるに驚きし事ながら、人物ぐんにはなかりしに、此の南部にては下々の人はいやしきのみにあらずして、案外に愚なり、予思ふに古への夷と稱せしも今の人の如くにて、さして替りしこともあるまじ、古へにても中より以上の人ば、是れまた今の如くにてあるべし、眞任兄弟の歌道を知れるに思へば、すべての風俗古今格別の勝劣はあるまじと思はれしなり云々

斯くの如きは獨り南部領のみにあらず、出羽の北部及び津輕も同一なれど、南部領は西に奥羽山脈ありて遠く日本海と隔たり、東海岸も、險惡にして船舶の寄るべきところなく、曠漠たる原野は水利の便なくして耕種に適せず、古來唯馬を牧するのみなりし故、久しく上國と隔絶し文化を吸收するの機會なかりし爲め、特に目立ちて古風なりしなり。

されど今日に於て、奥羽の民は悉く夷族の裔なりとはいふを得ず、夷種族は已に王朝時代に於て日本民族の尊貴なることを認め之と婚を通ずるを榮とせり、之に反し日本の貴種族は、夷族と通婚することを恥辱とせりしかど、接觸の久しきに及びて、奥羽に住せし日本民族は、夷族の日本

化せしものを卑まざるのみならず、彼等が朝廷より姓を賜はりて優遇せられ武力に於ても才幹に於ても日本人に劣らざる實蹟を示し、其の社會的極力も亦漸次に加はるに及び、寧ろ進みて婚を通ずるもの多かりしが如し、特に王朝の末、朝廷の權力衰へ上下を通じて奢侈に流れ財政窮乏して、中央政府の大官すら、費用の給辨に苦み、地方の郡司及び豪族の助力を請ふありさまとなりてよりは縁を求めて陸奥出羽に漂浪し、所謂俘囚長等の庇護の下に安堵せるも多かりしなり、衣河の阿部氏、金澤の清原氏等も、斯る關係にて、半獨立國の如き形勢を保ち、朝廷の命を輕んずるに至りしなり、平泉の一族に至りては、京師より遁竄し來れるものを多く扶持し、兩州の富力を以て自ら固めたるに見ても、彼等が自ら日本化すると共に、朝廷の衰弊に乗じて貴種たる日本人種を自由に包容し、之を自己の爪牙としたるを察するに足るべし。

この故に、現在の奥羽人の多くは、夷人種と日本人種との雜婚種なること疑ひなし、われ等は凡ての日本人が決して純一なる日本種族にあらずして他種族の血を混じたる雜種なることを種々の理由より確信するものなれども、殊に奥羽人に至りては、最も著るしき雜婚人種なることを認むると共に、この雜種たる點に於て奥羽の將來の運命の極めて好望なることをも明言し得べしと信ず、蓋し異種族雜婚と同族婚とにつきては學者の所説區々なるも、結局雜婚に於て有利なる發達を見るべしとするの説は、近來原則として認めらるゝに至りたればなり。

同族結婚の利とするところは、その同族に共通なる優良の形質を累積する點にあれど、同時に又同族に共通の劣悪なる形質も累積固定し著るしく適應性を減するに至るなり、我が邦の上古に於

ては、天神の御一族と國神との御通婚あり、大山祇の族、海津見の族など、何れも皇妃に立たせ給へりしも、御一統の後に至りては、異種族よりの御入内なし、但し後漢の靈帝の曾孫阿智王の後裔坂上刈田麻呂の女又子及び田村麻呂の女春子が桓武の女御となり、親王及び内親王を産みしが如き特例はあれど、後世京師にありては、限りある貴種階級間の結婚のみなりき。

現神にて在します皇胤の御事は元より特別の儀なれど、公卿摺紳わけでも藤原家などの貴族が概して柔弱となりしは、武事を卑み、風流韻事にのみ耽けりし爲のみにはあらず、同種族間の結婚のみ打續きしことも、其の原因の一なるべし、爾思はるゝは前にも記し、如く同族近親間の結婚は類似の形質を累積して一定型を作ると共に、其の形質は單に優良なるものゝみにあらず、同時に劣悪なるものも累積固定して、之を防止すべき他の形質の混入せざる結果、心身の精力減退することを免がれざればなり、之に反し諸國の武士なるものは藤原氏其他貴族の卑しむところとなり、邊國にありて雜婚したる爲め、身心の勢力を旺盛ならしめたるものゝ如し、天下の政柄の武門に歸したるは、斯る原因も亦與かりて力あるべし。

人種學者は論じて曰く、人類は結婚によりて優良なる形質を選取して徐々に進歩し以て今日の文明を現出するに至りしと雖も、單に優良なる形質のみに著目し同種の形質といふことに留意せざるときは形質の破壊を免かれず、故に人類は有史以前と有史以後とを問はず、同一形質累積の爲めに同族近親結婚を重要視し以て民族の生存競争に備へしなるべし、これぞ同種族結婚の漸次に發達し、異なれる階級、異なれる種族の結合を禁するに至りし原因ならん、羅馬人、希臘人、印